

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

# 経済科学 通信

2011.12 No.127

1981年5月20日第4種郵便物認可  
ISSN 0385-065X



## 災害復興と現代経済

都構想／教育基本条例案  
再生可能エネルギー／中越関係

震災で中止となった2011春季集会を当初予定の東京で開催!!  
人間発達,労働組合論を中心に報告者を大募集中(1月末まで受付)!!

# 基礎経済科学研究所春季集会

会場 専修大学神田キャンパス  
2012年3月17日(土), 18日(日)

## 第1日目 「人間発達の経済学の諸課題」

コーディネーター：宮田和保, 神谷章生ほか

報告：中谷武雄, 福島利夫, 佐中忠司, 新村聰, 藤岡惇, 家田愛子, 梶原太一,  
阪本将英, 吉田央, 原田収, 南有哲, 北野正一ほか

## 第2日目 「労働組合運動強化の課題」

コーディネーター：大西 広, 米田 貢

報告：浅見和彦, 兵頭淳史, 五十嵐仁

労組実践をふまえた報告：後藤康夫, 寺間誠治, 生協労連, 全大教, 宮田和保

発言：家田愛子, 藤田 実

## 現代資本主義研究会の予定

1月28日(土)13:30-  
at立命衣笠「歐州危機と世界経済」

報告：奥田宏司, 星野郁, 岩橋昭廣, 安木新一郎, 高田公

2月12日(日)14:00-  
at京大経済201演「アダム・スミスを読む」(仮)

報告：中谷武雄, 新村聰(予定), 中村浩爾, 森本壯亮, 社会思想史ゼミ

表紙：福島でのボランティアによる除染活動の様子(全国大学生協連提供)

# 経済科学通信

*Letters of Economic Science*

第 127 号 (2011 年 12 月)

## NEWS を読み解く

大阪都・中京都構想の背後にあるもの	岡田 知弘	2
現場から教育基本条例案を斬る	太田耕造・森島涉・淀薰	6
再生可能エネルギー利用をめぐって	和田 幸子	11
ハノイと中越国境で見た中越関係	大西 広	18

SPECIAL EDITION  
特集

## 災害復興と現代経済

フクシマの原発災害が問いかけるもの	安斎 育郎	22
京都・大阪から若狭に押し出された原発、若狭の原発労働者・家族の状態		
—80 年代の調査から—	高木 和美	30
原子力災害と地域—被災の実態そして再生への道—	清水 修二	37
FUKUSHIMA 復興支援から見えてくること	山川 充夫	46
3 月 11 日 14 時 46 分福島で経験した大震災・津波と		
福島第一原子力発電所事故問題	遠藤 雅彦	55
福島第一原発事故と原子力損害賠償制度の限界	張 貞旭	60
原発リスクと損保産業の社会的役割	松浦 章	66
「創造的復興」がもたらした“復興災害”		
一大震災被災者の最後の一人まで救済を—	出口 俊一	73
東日本大震災後の復旧・復興過程にみる自治体財政		
一産業インフラ中心の復興と進まぬ生活再建—	川瀬 憲子	78
21 世紀未来像の欠如と地域再生の混迷（抄）		
—上からの震災復興を許す土壤—	小貴雅男・伊藤恵子	85

## 論文

欠落しているのは労働組合の組織論	大西 広	89
------------------	------	----

## 投稿論文

欧米マルクス経済学における転形問題論争の現在	森本 壮亮	94
------------------------	-------	----

## 読書ノート

重田澄男『再論 資本主義の発見—マルクスと宇野弘蔵—』		
-----------------------------	--	--

(桜井書店, 2010 年 7 月) を読む	角田 修一	100
------------------------	-------	-----

## 誌面批評

再生産表式における資本財所有者—前号金江論文へのコメント—	森岡 真史	107
-------------------------------	-------	-----

## 大阪都・中京都構想の 背後にあるもの

OKADA Tomohiro

岡田 知弘

### I はじめに

日本の経済、政治が閉塞状況に陥っているなかで、橋下徹大阪府前知事や河村たかし名古屋市長が、大都市制度再編や道州制導入を前面に打ち立てて、ダブル選挙、トリプル選挙にあえて挑み、「劇場政治」を展開している。彼らは、地域政党をつくり、マスコミを活用しての高い支持率を背景に、大阪都構想や中京都構想、道州制推進、二元代表制の見直し等、これまでの地方自治の枠組みと内実を大きく作り変える動きを、ポピュリズム的手法で推進している点でも共通している。

小論では、二人の政治家が標榜している大阪都、中京都構想がいかなるものであり、それがどのような政治経済的背景から登場し、どんな問題を持っているかを明らかにしてみたい。

### II 橋下「改革」と大阪都構想の内実

橋下氏は、知事就任後、「大阪府を発展的に解消し関西州へ」とか、「大阪府・市合併で大阪都を」と打ち上げてきた。そして、自らの意見と対立する平松大阪市政の転覆を図るために、地域政党「大阪維新の会」を組織し、知事職を投げ打って大阪市長選挙に出馬し、ダブル選挙で、大阪府・市政の実権を掌握する行動をとるに至り、圧勝した。その際、最大の争点に仕立て上げたものが、大阪都構想である。

以下、橋下前大阪府政下の基本文書である「大阪発地方分権改革ビジョン」(2009年)や自らが党首を務める「大阪維新の会」綱領やマニフェスト、さらに2010年10月に策定された「財政構造改革プラン」をもとに、その内容を見てみよう。

第一に指摘されていることは、府県をなくし国の出先機関も再編統合して、道州制に移行するこ

とで、近畿2府4県でいえばオランダ並みのGDPとなり、「関西の総力をひとつの司令塔の下で結集」できるというものである。まずは、「関西」の経済力強化のための「ひとつの司令塔」づくりが目的だということである。

第二に、大阪府とそれが発展的に解消した関西州を「広域地方政府」と呼び、それはもっぱら産業基盤（競争・成長）に関わる事務を担当するものとしている。他方で、人口30万人規模に再編（合併）した基礎自治体を「基礎地方政府」と呼び、こちらは住民の生活基盤に関わるサービスを担当するというように、「役割分担」論を前面に押し出している。大阪維新の会の綱領では、「広域自治体が大都市圏域の成長を支え、基礎自治体がその果実を住民のために配分する」という「地域経営モデル」を実現するとしている。このような「役割分担」論に基づく「改革」は、橋下府政下で現に推進されたものである。住民向けの教育、医療、福祉、住宅、中小企業向け制度金融、男女共同参画サービスについては大きく予算削減し、大規模プロジェクトに財源を集中する府政改革と同時に、基礎自治体の合併を推進してきたのである。

第三に、関西の下での大阪都市圏と周辺部との関係については、大阪維新の会の綱領で、「中心都市部（東京23区に相当する中心部）の機能更新が拠点都市の発展を促すという認識に立ち府域の再編に取り組む。鉄道網の整備、空港アクセスの改善等、中心都市部に重点的に投資し、その発展が周辺を潤し、福祉、医療、教育、安心・安全等に係る住民サービスを向上させる」と、述べている。高度成長期の拠点開発方式と同様の「トリクルダウン」論がまたぞろ登場してくるわけである。そして、その「司令塔」として大阪府とグレーター大阪（大阪市と隣接周辺市）が一体と

なった新たな統治機構の構築が必要だとする。その枢軸に位置するのが、大阪市と隣接周辺市を人口30万人程度の「特別区」に再編し、それを統合した「大阪都」である。

第四に、橋下前知事は、二元代表制に代わり、「議会内閣制」を導入すべきだと提唱している。これは、首長が議会の推薦を受けた議員を「内閣構成員」として政治的に任用するもので、首長と議会が行政の予算編成をはじめとしたあらゆる経営判断と責任について共有する仕組みだという。「地方政府」の「ガバナンス力」を高めるというプラグマティックな論理によって、首長の下に地方自治体の部局長クラスの幹部を政治主導で配置するというものであり、議会を首長の下におく制度改革である。

しかし、現行の地方自治法では、大阪都構想にしろ、議会内閣制にしろ、地方自治法改正が必要である。橋下前知事は、これを成し遂げるために、地域主権戦略会議の正規の議員として、また総務省顧問としての立場をフルに活用して、地方自治法の抜本改正を検討するために2010年1月に設置された地方行財検討会議での検討事項に、二元代表制の見直しと併せて、大都市制度のあり方の見直しを求めたのである。

以上のように、橋下改革の基本方向は、何よりも「関西」の経済成長のために、「広域地方政府」としての大坂府や関西州の役割は、大阪湾岸開発への開発投資に重点を置くべきだというものである。これらの開発構想は、関西経済連合会等の関西の財界団体が要求してきたものであり、これを推進する姿勢を明確にしているといえる。

他方で、日本でも最も深刻な状況にある「格差と貧困」のなかで呻吟している多くの大阪府民の生活に直結する、福祉、医療、教育については市町村の役割だとして大阪府としての施策を大幅に削減してきたし、今後府営住宅や各種医療福祉施策、中小企業金融についても大きく見直しをするとしている。だが、府政が手を引こうとしているこれらの分野を市町村が代わりに行うことは不可能である。結局は、府民の負担の増大が行政サー

ビスの低下を引き起こすことになるのは必至である。

### III 河村市政と中京都構想

マスコミが「絵になる」としてその言動を追いかけているもう一人の人物が、河村名古屋市長である。民主党衆議院議員であった河村氏が2009年4月に初めて市長選挙に当選した際には、市民税の10%減税と地域委員会制度の設置が目玉政策であった。けれども、とくに経済危機下で大幅に税収が減少するなかでの市民税減税が、ごく少數の富裕層と法人企業にメリットがあるだけのものであり、税収減に対応した医療、福祉関係の負担増やサービス削減が明らかとなる。そこで河村市長が攻撃のターゲットに選んだのは、市議会であった。議席数と議員報酬を半減するとして、議会と激しく対立し、とうとう政令市としては初めての市議会リコールを成立させたのである。

このリコール運動を展開するなかで、河村市長は橋下前知事との連携を強め、2011年2月に実施された愛知県知事選挙に、盟友である大村秀章衆議院議員を擁立して、大阪都構想を模した中京都構想をそのマニフェストの中軸に据えたのである。さらに河村市長は自ら辞職し、市議会リコール投票と併せて、市長選挙、前知事選挙も同日実施するという政治イベントをしかけていく。河村市長と大村氏は、「日本一愛知の会」を結成し、そのマニフェストのなかに、「中京都」構想を書き込んだのである。

マニフェストのタイトルは、「今こそ、世界と闘える愛知・名古屋を」というもので、初めからトヨタ等のグローバル企業の国際競争力を意識したものである。そこでは、「人口減少社会を迎えた日本にあっては、『国土の均衡ある発展』は幻想に過ぎません。主要都市へ権限を移譲・集中して、創意工夫で周辺地域とともに発展し、結果として国全体の経済成長を牽引する」必要があるとして、小泉構造改革以来の新自由主義思考が展開されている。

具体的には、「大都市を中心とする広域エリア

# NEWSを読み解く

が国際競争に打ち勝つようグローバル企業を育成・誘致し、自由な経済・金融活動を保障して成長を促し、財政を豊かにする。それを背景に、教育、医療、福祉などの住民サービスを充実する。理想的な県土、愛知・名古屋の絵姿を描いて、集中的な投資を可能に」するとして、そのために「愛知県・名古屋市を合体して『中京都』を創設し、都市のエリアを愛知県全体に広げて、人口740万人、域内総生産（GDP）40兆円の固まりとし、日本の顔として世界と闘える基盤を築き上げ」るとしている。基本的には、大阪都構想と同じ論理で、グローバル企業の成長のための広域自治体再編論になっているのである。しかも、公共投資の目玉として、中部経済連合会が求めてきた中部新国際空港の滑走路増設や名古屋港、都市高速道路網の整備が盛り込まれている。さらに、道州制についても、その実現に向けて「国の出先機関の移管、権限の委譲の受け皿となる『中部広域連合』を関係者の理解を得て早期に設立する」としていた。橋下改革と同様、地元財界の利益が最優先されているのである。

この中京都構想にしろ、大阪都構想にしろ、具体的な姿は、まだ詳細には明らかにされておらず、それ自体を検証することは現時点ではできない。むしろ、以上で述べてきた基本的な理念や政策思想を踏まえて、これまでの橋下前知事や河村市長の言動を素材に、その背後にあるものを、検討していくことにしよう。

## IV グローバル企業優先の新自由主義的な「地域主権改革」モデル

橋下前知事と河村市長は、その政治手法だけでなく、「都構想」の目指すところも、その内容も、政策思想も、酷似しているといえる。

すなわち、第一に、その最大の目標は、大阪や名古屋の「地域色」の打ち出しを演出して国や東京との対抗意識を搔きたてながら、大阪財界及び名古屋財界の経済力、成長力強化のために、大都市部に公共投資を集中させ、規制緩和の特区をつくることで、グローバル企業の育成や誘致を図ろ

うとしている点である。グローバル企業の国際競争力を支援することが広域地方政府の最大の責務と捉えられている。

第二に、そのための手段が、大阪府下、愛知県下の政令市と周辺自治体を統廃合することで、「広域地方政府」の開発投資財源を確保すること、すなわち大阪都や中京都の実現である。統廃合した政令市や周辺自治体の財源を、大都市域に集中するわけである。

第三に、そこで流布されている言説が、「二重行政は無駄」論であり、「役割分担」論である。橋下前知事の議論に象徴されるように、広域地方政府としての府県は国際競争力につけるための経済成長、開発政策に専念し、基礎地方政府としての30万人の市は住民サービスに特化すべきだというのである。こうして、橋下前知事は、福祉、教育、医療、中小企業分野に対する府の支出を大きく削減し、「小さな政府」を強制していったのである。河村市長は、教育や医療、福祉における同様の削減を、10%減税と議員歳費、職員人件費の削減を抱き合わせにすることで、より巧妙に行っている。

第四に、住民の不満を吸収する仕組みも、取り入れている。「大阪都」構想では、特別区の区長と区議会議員については、公選で選出するとしている。だが、開発行政が都に移管するために、特別区の自治権は基礎自治体と比べると限られるであろう。また、河村市長の提唱する地域委員会は、ある特定の事業のために、公選で委員を選び、一定の予算を使用可能にするという河村流「住民分権」の象徴的存在である。ただし、先行する8地域委員会を見る限り、目的外の事業や予算活用は認められておらず、極めて限定的な取り組みとなっている。加えて、橋下前知事、河村市長とも、議員数の大幅削減と、首長与党の多数派形成と議会の従属化を当初からねらっている。これでは、地域住民の多様な声を反映するような議会とはならず、間接民主制の面での住民自治も後退することになる。

第五に、橋下前知事も河村市長も、ともに公務

員を削減しながら、公共サービスを、ボランティアやNPOなどの「新しい公共」の担い手に委ねたり、市場化・民間化によって民間企業の市場に開放する姿勢を強めている。例えば、大阪では、「大阪版市場化テスト」の名の下で、税務窓口業務が7億5千万円でスイスに本社を置く多国籍企業と日本のメガバンクの子会社に、府立図書館管理運営業務が7億円弱で東京に本社をおく大日本印刷系の子会社に委ねられた。河村市長も、区役所や市立病院の民営化も口にしており、公共の資産が、特定企業の利潤追求の手段と化しつつある。他方で、大阪維新の会は、公務員や教員への知事による処分権を強化し、住民のためではなく時の政治家に奉仕する公務員をつくりあげるとともに、教育への政治介入を正当化する、教育基本条例及び職員基本条例の制定を画策しており、君が代の強制とともに、独善的で強圧的な地方政治を志向している。

以上のように、橋下前知事、河村市長による大阪都構想と中京都構想は、大阪及び名古屋の大都市に行財政権限を集中し、「司令塔」を一本化して、グローバル企業の活動を支援する基盤づくりや制度環境をつくることを最大のねらいとしており、その最終目標は、道州制の導入であることも同じである。では、なぜ、彼らは道州制にこだわるのか。

## V 多国籍企業主導のグローバル国家型道州制論とその陥穽

現代の道州制は、2000年代に入り、日本経団連が、多国籍企業が活動しやすい「グローバル国家」をつくるための「究極の構造改革」として、繰り返し政府に要求してきたものである。

その理由を、御手洗富士夫前日本経団連会長は、『文藝春秋』2008年7月号で、単純明快に語っている。すなわち、日本の成長力を取り戻していくためには、多国籍企業が立地しやすい国際空港、港湾、都市高速道路等のインフラの整備が必要であり、そのための財源を、都府県と国の出先機関を廃止することによって得るためであると明

言した。また、市町村についても大規模合併をすることを求めており、ちなみにこのような公共部門の縮小再編によってねん出される財源規模は、5兆円を優に超える。しかも、国が介在する地方財政調整制度も廃止することによって、州政府が企業誘致競争をすれば、各州の活性化が図れるという考え方である。そこでは、多国籍企業の利益がすべてであり、そのための「国のかたち」の再編を強調しているのである。「格差と貧困」が広がる大都市や農村の住民生活への視点はほとんどない。

しかも、このような道州制は、彼らの言う「補完性の原則」による「役割分担」論と結びついており、例えば、国は外交、軍事、通商政策、道州政府は公共投資、経済政策、高等教育政策、そして住民にもっとも近い基礎自治体が教育、医療、福祉などの住民サービスを担当するというものである。こうして、現行憲法25条にある生存権を守るべき国や地方公共団体の責務が曖昧にされ、外交、軍事、通商政策については国の専権事項とされているので、沖縄米軍基地問題やTPPなどの通商交渉等についても、地方自治体や主権者である住民がものをいうことが許されない「国のかたち」が浮かび上がってくる。

だが、このような道州政府と大規模基礎自治体からなる地方自治制度は、人口5000万人を超える先進国には存在しない。欧米諸国とも、重層的な地方自治制度となっているからである。フランスでも県を補完する形で州があるが、その平均人口は京都府の人口よりも少ない200万人である。このような重層構造であるがゆえに、地域の個性に合わせた地方自治や地域政策が有効に展開できるのである。地方自治は、団体自治と住民自治を両輪としているが、道州制やさらなる市町村合併は、団体自治、とりわけ首長の裁量権の強化拡大を意味するが、住民自治については確実に空洞化することになる。

しかも、道州制は地域経済にも深刻な影響をもたらす。大阪を中心に関西州ができたとすれば、例えば京都府庁が有している約8000億円の

財源と8500人の一般職員が、京都経済から消滅することになる。そうなると、京都市内だけでなく、府から財源の再分配を受けてきた京都府内周辺地域も大打撃をうける。このことは、古くは明治前期に奈良県が堺県に統廃合されたことによって県庁所在地であった奈良町が衰退した史実や、最近では「平成の大合併」によって多くの広域自治体で周辺部の役場が消滅し、地域の衰退が加速した事実によっても、明らかである。それは、地域経済の一大再投資主体である役場や市役所が消滅したことによる当然の帰結であり、道州制になれば、さらに広域的に、周辺部の旧県庁所在地や農山村に対して大規模かつ深刻な被害をもたらすことは必定である。

しかも、州の中心部が潤うかといえば、そうではない。その理由も明白である。大阪や名古屋も含めて、政令指定都市では、東京に本社を置く企業の支店経済化が進行し、大規模公共投資をしたとしても、東京系企業が受注し、さらに建設工事等による生産波及効果も東京に本社をおく企業に吸収されてしまうからである。このことは、大阪では、関西新空港建設の果実が、地元企業には還流せず、東京系企業や日米建設協議で市場開放された外国企業に流れ、足元の大坂府も、泉佐野市

も巨大な負債を抱え、戦後最悪の財政危機に陥ったことをみれば容易に理解できよう。

## VI おわりに

「グローバル国家」のコアを構成する地域主権型道州制では、以上のような大企業の東京一極集中構造にはメスが入らない。東京の国際競争力を落としてはならないという論理によって、むしろ東京一極集中をすすめるのが道州制である。道州政府ごとに多国籍企業の経営活動に都合のいいインフラや補助金制度・規制緩和ができれば、その蓄積にもっとも適合的な「国のかたち」となり、電力や鉄道等のブロック資本との成長同盟も組めるからである。反面、それは住民の生活の向上には直結しないし、衰退地域を拡大する。

東京に余りにも経済力が集中した日本の地域経済構造の脆弱さは、今回の東日本大震災とそれにともなう原発事故、首都機能の麻痺のなかで、先鋭な形で露呈することになった。日本列島のどの地域であれ、その個性に合わせて一人ひとりの住民が安全に幸せに生きることができる国土政策、地方自治制度、産業政策への根本的転換が求められている。

(おかだ ともひろ 所員 京都大学)

## 現場から 教育基本条例案を斬る

### I はじめに

維新の会（代表 橋下徹前大阪府知事）は、今年の9月大阪府議会に教育基本条例（案）（以下条例案と略）を提出した。本稿は、教育の現場から条例案が学校運営、学校教育をいかに拘束するかを整理し、橋下氏の「民意」が示す内容を検討したい。

ある大阪府立高校では、9月中旬、組合主催の学習会が開かれ、約半数の職員が条例案を読み感

OTA Kozo MORISHIMA Watari YODO Kaoru  
太田耕造・森島渉・淀薰

想を語り合った。参加者は一様に「これはひどすぎる。条例案が通れば、大阪の教育は崩壊する」と、ざわついた。「80%の支持率を誇る橋下が言えば、学校が悪いのは教師が悪いからだと府民は信じるのだろうか。」教員の評価では、「相対評価で必ず5%D評価を出し、Dが2年連続で免職になるなんて、ありえない。」「子ども達にとっては、定員割れ3年連続の学校は、廃校にするというのもひどい。」「そもそも教育に政治が介入してはいけないことになっているんですよ。選挙で選

ばれた知事が民意を代表しているのだから教育目標を作つて何が悪いと言いたいのだろうが、政治の流れは、時々によって変わるもので、一時の選挙で勝利したからといって、知事の考え方で教育の目標が変わってはいけない。」「この条例案はひどすぎます。学校の教師は悪いことをする人ばかりいることを前提にして書かれているように思います。私達はそんなにひどい事をしていないじゃないですか。おかしいですよ。この条例案を持って帰つて、まわりの知人に見てもらってもいいのですか。罰せられたりしませんよね。知人とこの条例はひどすぎるなどと文句を言つたら条例違反で処罰を受けることはないですよね。」と質問が出た。若い教師には、すでにこの条文が効力を發揮しあげていることを知らされた。

こうした不安と怒りは、現在職場で予想される重要なポイントを示している。

## II 「教育行政に対する政治の関与」—「民意」という皮をかぶった「独裁」—

橋下氏は「今の日本政治に必要なのは独裁」と資金パーティー（2011.6.29）で気勢をあげ、「民意」という言葉で「教育行政への政治の関与」を要求している。では条例案はどのように「民意」を反映しようとするのだろうか。

まず、学校運営は知事の教育目標のもとにおかれ、その結果物言えない息苦しい職場へとますます変化させられる。条例案前文では「民意」を根拠として「政治の教育行政への関与」を掲げる。

条例案前文 教育に民意が十分に反映されてこなかつた結果生じた不均衡な役割分担を改善し、政治が適切に教育行政における役割を果たし、民の力が確実に教育行政に及ぼなければならない。

知事の「教育目標」に対し→教育委員会は「具体的な目標」をたて→校長・副校長は「具体的・定量的」な目標をたて→教職員はそれに「従い」

「服する」ことになる。

第6条2 知事は、…高等学校教育において府立高等学校及び府立特別支援学校が実現すべき目標を設定する。

第7条 府教育委員会は、…知事が設定した目標を実現するため、具体的な教育内容を盛り込んだ指針を作成、校長に提示する。

第8条 校長は、…指針をもとに、学校の具体的・定量的な目標を設定し、当該目標の実現に向けて、…学校運営を行う。

第9条 教員は…教育委員会の決定、校長の職務命令に従うとともに、校長の運営指針にも服さなければならぬ。（下線は筆者）

知事の目標は、職務命令と処分を梃子として教職員を「管理」する。職務命令違反は、2回で停職、3回ないし5回で免職の可能性がある。

(職務命令違反に対する処分)

第37条 職務命令に違反した教員等は、戒告又は減給とする。

2 過去に職務命令に違反した教員等が、職務命令に違反した場合の標準的な懲戒処分は、停職とする。

(常習的職務命令違反に対する処分)

第38条 …5回目の職務命令違反又は同一の職務命令に対する3回目の違反を行つた教員等に対する標準的な分限処分は、免職とする。

橋下氏は、「民意」は「学校運営協議会」により反映されると主張する。

第11条 府立高等学校及び府立特別支援学校に、保護者及び教育関係者（当該学校の教員及び職員を除く。）の中から校長が嘱託した委員で構成される学校運営協議会を設置しなければならない。

2 学校運営協議会は、次に掲げる権限を有する。（一部簡略化－筆者）

(1) 部活動等の運営に対する助言。(2) 校長の評価。(3) 教科書の推薦に関する協議。

# NEWSを読み解く

## (4) 学校評価。(5) 教員評価

協議委員を「嘱託」する校長の身分は「任期付職員」である。

第14条 府教育委員会は、校長及び副校長を任用するときは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例…又は職員の任用に関する規則…に定める選考により任期又は在職期間を定めて行う

校長は、知事の教育目標の実現を使命とし（第8条）、さらにいわば契約社員でもある。その校長がはたして父母の民意を学校に反映する委員を「嘱託」できるのだろうか。現在あるPTAは民意を反映するものではないのか。さらに言えば、教育委員の公選制復活こそ必要なのではないか。

### III 切り捨てられる20校の高校生

教育基本条例案はこの条例が大阪の教育に関する条例の最高規範である（48条）とした上で、大阪の教育の理念として「規範意識」「義務意識」「自己責任」「おもいやり」「愛国心」などの徳目を強調し、さらに「国際競争に迅速的確に対応できる、世界標準で競争力の高い人材の育成」という具体的な目標を唐突に提示する（2条）。この条例案で曲がりなりにも教育そのものに触れているのはこの項だけなのだが、大阪の子どもの様々な問題への処方箋としての具体的目標は、限定的なもの=「国際競争に勝てる能力の育成」だけなのである。これほどあからさまに一部のエリートだけの支援をうたった条例は珍しい。

大阪には公立・全日制の高校に限ると約14万人が在籍している。橋下氏はそのすべての子どもに「国際競争に勝てる人材」になることを求めているのではない。2011年度から導入された「文理科」1600人がその対象なのだろう。その目標とする進学先は東大・京大・阪大・神大・早稲田・慶應であった。2009年度の大坂の実績では、大阪の公立校から国立4大学に合格したのは700人ほどである。府立の「文理科」1600人が合格できる椅

子は国・私立高から奪い取らねばならないのである。つまりそれ自体無理な目標なのだが、それ以上に問題なのは普通の高校生、普通の社会人として生きたいと思っている子どもへの目配りが全くないことである。あまつさえ3年間定員を割った高校は統廃合するとまで言及している。

第44条2 …当該学校において3年度連続で入学定員を入学者数が下回るとともに、今後も改善の見込みがないと判断する場合には、府教育委員会は当該学校を他の学校と統廃合しなければならない

今春の入試で定員を割った4割の府立高校の内、1クラス=40人を上まわる定員割れになった高校は16校ある。35人以上にまで広げれば20校である。これらの学校は目配りしてもらえないどころか、将来の退場を宣告されているのである。（下表参照）

池田北	122	/	240	(118)	渋谷	272	/	360	(88)
西淀川	122	/	240	(118)	勝山	200	/	240	(40)
西成	149	/	240	(91)	布施北	200	/	240	(40)
かわち野	216	/	280	(64)	大正	185	/	240	(55)
泉尾	195	/	240	(45)	懐風館	221	/	280	(59)
長野北	221	/	280	(59)	藤井寺	317	/	360	(43)
大塚	240	/	280	(40)	成美	189	/	280	(91)
日根野	193	/	240	(47)	りんくう翔南	217	/	280	(63)
島本	203	/	240	(37)	茨木西	285	/	320	(35)
吹田	288	/	320	(32)	八尾翠翔	244	/	280	(36)

志願者数／募集定員（定員割れ人数）

これまで学区が拡大されるごとに学力格差が広がり、「困難校」は深刻さを増す。その立地は交通の不便な所が多く、3年連続定員割れで廃校にされてしまった場合、別の遠くの学校に行く意欲が薄れ、交通費の負担増も相まって就学そのものをあきらめてしまう生徒が多い事を我々は知っている。

今春定員を大きく割ったA高校を見るとその根は深い。この学校の進路先は大学・短大が約半数。そのほとんどは推薦入試である。そして専門

学校が4割。残りが就職である。開校当初は95%程の卒業率だったが、ここ数年は80%前後で推移している。つまり1～1.5クラス分ぐらいの生徒が中退、転学している。アルバイトでさえ選抜がある現在、大きなハンディを背負った子ども達が大量に生み出されている。この学校の生徒の入学動機は「高校卒業の資格が欲しい」「基礎学力をつけたい」「友だちを作りたい」であるが、このささやかな望みを実現することもむずかしいのである。もし大きく定員割れした20校が40人の中退生徒を出すとすると年間800人、10年で8千人である。

定員割れした学校では、一クラスの生徒数を少なくしてきめ細かな指導を行ない、競争の教育で傷ついた生徒に自尊心を回復させ、落ちこぼれそうな生徒を必死でくい止めている。そうした現場の努力を評価せず、定員割れ即廃校を続ければ、子ども達から学校を奪いとことになり、その結果、子ども達は目的を見失い、先の見通しのない生活に追いやられてしまうことになるだろう。

## IV 「教員・職場への影響」

すでに大阪府では、教職員は「自己申告」に基づく目標を年度当初に設定し、管理職から評価を受け給与に反映する評価制度が実施されている。09年度の府立学校の評価者数の割合は、S(1.8%) A(42%) B(56%) C(0.5%) D(0%)であった。それを条例案では次のように相対評価にし、D評価が2年連続すれば分限免職の対象にすると規定する。

第19条 校長は、授業・生活指導・学校運営等への貢献を基準に、教員及び職員の人事評価を行う。人事評価はSを最上位とする5段階評価を行い、概ね次に掲げる分布となるよう評価を行わなければならない。

- (1) S 5パーセント
- (2) A 20パーセント
- (3) B 60パーセント
- (4) C 10パーセント

### (5) D 5パーセント

#### (分限処分の指針)

第28条 4 別表第3に掲げる教員等は、…第31条に基づく対応を開始しなければならない。

別表第3 1人事評価において、2年連続最低ランクの評価となるなど、勤務実績が著しく悪い教員等

第31条 (5) 府教育委員会は、大阪府教育センターにおける指導研修の結果、指導力不足教員の指導力不足等の状態が改善されない場合又は改善が困難と認められる場合は、分限免職の可否及び処分内容について人事監察委員会の審査に付し、その結果を尊重し、分限処分を行う。

管理職を教育経験のない外部者にまかせ、おまけに任期制にして契約社員並の校長が、息の長い教育を理解しないまま、校長の教育目標に疑問を持つ教員を5%のD評価にしてやめさせる。最下位5%の枠がある限り、教員は孤独に椅子取りゲームにエンドレスに参戦しなければならなくなる。同僚と相談し助け合い、全体の問題としてとらえ、管理職も交えて、保護者にも協力を得ながら学校教育を進めてきた経験は、D教員切り捨て施策の断行により葬り去られる。子どもと同様教職員もまた、ストレスをため、病み、教職を辞する者も激増するだろう。今でも大阪では、精神疾患の休職は休職者全体の6割を超えている。

## V 「教育にお金をかけない」

戦後間もない頃、非常に厳しい経済状況にありながら、日本は未来のために教育にお金をかける高い志を持っていた。日本の教育費の対GDP比は、世界一だった。これは、1960年代まで続いた。ところが現在、OECD加盟国中最低である。今年度大阪府教育予算は、学校警備員への支援カット、事務職員の定員削減等を行ない、一般会計の17%台に迄落ち込み過去最低レベルになり、全国44位である（最高時は35%）。多忙化によ

# NEWS を読み解く

り教員は疲弊し、定年を待たずして退職する者が増え、小学校教員の退職平均年齢は50才を切っている。その代替に、専任ではなく安上がりの非常勤で対応しようとしている。その結果、新学期、担任が未発令という前代未聞の事態が各地で発生している。

大阪の子どもの貧困問題は深刻な状況にある。要保護、準要保護の状態が、30%（全国平均は約14%）を越えている。貧困や、家庭の崩壊下で暮らしている子ども達の中には、情緒不安定で希望が持てぬまま、学校生活にも集中できない者も多く、学力も定着しがたい。どの子にもしっかりと基礎学力と社会性を保障することが公教育の役割である。

橋下氏は、私立学校に対する29億円の助成金削減をめぐる「大阪の高校生に笑顔をくださいの会」との懇談（2008.10.23）で、お金がないのなら無理して私立高校に進学しなくてもよいと言い、「足し算、引き算、かけ算、割り算、読み書きくらいで十分世の中生きていく。化学式なんていらない、後で自分でやろうと思えば勉強できる」と持論を展開した。知事は、何よりも大阪の教育に必要な公的資金を投入して、どの子にも等しく教育条件を整える施策を執らなければならぬ。それが府民が願う民意だ。しかし、教育も貧困も競争と自己責任に解消し、政治の役割を競争の組織化と管理にすり替え、教育の困難な状況を現場の教職員と教育委員会に責任を転嫁することは許されない。「教育は国家百年の大計」と言われるが、このツケは、後世に汚点を残すものとなるだろう。

## VI 子ども達への影響

先ほどのA高校では、両親とも夜間の警備、清掃作業の仕事で夜出かけて朝帰る両親と食事も寝る時間も共有できない中、電車とバスで1時間以上かけて通う生徒。30代の母と幼い弟達の5人暮らしで家では父親代わりをしなければならぬ

い生徒など、学力だけでなく生活の面で困難を抱えた生徒も多い。

子ども達の生育歴も十人十色。教師の教育活動もいろいろあってこそ、子ども達の生き方を見守り、成長を後押しできる。教師が、「定量的目標」管理のもとにおかれ、自身の地位保全の生存競争に戦々恐々としていたら、傷ついた子ども達からゆっくり話を聞く心のゆとりは出てこない。ましてや保護者の悩みを聞き、相談に乗り、子ども達の行きづまりに双方から対応できる関係を築くことなどはほど遠いものとなるだろう。奇しくも、橋下氏が先の高校生との懇談で、「生きていくのに競争はつきものだ。競争が嫌なら、この国から出て行ったらよい」と語ったように、条例制定後の学校では、常に子ども達は競争に駆り立てられるだろう。そして、ついて行けない子ども達が一層増加し、問題行動や不登校が拡大することになる。

条例案の教育目標の主眼は「国際競争に勝てる人材づくり」にある。しかしえリート以外の子ども達が大勢いることを忘れてはならない。お金の心配をせずに安心して学校に通い、基礎学力をつけ友達と切磋琢磨し、周りの人々と協力しながら地域に貢献できる大人に成長することが大切である。お互いに支え合う「溜め」の部分をしっかりと保障して、初めて子どもも大人も安心してやってみようかなという意欲が湧いてくるものだ。強制と命令で自発性を押し殺し、政治主導で教育を支配した結果に対して、大阪市長への転身をはかる橋下氏は責任を取るつもりはないだろう。政治と国家が教育を支配した65年前と同じように！公教育の目標が、金儲けのための「国際競争に勝てる」人材づくりだけというのは貧しすぎる。商人の街大阪といえど、節度を超えたえげつない教育はご免こうむりたい。

（おおた こうぞう、もりしま わたり、

よど かおる 高校職場問題研究会）

# 再生可能エネルギー利用をめぐって

WADA Sachiko  
和田 幸子

## はじめに

2011年3月11日の東京電力福島第1原子力発電所の事故によって、日本は、原子力の利用とは如何に危険なものであるかを、三度全世界に向かって宣言することになった。それは、いかなる意味でもクリーンなエネルギーなどではなく、きわめて非人間的で、持続不可能なエネルギー資源である。一旦事故が発生すれば、多くの命を危険に曝し、その修復には国家の全資産を充ててもなお賄いきれるものではない。実際、今回の原発事故の現場には誰も近づく事が出来ず、その事故の詳細やその基本的な点については、8ヶ月を経た現在もまだ正確に捉えられてはいないのである。

ただ明らかな事は、この事故によって、森や林や田圃や畑が放射性物質によって汚染され、何万人の人々が父祖の地を追われ、住む家を失い財産を失い仕事を奪われた事である。今日も子供たちの甲状腺異常の検診が行われたと報じられているが、この検査は今後何年間も継続して行われなければならず、幼い子供たちは成人するまでの長い間、小さな胸を痛めながら生きて行かなければならぬのである。

しかるに、すでに巷間には、日本の産業を活性化し経済発展を促進するためには原発は不可欠であるとする声が伝えられ、着々とその準備をはじめる人々がいる。野田首相は去る10月31日、ベトナムのズン首相との間で、原発輸出を進めて行く事を確認したと報道されているが、彼は苟も日本の首相として、今回の深刻な原発の事故を忘れてはいないだろう。ただ、彼は、被災地にセシウムやストロンチウム、プルトニウムがまき散らされている理由を、理解していないか真剣に考えていないかのいずれかなのだと思う。

さらに、今や全世界で再生可能エネルギーの利

用が進んでいる事実や、多くの日本企業もまたそれに関連する技術開発に勤しんでいる事実を過少評価する人々もある。彼等は、再生可能エネルギーなどは質的にも量的にもとるに足りないものであると主張し、エネルギー資源量の少ない日本は原子力に依拠する必要があると結論づけるのである。

果たしてそうであろうか？

本稿では、1) 再生可能エネルギーとは、2) 日本国政府のエネルギー政策の特徴、3) 諸外国の再生可能エネルギー利用状況、4) 日本企業の技術開発と海外戦略、等の順で再生可能エネルギーの利用について考えてみたいと思う。

## I 再生可能エネルギーとは

再生可能エネルギーとは、使えども、使えども、太陽や地球または月の引力等の営みによって再生され、尽きる事のないエネルギーである。再生可能エネルギーには以下の3種類のものが挙げられるが、いずれも天体や地球の成り立ちとの関わりで発生するエネルギー資源である。

その第1は、太陽由来のエネルギー、第2は地球の成り立ちから得られるエネルギー、そして第3には太陽や月と地球との間の引力や重力によつてもたらされる潮汐力等である。第1の太陽によってもたらされるエネルギーとしては、太陽光、太陽熱、水力、風力、そして木や薪炭、藁・菜種やひまわり等多様なエネルギー作物、バイオガス、古紙や植物性廃棄物なども含めてバイオマス、波力や海水の温度差を利用する海洋エネルギー、雪氷冷熱や環境熱の利用等がある。また地熱や地中熱、温泉熱などの利用は第2の種類と考えられる。

いずれのエネルギー資源も、地域ごとに種類こそ異なるとしても、それぞれの自然環境に応じて

# NEWS を読み解く

それぞれの地域に広く賦与されているものである。化石資源は中東やマグレブの一部、そしてメキシコやベネズエラなどのラテン・アメリカの一部地域、その他地球のいくつかの場所に偏在しており、その採掘には多額の資金を要するものである。しかし再生可能エネルギーは、それとは異なり大掛かりな施設や設備によって一度に大量に生産されるものではなく、各地に小規模分散的に存在している。今日期待される再生可能エネルギーとは、薪炭や人糞等のような伝統的な素材をそのまま使うのではなく、たとえば木質ガス化やバイオガス、バイオディーゼルなどに変える技術を加える事によって、より効率的な利用が可能となったものである。現在世界的な関心が向けられているのは、このように科学的知見と技術的進歩によって開発された「新・再生可能エネルギー」である。

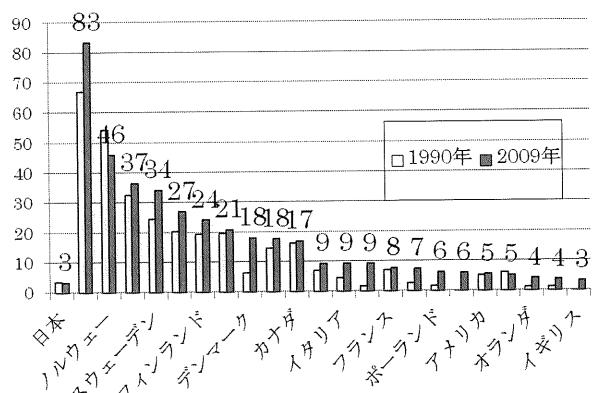
ところで「日本は資源に恵まれない国だから、エネルギー自給率は低いのだ」という論調が喧伝され、現在でもそれを信じる人が多いようである。しかし、この論調は原発を導入するためには非常に好都合な情報ではあったとしても、正確な事実ではない。実は、日本にも豊富な再生可能エネルギー資源が賦与されてい

るにも関わらず、その利用率が非常に低いことが問題なのである。(表1参照)

表1にある「導入のポテンシャル」とは、あくまでも現在の技術水準のもので導入する可能性のある資源量を計算したものであるが、いずれの資源についても現在の導入量は極めて僅かである。全世界的にみれば、再生可能エネルギーはすでに各国で利用されているが、その状況を主な先進国について表したもののが図1である。

このグラフで日本の利用度の低さは強調するまでもない事であるが、1990年と2009年の比較において、その利用率の低下しているのはノルウ

図1 主要国の再生可能エネルギー利用率比較（2009年）（%）



出所：IEA; Renewables Information 2010 より作成

表1 日本の再生可能エネルギー・ポテンシャル量（設備容量万KW）

設備容量	導入ポтенシャル (万KW)	若干の内訳	再生可能エネルギー導入量 (2009年時点) (万KW)
太陽光発電	15,000	公共用建築物 発電所・工場・倉庫 低・未利用地 耕作放棄地（森林化原野化しているもの）	2300 2900 2700 7000
風力発電	190,000	陸上 海上	28000 160000
中小水力発電	1,400	河川部 農業用水路 上下水道・工業用水道	1400 32 16
地熱発電	1,400	熱水資源開発（150℃～） 同（53～150℃） 温泉発電	640 780 (72)

出所：「再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査（平成22年度環境省委託事業）<sup>1)</sup>」より抜粋  
環境省、2011年3月発表

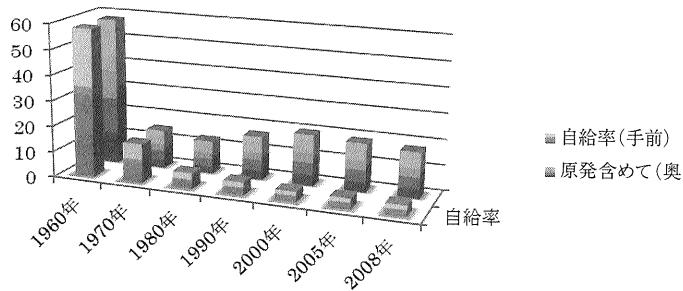
エー<sup>2</sup>)と日本だけであって、他は皆その割合を増やしている。イギリスは日本と同じ3%であるが、それは1999年にはほとんど利用されていなかったところから3%に増大しているのであって、日本とは大きく事情が異なるものである。

諸外国では、図1に示されているように、この20年間に再生可能エネルギーの利用増大に努めてきたが、なぜ、日本ではその利用度が低いのだろうか？それは、これまでの日本政府のエネルギー政策の基本方針と大きく関わってきたものであった。次にそれを見てみる事にしたい。

## II 日本国のエネルギー政策の特徴

2000年以降今日に至まで、日本のエネルギー自給率は4%と極めて低い。図2に示されているように、まだ商業運転している原発はなかった1960年の時点での自給率は58%であった。この時期はまだ石炭を多用していたが、1950年代半ばから「戦後賠償」をアジア諸国への政府開発援助に代え、また「エネルギー革命」の名のもとに国内の炭鉱を次々に閉山させ「貿易の自由化」に対応し「高度経済成長」を実現して行った。代わって、輸入石油中心のエネルギー政策を推進した結果、オイルショック直前の1970年のエネルギー自給率は15%にと急速に下落した。その後1980年には6%，'90年には5%となり、原発の比率を7%（'80年）、12%（'90年）、16%（'00年）、15%（'05年）14%（'08年）へと増大させ、『原子力立国計画』をスローガンとしてきた<sup>3)</sup>。こ

図2 日本のエネルギー自給率低下と原発比率増大の状況 (%)



出所：経済産業省エネルギー白書2011 より作成

の時点では原子力を『準国産エネルギー』と位置づけ、自給率の低下に対する批判をかわしていた。

さて、日本政府は2010年6月に『環境・エネルギー大国の実現のために』という報告書を出したが、それによれば「原子力を準国産エネルギーとみなし、原子力への依存度を2030年に26%に、2050年には50%にする方法でエネルギー自給率の向上をはかる」としていた。日本のエネルギー政策の基本は原子力であり、再生可能エネルギーなどは全く重視していなかったのである。

忘れてならない事は、日本政府は、この計画のもとに原子力発電を、自国内のみならず、EUやインドや中国、そして東南アジアに導入する事を具体的に表明していた。「新規導入国市場については、システム輸出として、建設・運営・管理・燃料調達から法整備、人材育成、インフラ整備、資金調達支援までを含めた一体的な対応が必要である。国の積極的な関与のもと、電力会社を中心とした一元的体制を構築するとともにNEXIの海外投資保険や輸出保証保険などのリスク補填範囲の見直しを行う。加えて相手国の人材育成および国際展開に対応しうる国内の人材育成を行う。…新規導入国等との原子力協定の締結を戦略的かつ迅速に進める云々…」「また、ODA等を活用しつつ道路、港湾、送電網などの周辺インフラ整備を進める…」<sup>4)</sup>などと、実に至れり尽くせりの方針が銘記されている。

エネルギー白書によれば、海外向けの人材育成などの施策によって、1996年から2010年までの

15年間に合計218名に対して原発技術に関連するトレーニングを実施した。その研修生の中には各国の担当行政官、原子力事業者、放射性物質取扱者、警察、海上警備担当者などが含まれていた。

しかしに、今回の原発事故後の2011年10月に経済産業省から出された「エネルギーに関する年次報告」では、こうした方針を以下のように転換

した。

①東日本震災後、原子力安全性への国民の信頼が大きく損なわれた。(電力、石油、ガスなどのエネルギー供給大いに混乱し、エネルギーシステムの脆弱性が明白になった)

②当面のエネルギー需給安定策は、電力不足や電力コストの上昇のリスクを踏まえて検討しなければならない。

③2011年末まで「革新的エネルギー・環境戦略」を策定する予定である。その課題は、省エネルギー、再生可能エネルギー、資源・燃料、原子力、電力システム、エネルギー・環境戦略の6分野についてなされる。

④従来のエネルギー政策を反省し、原子力発電の依存度を中長期的に可能な限り低下させ、省エネ、再生可能エネルギーの開発普及の強力な推進が重要である。(下線は筆者)

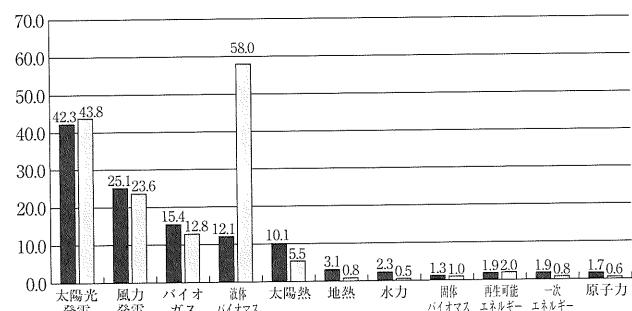
東京電力福島第1発電所の事故の大きさを考えた時、それによって我が国のエネルギー政策にこうした変更が起こったのは当然といえば当然の事である。

### III 諸外国の再生可能エネルギー利用状況

すでに図1に示したように、今や再生可能エネルギーはエネルギー資源として非常に重要な位置を占める様になってきている。

図3は、エネルギー資源別に利用率を高めているエネルギーは何かを示したものである。全世界

図3 再生可能エネルギーの年平均伸び率(%) 世界(左)とOECD(右)



出所：IEA “Renewable Information 2010”

的に（すなわち途上国を含めて捉えれば）太陽光の利用度の増加率が高いが、先進国（OECD加盟諸国）に限ってみれば、液体バイオマスの利用率の上昇が抜きん出て著しいといえる。そして、再生可能エネルギー全体としては、中国なども含めた全世界でみても、再生可能エネルギーの利用率の伸び率は1.9%であるが原子力はそれより低い。特にOECD諸国だけで見た場合、この20年間に再生可能エネルギーの年平均伸び率は2%であるが、原子力の伸び率は、実は低下していることも注意が必要である。

その例として、たとえば、日本では、マスコミを通じて「フランスは原子力への依存が大きく、この傾向が今後も続きであろう」という論調で「フランスは原子力大国である」と報道されている。しかし、そのフランスの原子力発電についても、最近、少なからず変化の兆しが表れている。たとえば、フランスの原子力産業の複合企業であるアレバ社の最高経営責任者ウルセル会長は、2011年6月に「アレバ社は再生可能エネルギーを事業の柱とする」と発表した。アレバ社は、すでに2006年に、再生可能エネルギー部門を設置、同部門の2010年の売上高は1億5000万ユーロになっているとされている<sup>5)</sup>。

アレバ社のこうした方向転換を促す事になった直接の理由は、フランス政府が、EUの指令によって、最終消費に占める再生可能エネルギーの割合を、現行の12.5%から、2020年までには23%に引き上げなければならなくなつたからである。しかしそればかりではなく、国内の製造業の衰退傾向が続く中で、新たな産業を振興し国内の雇用を創出し産業の競争力の強化をする必要に迫られていることも見逃してはならないだろう。この分野の産業は、きめ細かな裾野産業を多く含むものであり、非常に労働集約的な要素をもっている。したがって、再生可能エネルギー関連の産業の育成は、フランスに限らずアメリカでも日本でも、多くの労働人口を吸収するために期待される

ものである。

さらに、アレバ社が再生可能エネルギーを中心にするとの事業方針を打ち出したのは、彼らはプラクティカルな事業メリットを求めているからであろうと筆者は推定している。あの福島の事故をみて、原子力事業の危なっかしさを実感しない経営者はいないだろう。その事故の傷跡の広さと深さを知り原子力に依存する事業の脆さと危険を目にした時、次の選択肢は発電した電力量をすべて電力会社が買い取ってくれる「電力買取保証制度 = Feed in Tariff = FiT」を利用する方向に動くのは当然である。FiT 制度は、すでに、多くの国々で導入されているが、フランスでも、太陽光、バイオマス、バイオガス、陸上風力発電、海上風力発電、地熱などさまざまな資源や規模ごとに細かく分類して、その電力の買い取り条件（価格）を決めている。さらに、バイオマス、地中熱、太陽熱、バイオガス等の利用については補助金を設定、太陽集熱器の設置や省エネの設備については一定の税金の控除、その他数々の形での無利子の融資制度も設定している。こうした制度的な保証があれば、アレバ社といえども原子力から再生可能エネルギーへ事業の中心を移行するのである。国家のもべきエネルギー政策の重要性を再認識させられることではある。

以上のようなフランスの制度に先行して、再生可能エネルギーの利用を積極的に進め、EUそして世界に広めたのはデンマークやドイツなどであった。筆者らは1990年代から、これらの国々でさまざまな形の再生可能エネルギーの利用状況を調査してきたが、そのなかで得られた重要な結論の一つは、「再生可能エネルギーはその地で暮らす住民のもので、アイディアと科学的知見によっていっそうその利用度を高められるものである」というものであった。

写真1はそれを見事に実践し成功させた事例である。この村は、ドイツの北端デンマークとの国境の人口僅かに150人の村である。村人の多くはデンマークからの移民で、北海に面した埋め立て地は夏でも寒い風が吹く。人々は、昔から、北海

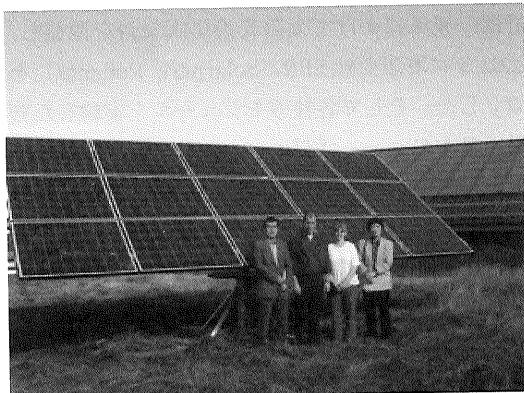
の一部に堤防を築き、何十年もかけ粘り強く農地として開拓してきたが貧しさは続いていた。若者は成人すれば当然のように大都市へ出て行き、常に過疎化の傾向は止め様がないと思われていた所であった。しかし、2002年、心ある村人有志が、全村民の参加する4MWの太陽光発電所の設置を計画、翌年にかけて太陽光追尾式架台を開発し、2003年に有限会社 SPR (Solarpark Rodenäs) を設立した。そして各社のモジュールを実験した結果、日本のシャープ製のものがもっとも優れているとしてそれを採用した。シャープ社の納品能力が4MWを賄いきれず2MWになったが、架台の製造工場を建設、その後2005年には「欧州技術賞」を受賞した。製品はドイツ国内で販売するのみならずアメリカやオーストラリアに輸出を行っており、現在、この会社の共同代表 A. Wulf 氏は年間半分以上アメリカに滞在し、そこでソーラーパークの建設に携わっている。2010年夏に筆者らが訪れた時には、たまたまドイツに帰国していたときであったが、工場ではすでに多くの雇用を生み出していた。若者たちは、もはや出稼ぎに出て行く必要もなく、2008年には2601KW、2009年には3413KWとなり、2013年には初期投資むけの債務は完済する予定で、その後は村に年間138万ユーロ（約1億5000万円）が売電収入として得られる事になる。併せて風力発電もおこなっており、この村の太陽光も冷たい風も、実際に村人たちに希望を運んで来てくれる天然資源となっている。ローデネ村では、こうした収入で、村の小学校の施設作りに協力するなどの貢献もできるようになった。

この小さなローデネ村に、こうした活力をもたらしたもの一つの要因がある。それは、この小さな村にも村として存続できる自治権があるという事である。日本では、おそらく「町村合併」という名の強制のもとに、こうした村の存続は認められないのではないだろうか？ 日本の場合、「限界集落」といわれ「高齢化率」を計算され、効率の悪い病院も診療所も公共施設も商業施設まで村から消えてしまい、終に人々が住めなくなったとこ

# NEWSを読み解く

ろが数少なくない。再生可能エネルギーの利用を考えた時にも、こうした行政機構の仕組みが大きな影響を与える事を指摘しなければならないのである。

ドイツ、シュレスビッヒ・ホルスタイン州、ローデネス村で追尾式の太陽光発電



村の青年たちで牧場に作った、シャープ製 2004年

ドイツ、SH州、クランクスピュルの市民ソーラーパーク (6MW)



2010年夏 筆者撮影 太陽光追尾式ではない

東京電力の原発事故後の6月6日、ドイツのメルケル政権は、2022年までに既存のすべての原子力発電所を停止すると閣議決定をした。現在緊急停止している8基(850万KW相当)はそのまま停止し、他の9基も順次停止するとしている。メルケル首相は自らの選挙公約で500万人の雇用増加と原発の稼働期間の14年延期を唱えていたが、そのいずれも果たせなかった事になる。しかし、やはり科学者の首相らしく「私は間違っていない」と明言したことには賞賛の声が聞かれる。この原発の代わりに当面は火力発電で対応するとしても、基本的には再生可能エネルギーの拡大によって必要なエネルギーを賄う方針である。

昨年(10年)設定したエネルギー大綱では、再生可能エネルギーの割合を現在の17%から2020年には35%に拡大することを目標としていた。この閣議では、さらに13年以降は政府が毎年30億ユーロを負担し、この資金とFiTによって再生可能エネルギー拡大に必要な経費を補う事にするとされている。また配電網の建設許可を政府に移しその建設期間を短縮することも含まれている。

今年(2011年)の総選挙で勝利したデンマークのシュミット社民党政権は、ラスムセン前政権で停滞した再生可能エネルギー利用を奨励するために、ウインドファームのようなプロジェクトを実行する場合には、少なくとも20%は住民の参加を求める事を義務づけるという政策を発表した。これは、たとえば前政権期間中には風力発電は殆ど増大しなかった事の理由として、住民参加の視点が抜けていたからだと考えられたからである。再生可能エネルギーの利用は、単に資金力のみによってその成果が上がるとは限らず、資源はそこに住む住民のものであり、彼等が利用計画に参加して初めてもっとも有効な利用法となるものだからである。

日本でも、時としてちあがる風力発電への景観論争や騒音のトラブルなども、同種の問題を含んでいる。住民の目の前に、ある日突然見知らぬ風車が建てられたら、それを喜ぶ人はいないだろう。ただそれが、自分たちの意志で建てられ、自らも参加しながら運営されるプロジェクトならば、全く別の結果となる。その森を照らす光は森の木々を育て、人々に注がれるものであり、吹く風はその場の住民の風である。

## IV 日本企業の技術開発と海外戦略

2003年夏「日本の太陽光パネルの質は世界一だから、われわれの建設する第1号のソーラー

パークにシャープか京セラのパネルを使いたい」と A. Wulf 氏がいうように、この時点では日本の太陽光パネルの生産技術は優れていた。しかし、その後、中国始め多くの国々の企業が参入し、国際的な技術革新、価格競争も激化、企業の M&A なども活発に行われる様になった。日本のメーカーにとっての課題は、原発に主眼をおく日本政府の政策方針によって再生可能エネルギーに関する国内市場の拡大が思うように摃らず、技術革新に関するブレーキとなったことである。したがって、日本の企業のとった方向は国内市场ではなく東南アジア各国での市場を拡大することとなつた。

東南アジア諸国は、経済のグローバル化に伴うエネルギー需要の増加を賄うためにも、豊富にある太陽光や熱、バイオマス、風力などの利用に大いに関心を持っている。したがって、日本の企業は「国際協力」の名の下に、これらの国々への投資を増大している。以下はタイについての例の一部である。

京セラは 600 万キロワット (KW) 分の太陽電池モジュールをタイの発電事業者であるソーラーパワー社に供給し、2010 年に発電所は完成した。また、タイの重電企業ガンクン・エンジニアリングが建設する大規模発電所用に昭和シェルが 3400 キロワット (KW) 分の太陽電池を受注した。さらに、タイで設備容量 7 万 3000KW という世界でも上位に入る大規模太陽光発電所建設を、シャープが同国の ITD 社／ITE 社とともに、NED 社から受注し、薄膜太陽電池を用いて 2011 年末までに建設するというものである。日本のソーラーフロンティア社も大規模発電所用に 3300kW 分の CIS 太陽光発電モジュールをタイのガンクル・パワージェン社から受注している。

アユタヤには 237 万 KW を発電するアユタヤ・ソーラー・パークが建設され、ナコン・パトムにはさらに大規模に 1240 万 KW のソーラーパークが設置されているが、それらはドイツのハンブルクに本拠地をもつコナーギー社によるものである。

また、タイの電力産業には民営化後、多くの民間企業が参入するようになった。たとえば大手発電卸事業者 (IPP) のひとつ公共発電会社 (EGCO) は、1992 年にタイ発電公社 (EGAT) が分割民営化されるに伴って発足した企業である。この発電会社は 1995 年からタイ証券取引所に上場しており、天然ガスや石炭火力、バイオマスなどの発電の他 2011 年からは太陽光発電にも参入、年間 452 万 KW を発電し、実は、フィリピンやラオスにおいても水力や石炭火力、ディーゼル発電などを行っている。

2011 年 2 月 23 日、東京電力と三菱商事は共同で、この EGCO 社の経営に参画すると発表した。

東京電力と三菱商事は共同で 420 億円を出資しテプディア社 (TEPDIA) を設立し、それで EGCO 社の株式の 24.57% を占める株主となったのである。

東京電力と三菱商事はそれぞれ以下のようないみセージを発表した。「これまで培ってきた技術や発電所の運転ノウハウなど経営資源の活用を通じてタイにおける電気事業の発展に貢献するとともに、海外事業を東京電力グループの柱と位置づけた『2020 ビジョン』の具体的展開を通じて、収益拡大と事業基盤のさらなる強化、海外における低炭素化に貢献してまいります」。(東京電力)

「2006 年より EGCO 社経営に参画しており、引き続き、同社を通じてタイおよびタイ周辺国の電気事業の発展に寄与していくとともに、2009 年には東南アジアおよび台湾における民間発電事業の統括を目的とした子会社ダイヤモンド発電アジア社を設立し、同社を拠点にベトナムやインドネシアなどでの発電事業にも取り組んでおり、電気事業を通じて東南アジアの発展に貢献して参ります」。(三菱商事) この発表は、福島原発事故の約 2 週間前であった。現在、このような言葉はむなしく響くと思うのは筆者だけだろうか？

## V おわりに

福島での原発事故の実態はまだ分からぬが、 Chernobyl の事故の跡地は今樹木が生え、野

# NEWS を読み解く

生化した動物が増え、まるで原生林のようになつてているとの報道があつた<sup>6)</sup>。

現在、再生可能エネルギーへの関心はますます高まっているが、それにつれて、今度は太陽や風、地熱までも資本の思うように支配されではならない。そして、こうしたエネルギー源には、本来的にそこで暮す人々に優しい性質を持っているものである。

## 注

- 1) この委託事業は以下の各社によっておこなわれたものである。株式会社エックス都市研究所、アジア航測株式会社、パシフィックコンサルタンツ株式会社、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社、の4社である。
- 2) 森林国ノルウェーの電力需要の約90%は水力発電、残りはバイオマス、廃棄物などで賄われている。

- 3) 経済産業省：「環境エネルギー大國の実現のために」(2030年に向けた目標) 2010年6月18日発表  
ならびに「エネルギー白書2011」など。
- 4) 経済産業省「エネルギー基本計画」(平成22年6月公表) 2~3頁、54~56頁。
- 5) アレバ社のCEOウルセル氏は「レ・ゼロー紙」のインタビューで「再生可能エネルギー事業はアレバの核」と強調し、需要鈍化が予想される原発事業との補完性を強化するとの方針を示した。洋上風力発電では5MWの大型タービンM5000を開発・製造するマルチハードを100%子会社とし、またブレードを生産するPNローター(ドイツ)を買収する等積極的にこの分野に進出しようとしており、2012年までにEU市場で25%のシェア獲得を目指すという。(JETRO通商弘報、2011年11月10日号)
- 6) 朝日新聞(2011年11月23日号)

(わだ さちこ 所員 名古屋学院大学)

ONISHI Hiroshi  
大西 広

## ハノイと中越国境で見た中越関係

8月末から9月初めにかけてハノイと中越国境を訪問し、そこで「中越関係の現在」を垣間見ることができた。興味ある事実もあるので、ここで少し報告してみたい。

### I ハノイ・ノイバイ空港の米軍機

今回の出張はラオスとベトナムの両方に訪問するというものだったが、まず最初にラオスを訪問

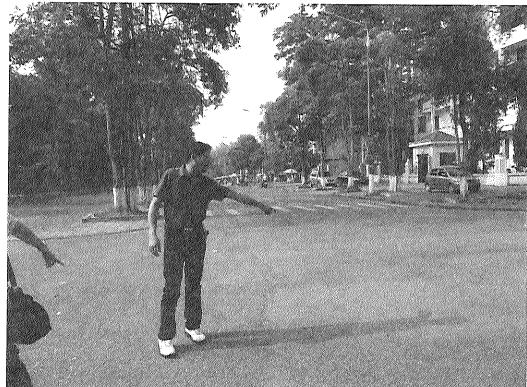


ハノイ空港に駐機する米軍輸送機

する際に、ハノイのノイバイ空港を経由することとした。8月24日のことである。が、その経由で降り立ったハノイ空港でいきなり驚かされたのは、そのターミナル・ビル横に巨大な米軍の輸送機が駐機していたことであった(写真)。ベトナムは南沙問題等での中国との摩擦の中で、7月にアメリカの第七艦隊との合同軍事演習をダナン沖で実施したが、ここで駐機していたのはアメリカ空軍のものであったから、その後もアメリカ軍との共同関係が続いていることの証拠かも知れない。ともかく空港に降り立っていきなりのことショックは大きかった。

### II 中国大使館前のデモは終結

その後、ラオスからベトナムに戻った後は社会科学院での講演を終えてすぐ中越国境に向かったが、そこでの話に先立ち、中越国境から戻ってきた後の最初の日曜日、9月4日に反中デモはどうなっているかと中国大使館前に向かった。ベトナムの若者たちによる反中デモは6月初めからほぼ



『赤旗』記者高野氏が殺害された現場を示すランソン現地の案内者

毎週日曜日に中国大使館前で定期的に開催されているとのことだったからであるが、残念ながら(?)9月4日は完全に平穏でデモはなかった。情報によると8月21日のデモの警察による強制排除以来、デモがなくなったということである。9月4日はちょうどその2週間後であるが、もはや警察の特別の警戒もなく、3人程度の警官がいるくらいであった。つまり、「デモ」という形式の反中示威行為は終わっているということになる。この前後に中国から戴秉国国務委員が関係改善のために訪問するとなつて当初はデモ容認をしていたベトナム政府の対応が変わったことを示している。また、10月12日にはベトナムからグエン・フー・チョン共産党書記長が中国を訪問し、南シナ海問題解決に向けてのかなり突っ込んだ合意書を発表した。国境問題で定期会合を年2回のペースで開催することも書かれている<sup>1)</sup>。

なお、関連して思ったのは、中国大使館が別格で市の中心にあることのすごさである。私の宿泊したホテルは日本大使館の真ん前で市内中心から少し離れていたが、中国大使館は旧王宮、軍事博物館、レーニン公園のすぐ横に陣取っているのを知ったからである。公式には認められていないが、ベトナム戦争には中国軍も参加したと言われており、さらにベトナム政府・共産党はずつと「中国は兄」としてきた。こうした両国関係の基本は忘れられてはならないと思った次第である。

### III 79年に破壊され尽くしたランソンの現在

こうして中越関係の歴史に言及すると、思い出さずにはおられないのが1979年2月の中越戦争である。これは中国側の一方的な破壊行為となつたが、そのもともと象徴的な街であるランソンを訪問し、その当地の党学校の校長らと交流を持った。ベトナム各地にも党学校があるのも新たな発見であったが、そこでお聞きしたことには二度驚いた。というのは、この街がまるきり瓦礫の山とされるほどの破壊を受けたという破壊の物凄さと、にも関わらずその災禍を顕した記念碑が撤去されるに至っているとの変わりようである。現在のように中越関係が悪化した下ではいよいよ79年の記憶が大事となるかと思いきや、何とその記念碑が撤去されているというはどういうことか。実を言うと、この戦争の最中、取材中の『赤旗』記者高野氏が殺されるということがあり、その現場も見せてもらったが、そこにあった記念物も撤去されていた。

しかし、ランソンの市場を見学してこの原因を知ることができた。というのは、圧倒的に強い中国製品を国境から運んで店に並べるランソン商人は、その恩恵で大量の顧客をベトナム国内から得ることができ、よって現在の彼らは中国との友好関係が利益となっていることを実感できたからである。実をいうと、この1979年の直前にはベトナム政府がランソンなどから中国人を排除している。この結果、ベトナム国内で中国製品を扱う商人がベトナム人となり、これがランソンの人々に利益をもたらしている。私はラオス国内で中国商人がどれほど幅をきかせているかを知っているので、この差に驚くが、逆に言うと、この排除の結果としてランソン人は「中国好き」となっている。約30年前の恨みより、現在の利益が優先するというのが興味深い。

なお、私は中越国境を中国側にも超えて、中国には何が輸入されているかも詳細に知ることができた。具体的には、中国からはアパレル、靴、玩

具、雑貨などがベトナムに輸入され、ベトナムからは家具、木工品、果物その他の農産物が中国に流れている。賃金はベトナムの方が中国より安いので、どうしてアパレル、靴、玩具、雑貨などの価格が中国製品のほうが安いのか、とも思うが事実である。実はその価格差は圧倒的で、貿易収支も1:3でベトナム側の入超となっている。そして、これがベトナム工業全体の利益と衝突しているのである。もちろん、ランソン人にとっての利益は逆であるが…である。

## IV 「国益」と「国際正義」

しかし、この経過で考えてしまうのは、このベトナムでさえ「国際正義」よりは「国益」重視で動いていることである。実のところ、ベトナムの中国に対する不信の始まりは1972年のニクソン訪中に始まっている。この関係改善によるアメリカの「1つの中国」論の世界への影響は大きく、それには中国の国連代表権の獲得も含まれる。そのために多くの人々はこの訪中を歓迎したが、ベトナムの民衆にとってはそうではなかった。ニクソンの北爆はその後に再開されており、ベトナムの民衆にとっては、ニクソンはそのための条件づくりに北京を訪問したと見える。そして、実際、この米中会談で中国が得たものははっきりしているが（台湾問題）、アメリカが得たものは…となるとはつきりしない。つまり、ここに表面には出せない合意が米中間になされ、それがベトナムの南北固定であったとの理解がベトナムには広まっているのである<sup>2)</sup>。

ただ、ここで問題なのは、この時、ベトナムの人々が中国の外交を「国際正義への裏切り」と思ったとすれば、今回の米越軍事演習も「国際正義への裏切り」ではないのか…という問題が浮上する。何とアメリカは今に至るもベトナム戦争中の数々の戦争犯罪への謝罪をしていない。日本はアジア諸国に何度もしているのに、である。私はこの間、ベトナムのみならずラオスの研究者とも深く関わっているが、特に彼らにはそう見える。アメリカはラオス国内でも多くの戦争犯罪を

犯したが、それに一切の謝罪がないのでラオス・アメリカ関係は今もよくない。ラオスの人々はそうした問題に今もこだわっているのにベトナムはその大義を捨てて自国の国益で動いていると見える。何と1972年に自分たちが中国に対して持ったと同じ違和感を今度はラオスの人々に持たれているのである。

しかし、こうして「社会主義国」の変質（？）を考えるとき、過去の「アジア・アフリカ連帯」とか「第三世界の連帯」とかといったものへの郷愁を感じるとともに、何がその連帯を解体せしめたのかについての原因を探りたくなる。そして、現在の私のこの問い合わせへの回答は、世界の利益構造が変わった、というものである。

私はマルクス経済学者であるので、紛争の背景には常に利害対立があり、連帯の背景には常に共同の利益があると考えているが、この考え方で行くとき、確かに過去には「第三世界」の間での利益の共通性があったように思われる。経済学の教科書でも交易条件に関する南北対立が語られていたように、この時代には明らかに「第三世界」の間での利益の共通性があり、それが周恩来やネルー、スカルノ、ナセルといった巨人を途上国に生み出していたのである。が、私が中越国境で見たものはあまりに強い中国製品の競争力であった。つまり、過去にあった「工業国」と「一次産品供給国」との利害の対立は変質して、今や「中国」とその周辺諸国との矛盾に転回しているのではないか、その背景はあまりに強い中国の競争力にあるのではないか、と考えた次第である。

ちなみに、この問題は中越間の為替レートの問題として理解することもできる。あまりに安い人民元と相対的に高いベトナム・ドンという考え方であるが、しかし、この仮説もそう単純にはいかない。なぜなら、ベトナムは現在これでも「ドン安」の結果インフレになっていると言われているのだからである。言い方を変えれば、単に為替レートの問題に解消できないベトナム経済の構造的な問題も無視できない、ということになる。

## V カンボジアとラオスをめぐる 覇権争いの側面

今回の訪問では冒頭に見たように最初はラオスを訪問したが、何とその首都ビエンチャンで友人のベトナム社会科学院哲学研究所長と会食をした。8月24日の夜のことであるが、ちょうどビエンチャンにあるラオス社会科学院を訪問中であったためである。しかし、この会食にはラオス社会科学院の副所長も現れて、ベトナムとラオスの極めて緊密な関係を垣間見ることとなった。私の友人はこの直後、ラオスのもっと地方にまで入って講演するということだったので、仏領インドシナにおけるインドシナ共産党時代の関係が今でも続いているとでも理解すべきだろうか。私はラオスの地方にある小さな博物館を訪問したことがあるが、それはベトナムの支援によって作られたものであった。「イデオロギー」の点でラオスが事実上ベトナムの指導下にあることを伺わせる。

ただし、このラオスには現在中国の影響力が急速に強まっている。特に北部地域での中国の経済進出はとどまるところを知らないが、中部・南部でも中国人商店が溢れつつある。そして、その過程で、何と今やラオス政府の幹部は最終的な昇進のためには、ベトナムか中国に一度留学することとなっているのだという。さすがにベトナムへの比率の方が高いそうであるが、彼はベトナム、彼は中国というふうに割り振られて派遣されているという。私の考えるところ、これはベトナムにとっての大きな脅威となっており、これもまた今回の中越摩擦の背景となっているのではないか、と感じた次第である。

考へてもみれば、1979年の中越戦争も解放後のカンボジアをめぐるポルポト派とヘンサムリン派との対立が背景にあった。ポルポトを支持した中国が、ヘンサムリンを支持して軍隊を派遣したベトナムへの「制裁」を目的としたものであったからである。カンボジアの共産主義勢力も元をたどればホーチミンによって指導されたインドシナ

共産党の一部であった。それが独立後に「中国派」となるか「ベトナム派」となるかの対立の中で中越の直接紛争となつたものである。この経過を思い出すとき、残念ながら「国益重視」は当初からのものではなかったのか、とも思えてくる。これらの歴史の見直しが求められている。

※本研究は日本学術振興会アジア・コア事業の一部である。

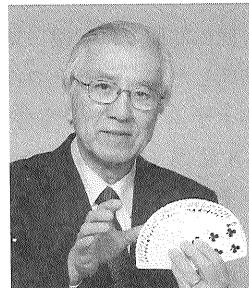
### 注

- 1) 南沙・西沙諸島の領有権問題も日本で議論されているほど中国側議論が不当なわけではない。少なくともベトナムとの論争を見る限り、1974年以前にベトナムが領有権を主張していないことやベトナム側古文書の信頼性の問題など中国側の主張もかなり説得的である。ただし、日本人としてもっと考えるべきは、1938年に日本政府が領有権を主張して当時日本的一部であった台湾の高雄市に南沙・西沙諸島を組み込んでいたこと、その前のフランスによる領有権の主張をどう考えるかといった帝国主義の諸問題が深く関わっていることである。これらの反省なしに日本人が他人事のように発言するのは避けられるべきである。なお、領有権に関するベトナム側主張は一冊の本にまとめられ、戴可来・童力合編『越南關於西南海群島主權歸屬問題文件資料匯編』河南人民出版社、1991年で読むことができる。
- 2) このベトナム側理解は「さもありなん」であるが、この間の事情を詳細に調べるとそう単純でもない。1972年の米中会談については、ニクソンやキッシンジャーの回顧録、周恩来=キッシンジャーの機密会談録、ニクソン=毛沢東等の会談録などが日本語でも出版されており、それらを読み直すと周恩来らの中国側代表のベトナム問題での原則的発言が目立っている。ベトナム側の不信はキッシンジャーが自己正当化目的で中国の態度を変えたと宣伝していることやソ連の反中国宣伝に影響されすぎたものと思われる。また、中国の対ベトナム援助もその後激増しており、最後に、毛沢東・周恩来がベトナムに「一旦和平をしてから後にグエン・バン・チューを攻めればよい」とアドバイスしたのもそう筋の通らないものではなかった。この最後の点は、栗原浩英『米中接近とベトナム労働党—漸進的解放戦略と軍事攻勢戦略との間で』増田弘編著『ニクソン訪中と冷戦構造の変容—米中接近の衝撃と周辺諸国—』慶應義塾大学出版会、2006年が説得的である。

(おおにし ひろし 所員 京都大学)

# フクシマの原発災害が 問いかけるもの

1986年の研究大会の折、東大から脱出直後の安斎育郎さんに「核軍縮の現段階とSDI」について話していただいた（『通信』51号参照）。それから25年、同じ立命館での再度の講演の、以下は要約。



ANZAI Ikuro  
安斎 育郎

## I 私と地震のこと

福島の原発事故の被災地は、私にとって1944年から5年間を過ごしたふるさとであります。生まれは東京・下町の亀戸というところで、その近くに東京大空襲戦災資料センターがあります。そこにいたら東京大空襲で一家全滅していたことは間違いない。幸い大空襲の数ヶ月前に、縁故疎開で福島県安達郡二本松市へ引っ越しました。だから福島で起っていることは他人事では無いという印象が強いわけです。

私は、1962年に東京大学工学部に設置された原子力工学科の第1期生15人の中の1人です。まだ原発も何も無い時代に、この国の原子力を支えていく高級技術者を養成する機関として、国家が初めて作った学科の第1期生なのです。そのようなわけで原子力開発の草分けにあたるところに位置していくながら、1967年ぐらいから、この国の原発政策のあり方に失望するようになりました。70年代以降は福島原発の建設反対運動も含めて、反対の側に身を置くようになった。一期生の中で明確にそのような立場を選び取ったのは、私だけでした。今、日本には54基の原発がある。私が作ったわけではないことは確かですが、やはり半世紀近くも原子力分野に身を置いてきたもの

として、この破局的な事故を防げなかったことについて非常に申し訳ないというのが、3月11日夕方に抱いた気持ちでした。

福島原発の反対運動に、73年くらいから一緒にやってきた福島在住の人々が、どんな状況になっているか、心配になりました。今は宇治に住んでいるんですが、私の知人たちを1年くらいは私の自宅に預かってもいいなという思いもあって、とにかく現地に行きたいと思いました。しかしマスコミ攻めにあって行けなくなってしまった。晩飯を食う時間さえ、満足にとれず、おかげで1.5キロくらい痩せました。

結局福島へ行ったのは4月16日です。ちょうど私の71歳の誕生日でした。つまり、誕生日くらいの女房とメシを食うかもしれないと思って予定を入れないでおきましたら、本当に誕生日くらいにしか行けなくなってしまったわけです。4月16、17、18日と福島へ行き、その後は5月6、7、8日、8月3、4日と福島へ行きました。

## II 福島の被災地を訪ねて

福島は容易ならざる事態です。4月16日に、いわきから入って、浪江町という放射能が非常に高いところですが、そこまでの約80キロを北上しながら、いろんな作業をしました。4月16日は桜が満開で、菜の花が黄色い帯の群落を成して

いて、山の端にはコブシの花が美しく咲いています。まことに日本のふるさとの原風景のようなところでしたけれども、人っこひとりいない。飼い主に見捨てられた犬が人恋しげによってきます。飼われなくなった牛たちが畑や田んぼで汚染まみれの草を食んでいるというような状況です。「透明の恐怖」とでも言いますか、放射能災害の特徴の一つですけども、そういう状況が、あたり一面を覆い尽くしている。もちろんガイガーカウンターを持参していますから、スイッチを入れると凄まじい音を立てて、異常な事態を知らせます。だけど目には全く見えない透明の恐怖感があったんですね。原発から30キロも離れた浪江町、川俣とか飯館との境目あたり、その延長線上に福島市があるんですけども、その30キロ離れた牛舎の中でも1時間あたり30マイクロシーベルトというような放射線レベルが検出された。東京の平常時の400倍以上に当たります。当面、ここには帰ることは無理だということは、瞬時にわかりました。さらに60キロ以上も離れているところに、人口約30万の福島市があります。そこでも放射線のレベルは1時間あたり1マイクロシーベルト前後あった。立っているだけで、1年間に胸のレントゲン写真を200枚くらい撮るような量の放射能です。

### III 東大原子力工学科の第1期生になって

何故、そんな状況がもたらされたのか。私が東京大学に入ったのは、1960年安保闘争の時でした。最初の2年間は教養学部で、その時代、私はノンポリに近かったと思います。この2年間は、東京大学奇術愛好会第三代会長として腕を磨いておりました。

2年生の後半になると、3年生からの専門を選ぶ時期となります。当時は物理学科に行こうかという気分を持っていたんですが、ちょうどそのころ、工学部に原子力工学科というのが作られ、第1期の学生15人を募集することになった。心が

揺れて、結局、そっちの方を選んだわけです。

何故、原子力工学科を選んだかというと、東大に入る1年前の1959年に東京で、国際見本市が開かれて、アメリカが原子炉を展示していた。首都東京の展示会で本物の原子炉を展示したわけです。出力はわずかに0.1ワットという、豆電球も付かないくらいのものでしたけれども、臨界に達して、そこから中性子線が出てくるという本物の原子炉でした。当時は、昭和天皇も炉心を覗きにきたというので、当時、話題になりました。次の時代を担うかも知れないエネルギー源としての原子力に私は関心をもったわけです。読売新聞の正力松太郎の路線に乗ったといえば乗ったんですけども。それが頭の中に残っていて、原子力工学科が第一期生を募集するというので、志願して、15人の中の1人になった。「原子力村」に入村したわけです。

そのときは、夢も希望も持っていました。当時のノートが私の手元に5冊残っています。それを見たら、いかに私が真面目な学生だったかがよくわかります。非常に丹念にノートを取り、家に帰ってから復習した。原子力分野の専門家になろうと、懸命に勉強していました。卒業論文は「原子力施設の災害防止に関する研究」というものでした。原子力がモノになるかどうかは、放射能を安全に管理できるかどうかにかかっていると考え、日本原子力発電株式会社の技術部長や東海村の村長にもインタビューしながら論文を書いた。私の卒論は、卒業後、『日本公衆衛生学雑誌』という雑誌に、2回に分けて掲載されています。

大学院は数物系工学科に入って、原子力工学を引き続きやった。テーマは、日本中のウランの分析法でした。これから原子力に乗り出すと、核燃料の製造労働に従事する労働者がいるので、ウランの汚染を確かめるために、尿の中のウランを簡単に、正確に測れる方法はないかということをリサーチした。

### IV 市民運動に参加して

大学院時代とは、どういう時代だったかといい

ますと、1964年のトンキン湾事件を皮切りにアメリカが本格的にベトナム戦争に関わっていき、日本を出撃基地としてベトナムに爆弾が落とされ、枯葉剤が投下された。アメリカはB43水爆という水爆も使う予定で、沖縄の伊江島でその投下訓練までやっていた時代です。そういうこととの関係で、科学者の社会的責任ということが意識されはじめたころでした。高度経済成長政策のもとで、公害とか労働災害とか薬害とかが出てきて、市民運動や農民運動、消費者運動が盛んになりました。

1965年に日本科学者会議というのが作られて、科学者の社会的責任などについても考える拠点が出来た。私も66年にそれに加わった。原子力工学科を出た会員なんていうのは、日本原子力研究所の労働組合の関係で入った人を除いては、ほとんどいなかった。そこで私は大学院の博士課程のときに専任幹事となり、原発問題研究委員会の担当幹事になった。そしてこの国の原子力開発政策について、公開質問状を出したり、原子力委員会に注文を付けたりする責任者になりました。原子力を地域社会に導入すると、どういう政治的・経済的・文化的・社会的・科学技術的な問題が起るのかということを全般的に学ぶようになったわけです。

そうなると原発について不安を持っている人々から講演に呼ばれることになった。この過程を通じて住民に徹底的に鍛えられてきたわけです。例えば北海道の尻別地方の岩内に行ったときには、漁業関係者や町の布団屋さんやメロン農家の人々もやってきて、岩内原発の問題点を私に聞くわけです。私は放射線防護学の専門家として、科学者会議でそれなりの勉強をしたことを話すのですが、質問の段階になると、悲惨なことになります。岩内に原発が来るとホタテ養殖業はどうなるか。「知らねえよ、そんなこと」っていう感じですよね。隣の共和町のメロンの栽培はどういう影響を被るか。「それは知らない」と答えるのは、学者としての誠実な態度と言えなくはないけれども、それでは地域社会の人々はガッカリします。この町に原発を置いたらどういう問題が起るかと

いうことを聞くためにわざわざ東京から大学の先生を呼んだのだが、「知らねえよ、そんなこと」と答えられたのでは、立つ瀬がない。深く反省して、まあ少なくとも原子力の専門家として、こういう分野に関わった以上、どんな質問が来ても、政治でも経済でも文化でも社会でも科学技術でも対応できるようにしようと思いました。住民に鍛えられるかたちで、そういう勉強をしていった。

その集大成が1972年に日本学術会議が開催した初めての原発問題シンポジウムでした。弱冠32歳の安斎育郎が基調講演を頼まれたわけです。若いというのは素晴らしいことでして、風車に突撃して負けたドン・キホーテのごとく、国家権力と電力資本を相手にして、徹底的に原発批判をやったわけです。その頃私は東京大学医学部の助手として、国家公務員ですけれども、国策を徹底的に批判した。6項目の点検基準なんていうのを提起しました。

翌73年には国会の衆議院科学技術振興対策特別委員会に10人の学者が呼ばれた。この国の原発政策はいかにやるべきか意見を述べよというので、私も参考人として出向いた。他の人は50代、60代の原子力研究所の安全管理室長とか、そういう偉い人々でしたけれども。国から給料をもらっている国家公務員が、国権の最高機関たる国会の場で、国策として展開されている原発政策を徹底的に批判するわけだから、ただじゃ済まないことは覚悟の上でした。

同じ73年の9月18、19日には、福島で初めての住民参加型の原発公聴会が開かれた。福島第2原発1号炉の設置許可処分にかかる公聴会です。私は福島の住民じゃないけれども、住民推薦枠で意見を述べる機会を得ました。今回、九州電力のヤラセ・メール事件なんてあったけれども、それどころの話じゃなかったのです。ヤラセの体质というのは・・・。公聴会でしゃべりたい人は事前に申し込みというわけですけれども、日本科学者会議福島支部などを中心にしながら、我々のほうは、真面目に60人の証言という本まで作って、60の異なる観点から原発政策批判を展開し

ようとして、60人が申し込んだ。

他方、電力企業や国側は、原発を推進する立場から何百人という人を応募させるわけです。活版印刷刷りの申込書で申し込むわけです。公聴会を傍聴する人間も事前に申し込まなければいけないんですが、我々も数百人申し込んだけれども、向こうは万単位で、それも活版印刷刷りの用紙で、住民台帳から勝手に名前を取って申し込む。だから自分じゃ申し込んだ覚えが無い人に当選通知が行ったりして、バレるんだけれども、当日は圧倒的多数の推進派の意見陳述人が、圧倒的多数の推進派の傍聴人の前でしゃべるという茶番劇が展開されるわけです。地元の婦人会の代表が出てきて、原発放射能恐るるに足らずということを演説しました。何を言ったかというと、今年の甲子園の高校野球をご覧なさい、と。1973年、甲子園で優勝したのは広島商業なんですけれども、我が福島代表の双葉高校を12-0で破ったのをはじめとして、勝ち進んでついに優勝した、と。原爆投下によって75年草木も生えないと言っていた広島で生まれ育った子どもたちが、元気に野球をやって全国制覇を遂げた。だから原爆の放射能は恐るるに足りない。ましてや平和利用である原発の放射能など恐るるに足りないという演説です。国防婦人会かと思いましたけれども、驚くべき事態になったわけです。

## V 差別された研究者として

その頃から私は福島の人々と協力して、福島原発の反対運動に力を入れて、やがて福島第2原発1号炉の設置許可処分についても、中曾根通産大臣を相手取った行政訴訟に手を染めました。準備書面を作るために、毎週のように東京から福島に通うような生活をしました。これが、アカデミックハラスメントの対象になります。特に1973年の国会で参考人として出て意見を述べた頃から、一番厳しかったのは1979年の3月28日くらいまでです。

なぜその日を特定できるかというと、スリーマ

イル島の原発事故が起って、日本の原子力関係者としては度肝をぬかれた。こんなことが起るはずがないという事故が起って、実に燃料の46%が溶融するという事態が起った。僕をアカデミックハラスメントでいじめていた教授も、安斎が普段言っていることもまんざら嘘ではないらしいという気分になって、僕を教授室に呼んで、君と僕とは生涯、良い論敵で有りたいなどと言い出しました。多少市民権を得たとは言いながら、その後1986年に立命館大学経済学部に、自然科学概論担当の教員として移るまでは、ずっと17年間、助手のまま据え置かれたままでした。

アカデミックハラスメントはいろんな形がありますが、教育業務を外されて研究費が来なくなり、挙げ句の果てに研究発表は教授の許可制だと言い渡される。金が来なくても紙と鉛筆があれば研究はできなくはない。僕の博士論文なんて、ほとんど紙と鉛筆とコンピュータを使ってやった理論的研究です。金が無くても紙と鉛筆があれば博士論文くらいは書けるわけですが、もっと深刻なことは、研究成果を発表しちゃいけないと申し渡されたことです。研究者の固有の権利を奪うものだから、これだけは従うわけにはいかないと、毎年研究発表は旺盛にやっておりましたが。

そのせいもあって、日本保健物理学会や放射線防護学の学会の若手研究者には結構、人気があって、理事の選挙では最年少の身でありながら、上位当選を重ねました。1976年にはその学会の三役の1人にもなった。会長、副会長に次いで、事務局長という役職があるのですが、私は36歳のときにこの役職も担当しました。

## VI 安斎番の監視のもとで

当時は、こういう講演会に出ると、尾行がついた。一部始終を録音して、主任教授に届ける「安斎番」という係が決まっていたわけです。新潟で講演した翌日に大学へ行くと、教授から呼び出されて「お前、昨日新潟でこういう話をしただろう、けしからん」というふうに言われる。僕は間

違ったことを言ったのでしたら謝りますけど、そういうでない、考え方方が違うというんだから、謝る必要がないと考えました。とにかくそういう監視下に置かれてきたのです。

僕の机の隣の机には、東京電力から来た産業医のT君という人がいました。原子力産業の産業医として働く為には、今までの医学教育だけではダメで、放射線健康管理学に関する知識が必要だというので派遣されてきたというのが表向きの理由だったのですが、正直な人で、彼の兄貴と僕もつきあいがあったということもあり、辞めるときには正直に、「僕の役割は安斎さんが原発問題について何をやろうとしているかを偵察する係でした」と告白した。世間ではこういうのをスパイというんですけど、それもちゃんと配置されていた。

放射能や原子力に関する僕の見解が週刊誌に出たりなんかすると、教室員が全員集まる抄読会、文献抄読会の席で、主任教授がそれを振り上げて悪しきまに罵倒するというのもたびたび、ありました。たとえば研究所の僕への来客、例えば野口邦和君という日大の人が、研究の打ち合わせなんかで来たりすると、公然たる嫌がらせがある。「アンタなんでこんなところにいるの」と言われて追い出されたということもあります。

一番傑作だったのが、僕は学会の理事だったから、理事会が開かれた日のこと。東京電力から選ばれていた星野という理事に、「安斎君、今日、一杯どうだい」というふうに誘われたんです。東京深川の森下町の馬肉料理屋の「みのや」に連れ込まれて、馬肉鍋をつつき、ビール飲みながら、世間話から始まるんですけども、僕を呼んだ以上、何か言いたいことがあるに決まっているわけです。なかなか言わないんですけど、最後に言ったのは、「悪いけど安斎君、家族ぐるみで3年間アメリカに留学してくれないか。東京電力が全部費用出すから」というわけです。要するに、僕はその当時、原発反対運動なんかで地域に行って講演活動や学習活動をやる。やるとその効果を消すために、東京電力が何千万円というお金をかける。そのためには安斎をアメリカに追い出しておく

ほうがよっぽど安上がりだというわけでしょう。そんな事件もあった。

教室の中では安斎育郎とは朝から晩まで口をきいちやいけないことになったし、一緒に並んで歩いてもいけないし、一緒に飯を食ってもいけない。一緒に写真に写るなんて最悪と言われていたので、毎日行っても誰も口をきかないわけです。どうしても僕に教わりたい大学院生なんかがいるときは、トイレでまあ、連れションをしながら「先生、今晚お願ひします」とささやかれるわけです。わかったといって、赤門前の二木旅館とか、千駄木町の寿司屋にいるから来いとか、返事するわけです。大学は教えるところだと思っていたら、大学では教えられず、大学の外で教えるというような状況になっていた。驚くべきアカデミックハラスメントがずっと続いていたわけです。だから僕は直感的に、安斎育郎に自由にものを言わせないというこの国の原発が安全であるはずがない、と身体で感じることできました。

## VII 原子力村形成の原点

なぜ「原子力村」というものが形成されて、批判者は村の外に追い出されて、徹底的に抑圧されるような状況が生まれたのでしょうか。アメリカは、原発の可能性を追求して、実験、研究をやっていたけれども、最初に実用型の原発を開発したのはソ連だった。1954年のことでありますけれども、モスクワ近郊のオブニンスクに5000キロワットの原発を実用化させた。

アメリカは大いに焦った。その時点で、アメリカの原子力法は、民間企業が原子力分野に参入することを許していなかったのですが、非常に慌てて、54年の8月30日に、原子力法を変えて、民間の産業が原子力分野に参入できる仕掛けを作った。そして急遽、ウェスティングハウスが開発していた原子力潜水艦用の原子炉を陸揚げして、シッピングポートの原子力発電所を作るというところからはじめる。大海原をひとり行く原子力潜水艦の原子炉なんていうのは、事故を起こして沈

没すりやそれはそれでおしまいなんだけれど、軍事用の原子炉を、陸揚げして作ったという形なのですね。

それにしても安全性が心配だからと、1957年3月に、WASHA740という報告書（「大型原子力発電所の大事故の理論的可能性と影響」）が出され、事故が起ったときどうなるかという評価結果が発表されたわけです。今度みたいな事故が起ると、3300人が死に、2万7000人が障害を負い、汚染した土地の手当てで70億ドルがかかる。まだ当時は1ドル360円の時代ですから、2兆数千億円で、当時の日本の国家予算が1兆2千億円ですから、日本の国家予算の2倍以上の被害が、大規模な事故が起ると出てくる。そんな報告を読まされたら、民間企業は手を出そうなどとは思わないで、その6ヶ月後の9月30日に、議員立法の形でアメリカは、「プライス・アンダーソン法」という法律を作って、損害額が102億ドルを超えたたら全部国が面倒見る、ということになった。こうして原子力産業に道を開いていったのです。原子力産業というのは、国家と電力資本が結びつかない限り、実際にはできない産業です。

## VIII 日本の原発導入の背景

日本でも4年後の1961年に、「原子力損害賠償法」というのが作られて、同じ道を歩んで行きます。日本はもともと太平洋戦争が終わったころは水力発電が主体で、日本発送電株式会社という1社しかなかった。地域まで送った電気を、配電するために、配電会社が各地域に九つあるという形でしたけども、日本を占領した連合軍の中核にあったアメリカが、日本発送電株式会社1社体制から9社体制に分割した。財閥解体、経済の民主化という触れ込みでやったなんだけれども、日本のエネルギーをアメリカ依存型にするためです。関西電力はここからここまで、というふうに持ち分が決められると、戦後復興の過程で、大阪とか神戸とか京都で大電力を使うようになったときに、関西電力圏内の水力発電能力だけでまかなえるは

ずはないので、大量の電力を使うところに隣接して火力発電所を作らなければいけなくなる。最初のころは石炭火力も認めていたわけです。

日本の石炭産業というのは見込みがなかったわけではなくて、日本の炭鉱の出炭能力は、1年間に7000万トンは掘れるという見通しだったのですが、どんどん減らされていく、1000万トンに減らされた。1000を超えるような炭鉱が水浸しにされて、再開発もできないような状況になり、石炭から石油に転換されていったわけです。

1960年ころには、この国の電力は水力と火力、石油火力が肩を並べるほどになっていく。石油になればアメリカは掘って精製して国際市場に供給するところまで、国際石油資本として支配するというので、日本のエネルギーもすっかりそうなり、その延長線上で原子力が導入されていくんですね。1954年の3月1日に、ビキニ被災事件が起きましたけれども、その僅か2日後の3月3日に、中曾根康弘改進党代議士が保守3党をまとめて、次年度の予算の補正予算の形で原子炉築造予算というのを強引に通すわけです。予算の額が2億3500万円。有名なウラン235からとったという、無茶苦茶な予算だけども、それを通していった。

そして学者の類を札束でひっぱたたく。というのは、日本学術会議が、その3月1日の2日前の2月27日に「原子力に対する学術会議の態度について」という公聴会などを開くなど、日本の学者たちは原子力開発研究に対しては非常に慎重な態度を取っていた。それに業を煮やした中曾根康弘は、前年にアメリカのハーバード大学で開かれた講習会にいて、日本もアメリカの原子力開発の協力を得て原子力開発に進むべきだという思いを抱いて帰ってきて、それを実行に移したわけです。

ビキニ水爆実験の余波として日本では核廃絶、核実験を辞めろという運動が沸き立っているときに、マスコミ分野では讀賣新聞社の社主だった正力松太郎が、逆に原子力は平和利用が可能なんだということを、アメリカがアトムス・フォー・ピースの路線を受け継ぐかたちで展開していったわけです。ですから1956、57年ごろには原子力

平和利用博覧会が各地で開かれた。

## IX 自治体を巻き込む戦略

国家と電力資本が結びついただけではなくて、日本ではご承知の通り70年代に入ると田中角栄内閣総理大臣のもとで電源三法というものが作られて、地方自治体も巻き込むわけです。電源開発促進税という税制度が作られて、我々がこうやって電気を使うと1000キロワットアワー使うたびに400円あまりが自動的に電源開発促進税として国庫に納められる仕掛けができた。それで貯まった大量のお金を元にして、原発を引き受けってくれたら、そこに3年間にわたって数十億円の金が特別交付金として落ちる仕掛けを作ったわけです。だから地域開発の展望を見失いかけていた自治体が原発へ、原発へと雪崩を打って進んでいった。我々は電源開発促進税の税収のことを原発設置の「引っ越しそば」と言ってたのですが、引っ越しそばをもらって、食べても、その効果は3年しかもない。その間に道路を作ったり公民館を作ったりするけども、引き続き金がかかるので、2杯目の引っ越しそばを食おうかということになる。だいたい4杯までは引っ越しそばを食うような状況があるんですね。この前も福島原発は6基あったけども、本當はもう2基できる予定だったのを、事故がおこったので、ようやく計画をあきらめたわけです。原子炉4基を1セットとする形で作ると、原発には4基共用で使える設備というのがありますから、共通のインフラを安上がりに用意できるということもあり、どんどんそっちになびいていきました。

加えて厄介なことに、この国では住民も組織されていくわけです。今、事故を起こしている福島県双葉郡のあの双葉地域。そこには「明るい双葉町を作る会」というのが組織され、原発建設推進の住民運動が起ります。当時、彼らの掲げていたポスターがそこに（レジュメに）印刷で出ています。「私たちの力で原発建設を促進し、豊かな双葉町を作ろう」というポスターが住民の手によって貼りめぐらされるという事態になるわけです。

そこに加えて、国が原発を作るためには安全だというお墨付きを出さなきゃいけない。行政がいくら安全だと言っても、不安が残るので、専門家が起用されて、安斎育郎と同じ同期生などが原子力安全委員会委員長代理とか、科学技術庁事務次官とかになりまして、お墨付きを与える係になるわけです。そしてそれをマスコミ、特に読売系の新聞やテレビ・ラジオを通じて、原発「安全神話」が広められた。安全神話だけじゃなくて、「安価神話」というのも作られていった。原発が一番安いんだという神話が、一面的な計算にもとづいて、広められていました。

原発というのは、国と電力資本と学者とマスコミと地方自治体が作っている「ペンタゴン」(5角形)によって、この原子力村が形成されてきたというんだけども、実はそこに住民を含めたヘキサゴン(6角形)が形成されていたように強く感じます。そういうことに対して批判的な人間は、原子力村から追い出す。「村八分」ということを言うけども、村八分というのは、火事が起ったときと葬式があるときは差別しない。この2つ(二分)のばあいには、お声がかかるわけです。だけど今度火事が起っているのに安斎育郎には全然声がかからないところを見ると、僕は「村九分」だった可能性があると思っているのですが、それはともかく、異論を唱えるものは徹底的に弾圧して、村から追い出すということが行われてきたわけです。

## X 私を支えてくれた4つの基盤

安斎育郎は東大では孤立無援だったんだけれども、そういうアカデミックハラスメントに耐ええた理由が4つあったと思います。

第一の理由は、日本科学者会議みたいな、大学の外に出れば僕と価値観を共有できる人々がたくさん居たこと。これは非常に大きな支えでした。第2に、学会で教授の禁止にもかかわらず発表して若手の支持を得て、理事の選挙などでも上位で当選したから、僕は学問的にもデータベースをやってるんじゃないというプライドを維持することができます。

きたこと。それから第3に、もちろん個人的な信念で、権力に跪いて自分の思いを曲げて生きるような生き方は嫌だという想いがありました。

第4の理由をあげるとすれば、配偶者が支えてくれたというのがあったと思います。大学に行つても誰も口をきかない状況がずっと続いているなかで、家に帰ったら「あんた何やってるの」って言わされたらたまたまんじやないと思うけども、給料なんかずっと17年間助手のままである。最後は1000円か2000円しか上がらなくなるのですが、子ども2人を抱えて、ウチのツレアイは苦労したと思います。しかし、それでも文句を言わなかったというのが大きいですね。

## XI 原発文明から離脱するための国家百年の計を

そういうわけで、この国の原子力をこれからどうするのかを考えるにあたっては、安全性はきちんと保ついかなければいけない。一番厄介だと思っていることは、こんな事故が起こってしまうと、原子力工学科にいって学ぼうなんて思う若い有能な学生がいなくなることです。こんな厄介な分野には行きたくないと思うわけです。現に定員割れみたいなことが起りつつあるんです。

だけどこれから原発をやめると言ったって、やめるのにも国家百年の計が必要です。今、我々はこうやって原発の恩恵に浴しているわけですけれども、その核燃料の中にはとてつもない放射性廃棄物が、今この瞬間にも蓄積されつつあるわけです。そしてそれは再処理過程に回されて、燃え残りのウランと出来たプルトニウムをこしわけて、低レベル廃棄物と高レベル廃棄物に分けるんだけども、高レベル廃棄物はビー玉みたいなガラス固化体に溶かし込んで、鋼鉄製のボンベにいれて、地下2000メートルから3000メートルの穴ぐらに保管して、市民生活から隔離するということを基本方針としている。自然界にあったウランのレベルにまで、放射能が落ちるのは十万年以上先なわけです。

この前NHKで面白い番組をやっていたんですが、フランスは75%の電力を原発で発電し、陸続きだから海外にも電力を輸出しているんだけども、とてつもない高レベル放射性廃棄物を、鉱山の跡地なんかに埋めている。そのときの会話で面白かったのは、20万年後が問題だというわけです。20万年後の考古学者が興味を持ってここを掘らないようにしないといけないと言うわけです。それにはどうしたらいいかと言うと、巨大な芸術的モニュメントとか作れば、未来人は、それに敬意を表して掘るなんてことはしないじゃないかという意見と、何でこんな山奥にモニュメントがあるんだって、かえって掘りたくなるんじゃないかなという意見とか対立していた。バカな論争をやってるなと思いました。

我々、国際平和学なんかを教える立場にあるから、政治学的な議論にも関わるけれども、国際政治学で議論できるのはせいぜい30年後くらいでして、50年も先になつたらカダフィもへつてくれもない。よくわからないのです。1000年先にはどうなるかと言われたって、論じること自体がおこがましい。

1000年前はこの国は平安時代だったわけで、清少納言は放射能のホの字も知らなかった。これから1000年後、どうなっているかなんて、全く見当の付けようもない。20万年になると、いつそう、そうです。今、我々は恩恵に浴する人ですが、後は何の価値も生み出さず、危険だけを生み出す厄介な放射性廃棄物を、何十、何百世代の子孫に積み残していくことが、倫理的に許されるのかどうか。安斎育郎は、原子力工学科の第1期生として、この国の原子力開発の草分けに位置したはずだけども、今は、原発は計画的に廃絶する以外に無いと考えるにいたり、そういう運動の呼び掛け人になったりしているわけです。どうもありがとうございました。

(あんざい いくろう

立命館大学国際平和ミュージアム名誉館長)

(文責 編集局)

# 京都・大阪から若狭に押し出された原発、若狭の原発労働者・ 家族の状態

—80年代の調査から—

若狭に原子力発電所が建設された発端を、全容とまではいかないが記す。80年代の若狭の原発日雇労働者の労働・生活実態調査による労働者の使い捨て・幾重もの中間搾取・世帯の生活問題の分析は、今を映し出す。



TAKAKI Kazumi  
高木 和美

## I はじめに

本稿では、1986年から87年にかけて筆者が、修士論文執筆のために収集した資料に基づき、なぜ若狭地域で（敦賀市は「若狭」に含まれないが、本論では敦賀市を含め若狭地域と呼ぶ）、原子力発電所（以下、原発）の建設が始まったかに触れる。その上で、林立する原発で働く地元労働者（多くは日雇労働者）とその家族の労働と生活を、聞き取り記録をもとに紹介する。調査結果の一部は、次の（a）～（f）等にまとめた（本稿で引用するため、文献に記号をつけた）。

- (a) 「原子力発電所で働く日雇労働者の実態」『立命評論』Vol.85、「立命評論」編集部、1987。
- (b) 「迷路を語る原発日雇労働者」『賃金と社会保障』NO.993、労働旬報社、1988。
- (c) 「日雇労働者の生活問題と社会福祉の課題－若狭地域の原発日雇労働者の生活実態分析から－」1987年度日本福祉大学大学院社会福祉学研究科修士論文、1988。
- (d) 「日雇労働者の生活問題の実態分析」『日本福祉大学研究紀要』第79号、日本福祉大学、

1989。

- (e) 「現地ルポ原発労働者の独り語り」（一）～（十）、『大阪保険医雑誌』第254号～265号、大阪府保険医協会、1989～1990。
- (f) 「原発日雇労働者の医療保障問題－国保加入階層の生活問題として－」城谷豊編著『地域を考える－住民の立場から福井論の科学的創造をめざして－』日本科学者会議福井支部、1990。

80年代に原発日雇労働者（以下、原発日雇）の労働・生活実態調査を行って以降、追跡調査をしていないが<sup>1)</sup>、2011年3月の福島原発事故以降の新聞報道等のスクランプと過去の調査を照らし合わせると、80年代も今日も、原発日雇の生命・健康・生活は、被曝線量をもって切り捨てられている（家族も）。被曝による症状がいつ発現するか、次世代にいつ発現するか分からぬままに、である。また、幾重もの下請構造（幾重もの中間搾取の存在）も当時のままであり<sup>2)</sup>、その上、今日そこに派遣労働者が加わっている<sup>3)</sup>。

## II 若狭湾における原発建設のはじまりと、住民を縛る企業管理の広がり

### (A) なぜ若狭湾だったか

#### 1) 若狭湾に原発が建設された経緯

2011年7月1日現在、[www.rri.kyoto-u.ac.jp/kurri40/40nenshi/40shipdf/enkaku.pdf](http://www.rri.kyoto-u.ac.jp/kurri40/40nenshi/40shipdf/enkaku.pdf)に掲載中であった資料と文献(c)をもとに、若狭地域に原発が建設される経緯に若干触れておく。日本の原発政策の経緯については、割愛する。

① 1957年政府は、大阪府高槻市・四條畷町・交野町、京都府宇治市・舞鶴市等に原発用地を求めた。しかし、宇治案には、淀川を水源とする市町村の反対運動があった。高槻案には、隣接する茨木市で反対期成同盟が結成され（高槻市は水道の水源地）、吹田市もこれに同調した。他方、59年に兵庫県淡南町、60年に奈良県五條市、大阪府熊取町・柏原市、滋賀県木之本町、京都府丹波町・和束町、福井県原子力懇談会（旧川西町／現福井市の海岸部を候補地として）が、関西研究用原子炉誘致を求め、京都大学・科学技術庁・文部省に陳情書を提出した。関西研究炉は、60年末に大阪府熊取町に決定した。

②長谷川万吉は、京大教授を経て58年に福井大学学長となり、60年時点には、福井県原子力懇談会副会長となっていた。同時期の福井県知事も京大出身の羽根盛一で、長谷川と羽根は、原発を福井に建設するのに積極的であった。

③61年3月、福井県開発公社と川西町誘致関係地区代表者との間で土地売買契約が結ばれた（100万坪）。しかし、契約地は砂丘であり明らかに地質の問題があった。知事が誘致の旗を振っている「好条件」のもと、同年10月、関西電力（以下、関電）は最有力地として、福井県美浜町丹生地区を選定した。その地は、次の特徴があった。ア）人口密集地から離れた低人口地域で、半島の先端部である。イ）900m前後の連山が若狭地域と滋賀・京都を隔てている。ウ）建設予定地

には複数の活断層があるが、岩盤がある。エ）京阪神への送電線を引くルートを、比較的短距離で設置できる。オ）京都や大阪での反対運動は及ばない。カ）筆者は、舞鶴や小松にある自衛隊基地と近い日本海側にあることにも注目している。

④62年5月、日本原子力発電株式会社<sup>4)</sup>（以下、原電）から福井県に対し、地質上、旧川西町を断念し、敦賀半島の地質調査をしたいとの協力依頼があった。羽根県政を引き継いだ北知事から畠守敦賀市長に、原電の計画につき協力要請があり、市長は賛意を表した。美浜町の綿田町長も同様であり、政府・県・市町当局が企業と共に一丸となって美浜町丹生地区民に働きかけ、丹生地区総会で誘致する運びとなった。

⑤62年6月、北知事は、敦賀半島が有力候補地と発表（関電は、61年に丹生地区を最有力候補としていた）。62年9月関電は、敦賀半島の原子炉設置2地点のうち美浜側を原電から譲り受け、原発の建設を行うと発表した。66年12月、内閣総理大臣（当時佐藤榮作）は、関電の美浜発電所設置を許可した。

#### 2) 1964年、原子炉立地審査指針

原子力委員会<sup>5)</sup>は、64年5月、原子炉立地審査指針およびその適用に関する判断のめやすを決定した。この指針を、以下に抜粋する。

[原子力委員会による原子炉立地審査指針抜粋：1964年5月27日]

##### 2.1 原子炉の周囲は、原子炉からある距離の範囲内は非居住区域であること。

2.2 原子炉からある距離の範囲内であって、非居住区域の外側の地帯は、低人口地帯であること。ここにいう「ある距離の範囲」としては、仮想事故の場合、何らの措置も講じなければ、その範囲内にいる公衆に著しい放射線災害を与えるかもしれないと判断される範囲をとるものとし、「低人口地帯」とは、著しい放射線災害を与えないために、適切な措置を講じうる環境にある地帯（例えば、人口密度の低い地帯）をいうものとする。

##### 2.3 原子炉敷地は、人口密集地帯からある距離

だけ離れていること。ここにいう「ある距離」としては、仮想事故の場合、全身被ばく線量の積算値が、国民遺伝線量の見地から十分受け入れられる程度に小さい値になるような距離をとるものとする。(下線は筆者による)

敦賀市、美浜町、おおい町(2006年、大飯町と名田庄村が合併し、おおい町となった)、高浜町の原発立地地点の周囲には、集落が点在しているが、各々陸の孤島といわれたところである。71年11月5日付中日新聞には、「大島半島－若狭湾に「竜の落とし子」のように突き出た半島。ここには陸路ではなく大飯町本郷から大島へ行くのは一日4回の船便しかない」と記されている。

「低人口地帯」であり続けねば、原発を作り動かしていくのだから、当然、原発以外の企業誘致は控えられ、高度経済成長期の国土開発も、若狭には全くといってよいほど及ばなかった。しかし、文献(c)でも指摘したが、オイルショック後、成長期であっても原発の建設は着々と進められた。バブルの崩壊以降もである。それは、原発関連企業の戦略はもとより、日米の軍事政策も絡んだ国策のためである。併せて原発は、炭鉱閉山や工場倒産による失業者、当時国鉄から早期離職を促された失業者、農業を含む自営業が立ち行かなくなった失業者、中卒または高卒で不安定な職を転々とした青年等の受け皿としても使われてきた。

筆者の調査当時、原発日雇向けの被曝労働に関する作業前教育を担当していたA氏は、「不況の時はマシな労働者が来る」と語った。落語家が解説する展開の、多色刷テキストが用いられていた。

### 3) 町内会長が末端の集票担当者

若狭中を日々車で移動し調査していた折、筆者は偶然にも、公益団体の事務所の複写機に置き忘れた原稿をみた。有料コピーサービスを利用した時である。そこには、各集落の区長、班長、各種団体役員名が記され、役職ごとの集票数が記されていた。80年代、首長選挙で、原発に賛成する候補者と反対する候補者が立候補している自

治体もあった。限られた事業所しかない地域で、世帯を背負って、仕事を確保し続けるのに精いっぱいの住民が大半である。原発における末端の雇用・労働条件に関する不満や被曝労働の不安を公然と語れない職場や、投票も自由にしにくい地域環境が、そこにみえた。一方で、若狭地域における原発建設・運転に反対する住民運動は、長年にわたり続いている。紙幅の関係でここでは触れない<sup>6)</sup>。

### 4) 地元及び県外の工業高校卒業生は、原発運転員(関電正社員)や下請会社の正社員

文献(d)に記した数字を拾うと(福井原子力センターによる)、83年の若狭地域の原発で働く各電力会社正社員は、910人であった(その内4割が福井県出身者)。福井県、とりわけ若狭地域においては、教員を含む公務員か農協、銀行くらいが安定的に正規雇用される事業所であった。数少ない工場では、景気の変動が工員の数を上げ下げしていた。従って、地元において、大企業で正規社員になれる先は、まずもって関電なのだった。当時、工業高校卒業者等は、関電の正社員として原発の運転員になるか、関電の一次下請の正社員になることができれば、将来は安心と言われていた。大学で原子力工学を学んだ地元出身者の中には、極く少数だが県庁の原子力関連の部署や地元新聞社に就職する者もあった。調査当時、原発運転員や電力を京阪神に送電する変電所の建設・管理にあたっていた関電正社員の多くは、福井県内外の工業高校や高専卒の次男、三男であった。この次男、三男で、地元の家の跡継ぎ(主に長女)と結婚した者は少なくない。彼らは、月日を経て町内会等の役職も持つようになっていた。

89年1月20日付朝日新聞によれば、88年の高浜3号機の定期検査(以下、定検)では、ピーク時に1日2000人の作業員がいた(定検期間は75日)。関係した元請から三次下請会社は、約160社であった。実際は、四次、五次、六次下請会社がある。多くの地元民が、原発日雇になっていた<sup>7)</sup>。ある日雇労働者は、「うちは、社長を含めて10人おる。何次下請になるか分からん。10人と

も地元民、全部長男や」と語った。「社長」とは、人夫集めの親方の意味である。また、下請会社で日給から月給になって働いていたある生計中心者が、癌で亡くなった（享年38歳）。死後、その会社から妻に、すぐにも原発敷地内の雑用係として働いてもよいと連絡が届いた。また、息子が高校を卒業したら関電の下請会社で雇用するとの話もあった。妻は、夫の闘病中に借金を背負い、数人の子どもを抱え、どうして暮らしていくらよいのか分からぬ時だったから、労災を申し出るなど考えられなかつたという。このような「後始末」も行われている。調査期間中、若狭地域の住民だけでなく、全国の原発を渡り歩いて定検作業に従事する日雇労働者にも出会つた（偶然である）。九州出身で、高卒後、ダム建設の現場で働いた後転々とし、定検のある原発を渡り歩いていた。筆者から聞いていないのに、第一声は、「シャワーを浴びて着替えて来た」であった。だから自分に近づいても大丈夫という意味であった。

### III 80年代の聞き取り記録から

#### (A) 聞き取りの目的・調査期間・方法・対象者・聞き取り項目

##### 1) 聞き取りの目的：筆者は対象者に次のように伝えた。

「日雇といえば若狭では代表格が原発日雇だ」「若狭の原発日雇は、いのち・健康と引き換える労働に従事し、また労働問題と分かちがたい生活問題を抱えている」「若狭の原発日雇とその家族の労働と生活の場の中身と歩みについて、自由に語れる範囲で、ありのままを語ってほしい」「私たちの地域や、私たち労働者・住民が抱え込まれている悩みを拾い出し、悩みがどこから来たものか、それらの繋がりがどのようにになっているか、互いに考え、はっきりさせていくことを望んでいる」「私は社会福祉政策とは何か、社会福祉の現場労働者の取り組む課題も含めて考えたい」「そのため、使い捨てられるのを分りながら、生命・健康と引き換えて働くほかない原発日雇と家

族の抱える、個人的に対応し得ない労働・生活問題を取り上げたい」と伝えた。これまで聞き取りをした方々の個人情報は、今まで、一切筆者の手のみにある<sup>8)</sup>。

原発日雇は、時間決めで自らの労働を売るというより、被曝線量に対して「賃金」が支払われているといって過言ではない。原発日雇は、常態的に過密長時間労働をしているのではない<sup>9)</sup>。その種の搾取とは異なる、生命と心身の健康（労働者の家族を、次の世代までも巻き込む）を、幾重もの中間搾取後の報酬と交換する労働に就いている。そしてある時、被曝線量が国や電力会社が一方的に決めた限度を超えたたらお払い箱である。「限度を越えると働けなくなる。クリーニング済みで渡された防護マスクを計測したら、アラームが鳴り続けた。新品のマスクを付けたいと申し出た。現場の上役から、『いつでも首にできるんだぞ』と言われた」例があった（文献（a）参照）。「使い続けてもらう」ために、「まとまった作業をこなすために」一時的に線量計を外して作業した例もあった。

2) 調査期間：1986年7月1日～1987年3月31日。

3) 調査方法：対象者と筆者との一对一の面接。  
対象者の眼前でノートに筆記した。

4) 対象者：現役原発労働者（関電正社員や二次下請会社の正社員も含む）、元労働者、その家族たちである（表1）。地元に住む医療従事者や行政職員、議員等への聞き取りも行った。約束した面談日の朝断られたり、対話途中で「やっぱり言えない」と口をつぐんだ例、誰の目にもつかない場所を指定する例も複数あった。

5) 聞き取り項目：大枠で、①雇用・労働条件、②暮らしを守る手立て（利用できる政策・制度の適用状況）、③暮らしに発生している歪み（心と身体の健康）、④横の結びつきのなかみ（職場・地域・家族）の4点とした<sup>10)</sup>。小項目は、文献（d）参照。

#### (B) 労働の仕分け、地元住民への「配慮」

表1は、調査対象者一覧である。運転時の計器測定や定検時の修理・補強、掃除（雑巾で汚染箇所を拭く）・防護服等のクリーニング、廃棄物の取扱等の作業のうち、被曝量の多いところには、関電正社員や元請企業の正社員は、ほとんど入らない<sup>11)</sup>。内部を熟知していないとできない・一定の技能を要する・大量被曝する作業の多くは、全国の原発を渡り歩く下請労働者が担っている。もっとも、地元業者の中でも、原発内部でクレーン操作を担当しているし、事故ある時の対処は地元労働者も組み込まれている。無資格の地元中高齢者は、掃除やクリーニングを担当することが多い。

若狭地域の原発労働者でも末端下請になるほどに被曝線量は高くなるようだが、定住している者に対する、雇主側による被曝量の「配慮」がなされている。労働者の側は、被曝線量が限度に達しなければ雇われる機会があることで、その「配慮」を「地元の恩典」と言う。もっとも、夫がガンで死亡したり、原発に行く朝バス乗り場で急死し、生活保護を受給せざるを得なくなったり母子世

帯があった（図1）。

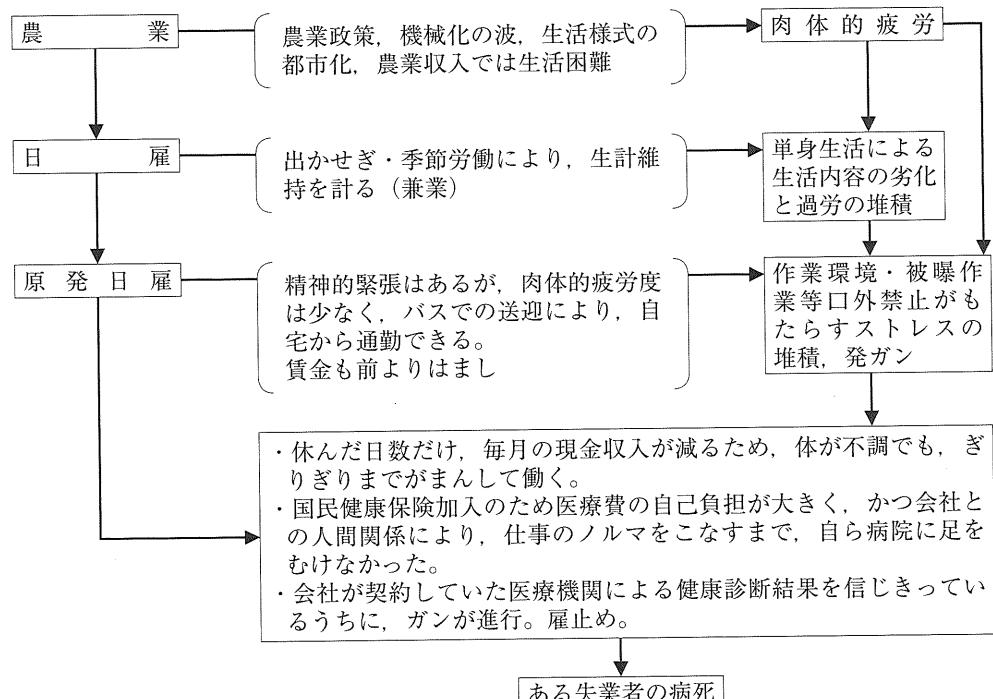
低線量被曝であれば安心なわけではないと、当時大飯町の開業医は語った。また、「雇主が労働者をまとめて送り込む医療機関での健康診断結果は、信用できない」と言う原発日雇が少くなかった。

### (C) 何が必要か

すぐに解決のつく問題ではないが、以下思いつく順に、「何が必要か」を箇条書きする。

①原発日雇は、被曝線量限度をめやすとして止められている様子が伺える。被曝線量限度は、解雇の客観的・合理的理由ではないので、この慣行があるなら直ちに禁止すべきである。②放射線の性格から、線量限度内なら害がないとはいえない。全ての被曝労働者は、退職後も経済的負担なく健康診断と必要な治療を受けられる制度整備をすべきである。被曝労働のみならず防護服を着た特殊な労働環境による健康被害もあると考えられる<sup>12)</sup>。③福島原発事故後、被曝線量限度が政府によって突然悪条件に変えられた。そのこと自体

図1 原発日雇労働者の死への足どり（兼業農家の事例）



出所：「原子力発電所で働く日雇労働者の実態」『立命評論』Vol.85, 「立命評論」編集部, 1987年

の是非をもっと公に議論すべきである。④健康診断では、労働者が自由に医師を選択できるのだが、このことを多くの末端労働者は知らないのではないか。また、仮に労働者が知っていても、雇い止めを恐れて自由選択できないのが実情であろう。ある原発日雇は、「原発内で労災を起こした業者は、仕事がもらえなくなる。親方は、出来る限り事故を表に出さない」と語った。⑤労働者派遣は、今日では、建設・港湾荷役などを除いて原則自由化されている。しかし、派遣労働者を被曝労働に従事させるべきではない。⑥たこ足配線のような下請構造（労働者の間接雇用）を見直すべきである。全ての原発労働者を、関電及び元請会社は正社員とすべきである。⑦原発労働の実態を、誰もが自由に話し合える社会環境が必要である。多くの原発日雇は、家族にも黙している。

⑧そして、被曝労働者なしに成り立たない原発を廃炉に導き、新たな建設を止める必要がある。廃炉や廃棄物の処分・管理にも膨大な被曝労働者が必要となるが。⑨若狭地域住民が、その地に住んで雇用が確保される産業づくりが求められる。若狭地域は、いやおうなく「低人口地域」政策の下に置かれてきた。⑩2011年6月の気候変動に関する国連会議第34回補助機関会合で、日本は、クリーン開発メカニズム<sup>13)</sup>に原発を入れるべきというオプションへの支持を改めて表明した<sup>14)</sup>。誰が燃料を製造し運び、誰が原発の点検・修理・解体をし、誰が事故の後始末、廃棄物処理をするのか。

(2011年10月29日記)

## 注

- 1) 筆者は、社会福祉領域の研究者として、社会福祉の対象課題である生活問題の構造を分析し、生活問題が労働問題から派生的に出てくることを実証的に明らかにする研究に取り組んでいる。また、雇用主と労働者の直接的な分配制度としての社会政策と、社会的事故について制度的に最終的で、最低限の内容・水準で対応する社会福祉政策との関係を明らかにする調査研究をしている。その主要な切り口として、90年代以降、介護労働者政策を取り上げている。
- 2) 2011年8月4日(21:46)・共同通信「下請け原発作業員に“中間搾取” 日当、10万円が8千円に」参照。

- 3) 2011年10月5日付福井新聞「被曝労働使い捨て」及び2011年5月16日(10:59)東洋経済オンライン「福島原発事故収拾を任せられた英雄たちの真実、7次・8次下請け労働者もザラ」参照。
- 4) 1957年に、電力会社9社と電源開発の出資によって設立された。
- 5) 1956年に、当時総理府の附属機関として設置。2001年の中央省庁再編で、内閣府の審議会等の一つとなった。
- 6) 2011年6月、福井県小浜市議会による政府への「原子力発電からの脱却を求める意見書」提出は、長年の住民運動抜きに語ることはできない。
- 7) 多くのとび職やダイバーも原発で働いたし、原発労働者が利用する民宿や食堂、原発敷地内の看板製作等も、地域住民の生業となつた。
- 8) マスコミ各社、弁護士、外国人研究者等から聞き取り対象者を紹介してほしいとの依頼が再三あった。
- 9) ただし、若狭地域の各原発を渡り歩いて仕事を繋いでいる日雇労働者の通勤時間で、片道2時間という例はめずらしくない。また、シャワーを浴びても被曝線量が下がらない場合には、何度もシャワーを浴びたり、頭髪を切るなどの拘束時間がある。
- 10) 参考文献は、以下の通り。孝橋正一『全訂 社会事業の基本問題』ミネルヴァ(1962)、孝橋正一編著『現代「社会福祉」政策論』ミネルヴァ(1982)、江口英一『現代の「低所得層』未来社(上・1979)(中・1980)(下・1980)、野村拓『講座 医療政策史』医療図書出版社(1968)。
- 11) ある関電正社員(工業高校卒・三男)は、「確かに下請け労働者の入る危険な場所に正社員はほとんど入らない。しかし、工事を管理する側としては心配で、僕は現場に行く方だ」と語った。正社員で白血病になり、兄弟が骨髓移植をしたが早期に死亡した例もあった。
- 12) 1982年、川島美勝氏は、「放射能防護服の衣服気候特性』『空気調和・衛生工学』第56卷3号(空気調和衛生工学会)において、すでに放射能防護服を着て原発内部の作業にあたると熱中症になる危険があることを指摘していた。
- 13) CDM(Clean Development Mechanism)は、先進国が開発途上国において技術・資金等の支援を行い、温室効果ガス排出量の削減または吸収量を増加する事業を実施した結果、削減できた排出量の一定量を支援元の国の温室効果ガス排出量の削減分の一部に充当する事ができる制度。京都議定書の第12条に規定されている。
- 14) <http://www.asahi.com/national/update/1004/TKY201110040529.html> (2011年10月4日掲載記事)、[www.wwf.or.jp/activities/2011/06/994616.html](http://www.wwf.or.jp/activities/2011/06/994616.html) (2011年6月16日掲載記事) 参照。

表1 事例調査対象者一覧（所属階層順）

※ 所属階層欄は、多層化した下請構造を、大きく4つに分類し、記号化した。  
 ※ 家族欄の（ ）内は家族数。  
 a 三世代、b 核家族、c 母子、d 夫婦のみ

家族	学歴	住居	所属階層	退死現職役	健康	保険	年齢	収入(円)	作業内容	生活状況など
単身	高卒	寮	I	現役	健	社保	25	月12万 手当5~6万	設備の保守管理監督（弁の交換やアスファルト固化装置修理）	食費と自家用車に金がかかる 農家の三男
b (3)	高卒	持	I	現役	健	社保	32	月30万 (手取20万)	運転員（三交替）	定年した父も「I」の社員だった 住民税が高い。農家
a (6)	高卒	持	I	退職	健	社保	34	手当込みで月25万	放射線管理	転職2回、農家
単身	高卒	寮	I	死亡	急性白血病	社保	22	月一	三交替の運転員	農家の三男 父は農業と日雇
c (3)	中卒	持	IV → II	死亡	悪性肉腫	社保	38	—	機械の分解 掃除、組み立て	農業と自営業 長男も「II」の社員になった
b (4)	大卒	持	II	現役	健	社保	29	手取月10万	放射線管理 作業員の被ばく線量の測定	転職2回
a (5)	大卒	持	II	現役	健	社保	29	本俸月112,000	安全管理、海水汚染測定 計測器管理、点検	転職1回 食費が大きい
b (4)	高卒	持	II	現役	病	社保	38	年収500万	除染、水管の掃除 配管、ポンプ修理等	転職1回、家のローン、保育料の負担が大きい
a (5)	青年学校	持	III	退職	病	社保	69	S46 日2,500 S56 日5,500	水気の排除 衣類やシートの運搬、仕分け	農機具に金がかかる 妻は内職をしている
夫婦と母(3)	高等小学校	持	III	退職	病	社保	61	S55 日5,300 S58 日6,100	一次系クリーニング	農家、転職2回
—	—	持	III	死亡	胃ガン	国保	—	S55 日5,300	—	S55死亡「あんたに話しても原発から補償金はもらえん」
a (4)	—	持	III	死亡	事故	社保	—	—	—	会社主催工事中事故で全身マヒのち死亡（労災にならず）
独居	高等小学校	借	III	死亡	くも膜下出血	社保	62	日給月給S60月23万	—（妻に語らなかった）	転職2回 酒好きだったがギャンブルはしない
b (3)	専門学校卒	持	III	現役	健	社保	31	月16万(込)	計装（計器の修理、交換等）	転職2回、今までの戦場より原発の条件は良い
b (3)	大学院中退	持	III	現役	健	国保	40	時給2,500	労働者教育の講師	パートで不規則 家庭教師などもしている
b (5)	中卒	持	IV	現役	健	国保	35	日給月給月30万	圧力、温度、震動等の計器点検	家のローン、食費、保育料の負担大
a (4)だが実質b	中卒	持	IV	現役	健	社保	49	日11,000	バルブ修理、溶接配管の点検	母入院、家のローンの負担大、転職5回、妻を商売自営、長男への仕送り大
a (3)	国民学校	持	IV	現役	健	国保	58	日8,000	ポンプ修理 溶接配管	農機具費の負担大
a (7)	高卒	持	IV	現役	健	国保	32	月23万(本人) 月15万(妻)	クレーンオペレーター 溶接	転職3回、農業 保育料が高い
d	—	—	IV	現役	健	国保	40	—	(建設時から現在に至るまで日雇)	話すと全てことが公になり仕事ができなくなると思う
d	高卒	時	IV	現役	健	国保	45	日10,000	蒸気発生器の点検、整備、ボイラーや熱交換器の点検	食事の支出大 転職2回
b	中卒	持	IV	現役	病	国保	20	—	除染作業	持病あり、父も病気
d	中卒	借	IV	退職	健	国保	61	日8,000	タンクの掃除 除染作業	夫婦共に失業保険で生活
d	中卒	持	IV	退職	健	国保	45	日一	配管工	仕事は軽々とした 妻は水商売自営
b (4)	水産学校	持	IV	退職	病	国保	57	日一	安全管理	転職4回
a (7)	高卒	持	IV	退職	健	国保	39	S15日2,400	計器調整、点検	転職4回 農家、現在定職あり
b (3)	高校中退	借	IV	退職	健	国保	53	日給月給30万	一次系クリーニング	転職6回、長男病死 次男障害児施設
a	中卒	持	IV	退職	健	国保	36	S62日8,000	一次系クリーニング	仕事は軽々とした
a (5)	高等小学校卒	持	IV	死亡	消化器ガン	国保	70	S56日6,000	除染作業	高齢を理由に首切られた 直接にガンの手術
a (3)	高等小学校卒	持	IV	死亡	腎臓疾患 貧血	国保	47	日一	足場組 除染作業	農業、季節労働をしていた
c (2)	中卒	持	IV	死亡	肝ガン	国保	50	S58妻に月30万 万歳し(親方)	足場組 除染作業	転職1回 手遅れになるまで気付かずについた
c (2)	高等小学校卒	持	IV	死亡	胃ガン	社保	56	S58日給月給 8,500	一次系衣類整理	定年退職後、原発へ 農業
d (4)	高卒	持	I → IV	退職	健	社保	34	手当込みで月30万	運転員（三交替）	零細自営業 転職1回
a (8)	小学卒	持	V → IV	現役	高血圧	社保	59	手取月20万	除染作業、機械部品修理 パイプ加工はかつてやってていた	零細自営業 家のローンが大きい
単身	高卒	借	IV	現役	健	国保	38	日給月給 40万	壁の装飾、補修	気ままに暮らしているが健康管理に気をつかっている。転職2回
b (4)	高校中退	借	IV	現役	健	社保	32	月給30万	とび	転職4回 夜はほとんどマージャン

注：死亡した労働者の場合、家族の欄は、あとに残された者を記入。

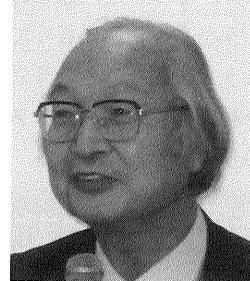
出所：高木和美「迷路を語る原発日雇労働者」『賃金と社会保障』NO.993、労働旬報社、1988。

(たかき かずみ 岐阜大学)

# 原子力災害と地域

## —被災の実態そして再生への道—

福島原発災害は地域に取り返しのつかないダメージを加えている。家族は引き裂かれ、地方自治体は存続の危機に瀕している。「脱原発」は不可避の選択だが、それを可能にする地域政策の構築が急務である。



SHIMIZU Shuji  
清水 修二

### I 被災の実態

福島でどういうことが起っているかということをお話したい、そしてこれからどうするのかということについて、問題提起をさせていただきたいと思います。

原爆と原発を比べてみて、原子力災害がどういう質を持っているかということを確認しましょう。原爆は「熱線と爆風と放射能」です。この3つが襲いかかるわけです。原発の場合にはもっぱら「放射能」ですけれども、これが大量かつ長期にわたるというのが特徴で、100万キロワットの原発を1年間運転すると広島型原発1千発分の放射能が貯まると言われています。

今回の事故では、原子炉の中にあった放射能の大体2%から3%が出たと言われております。ですから出た割合は非常に小さいわけであって、「最悪の事故」にはなっていない。9月18日に菅直人前首相が（首相を辞めて何でもしゃべれるようになったということでしょうが）、ひとつ間違えば「国が国として成り立つかという瀬戸際だった」という風に言っております。まさにその通りだと思います。原発事故の評価は、現にどれ

だけの被害が発生したかということだけではなくて、可能性としてどのくらいの規模の被害になり得たかということも含めて、評価しなければ正しくありません。

それから、放射能汚染は独特のストレスを社会に与えるということが福島にいるとよく分かります。関西のあたりではなかなか分からぬと思います。「見えない」ということが一つの要因です。ただ、見えないから気持ち悪いのは確かですが、見えたならもっと気持ちが悪いです。見えたならほとんど福島になんか住んでいられません。見えないから何とかなっている、というのが現実なのです。

それから「わからない」ということがストレスになるのも特徴的です。低線量被曝の評価については諸説あります。これについて住民の間で意見の違いが表面化して、お互いに被害者なんだけれども、ギスギスする関係が生まれてしまうというのが非常にストレスになります。

また原子力災害では、結局どれくらいの被害があったかということの確認が最終的に恐らくできない。20年、30年先にどれくらいの癌が発生したかなどということは恐らく確認できません。だから自分が被害を受けたといっても、被害者と認定されないと理不尽なところがあるのも特徴

ですね。

さらに情報に関わっては疑心暗鬼状態になっておりまして、「大丈夫だ」という専門家の言うことは信用されません。「危ない」と言うとすんなり入る。そういう、悪い方へ悪い方へと流れていくような心理状態になっているのが、非常に大きなストレスになるということです。こういったことを私は「放射性ストレス社会症候群」と名付けております。

## II 住民の離散状態

表1は被災した自治体の住民がどこに住んでいるかを示しています。8月末の数字ですが、飯館村の場合は90%が県内にいます。全員避難になっていますけども、概ね県内に避難しています。双葉町は半分以上が県外に行ってしまっています。飯館村は計画的避難区域ですから、計画的に二ヶ月くらいかけて避難しました。双葉の場合には着の身着のまま飛び出したという面があります。いずれにしても相当の人が県外に出てしまっていて、町村によってはほとんど自治体の体を成していない状態が生まれています。

表1 住民の離散

市町村	所在確認率	県内 (%)	県外 (%)
いわき市	99.99	342,286 (98.58)	4,940 (1.42)
南相馬市	98.16	53,389 (77.05)	15,900 (22.95)
川俣町	99.99	15,843 (99.80)	32 (0.20)
広野町	99.98	4,250 (77.43)	1,239 (22.57)
楢葉町	99.99	5,981 (75.06)	1,987 (24.94)
富岡町	99.72	9,394 (60.00)	6,263 (40.00)
川内村	100.00	2,333 (78.82)	627 (21.18)
大熊町	99.98	7,532 (65.89)	3,899 (34.11)
双葉町	99.92	3,081 (43.65)	3,977 (56.35)
浪江町	98.71	13,374 (63.64)	7,641 (36.36)
葛尾村	100.00	1,391 (89.40)	165 (10.60)
飯館村	99.94	5,855 (90.80)	593 (9.20)

資料1は9月9日の新聞です。子どもがどんどん出でていることが非常に深刻な状態になっておりまして、1万6千人の子どもが県内外に転

校しているうち県外に転校してしまったのが9880人。ここには高校生は入っておりません。ざっと1万人が外に出てしまっている。福島県の地図で示したのは、夏休みをきっかけにして県外に出ていった子どもの数です。郡山だけで千人を超えてます。戻ってくる子どももいるんですが、差し引きで見ると千人以上が出てしまう状態になっております。

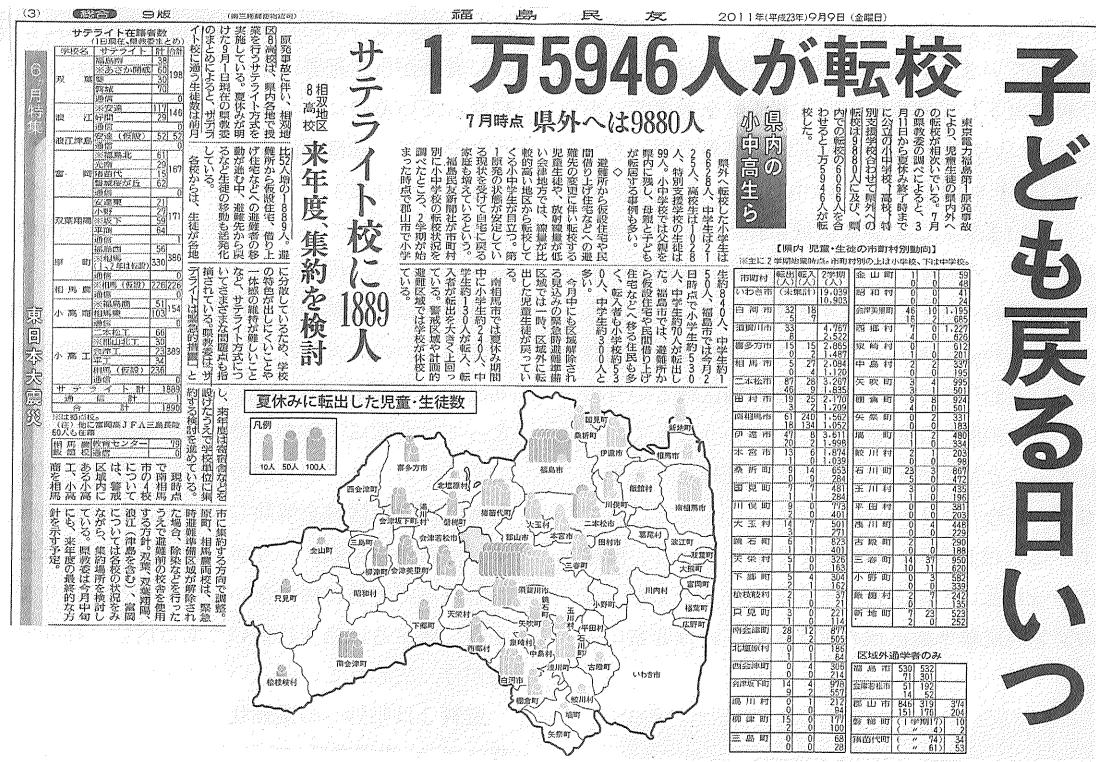
それから「サテライト校」というのは高等学校です。8つの高校が避難しましたので、避難した子どもはバラバラになっていますから、1つの学校が何ヶ所かに分かれて、先生が自分の学校の子どもをみるという状態が8つの高校で続いているのです。

問題は、子どもの戻る日がいつか、ということです。いつ戻れるかが分からないというのは大変困ったことです。

原発の被害の特徴は、放射能が長期にわたって地域に存在するということで、地域が「未来を奪われてしまう」のが特徴です。福島市の人口は、あと少しで30万人というところまで行きましたけれども、29万人を割ってしまいました。これは住民登録をしている人口が減ったということです。このほかに住民票は移していないけれども外に出た市民が3千何百人もいる。どういう年齢層が出て行ってるかといえば、10代が半数近く。子どもですね。それからちょうどその親にあたる30代、40代、しかも女性が多い。要するに「お母さんが子どもと一緒に出ていく」パターンが多いわけです。お父さんが1人残されるという形になって、飲み屋とパチンコ屋が流行っているそうです。これは家族の分解につながっていく結構深刻な問題で、離婚も増えていると言われています。

それから福島県の人口が202万人ありましたけれども、200万人を割ってしまいました。これも住民票を移した人がそれだけ増えたということで、一時的な避難にはとどまっている。2万7千人が4ヶ月で減ってしまい、これが地方財政に与える影響は結構大きいということです。ここでも子どもが出て行ってる。それからその親の世代が出

資料1



ているという現象がはつきり見られるわけです。

### III 生涯にわたる健康管理と賠償問題

私ども福島県民は、これから生涯にわたる健康管理のもとに置かれることになりました。特に子どもの甲状腺の癌の発生が懸念されるということで、10月9日から一部、浪江、飯舘それから川俣町の山木屋の5千人くらいの子どもの検査を先行的に始めています。子どもの甲状腺は大きさが1センチから1.5センチくらい、小さいんですね。超音波で調べるのですけど、専門家でないと診断ができないようで、膨大な36万人という子どもの甲状腺をどうやって調べるんだということが今、課題になっております。子どもだけではなく大人も含めて私どもは一生、「手帳」を持たされることになるわけです。健康管理を国がやってくれることですから、かえって長生きできるかもしれないという期待を持たせる部分があるのですが、やっぱり複雑な気持ちになります。社会

的に差別される可能性があるのではないかという懸念を、子どもの親は持っています。若い人はみんな持っています。

賠償の話は先ほど報告があった通りなんですが<sup>\*</sup>、実際、被害が賠償されるのかどうかが現場では非常に不安です。この間出されました損害賠償の必要書類については、マニュアルが156頁、請求書が60頁もあるということで、年寄りは見た目でもうクラクラっとくるわけです。こんなのはとても対応できないと批判が殺到しまして、東京電力が新しいマニュアルを作りました。たった4頁のマニュアルです。とにかく、請求すればいいと簡単に言われるけれども、請求する作業がものすごく大変だといって泣き寝入りをする人がいっぱい出るだろうと言われております。

\* 編集局注：本誌ではこの後に掲載。

### IV 深刻な憲法違反の状況

憲法を引き合いに出しますけれども、憲法第

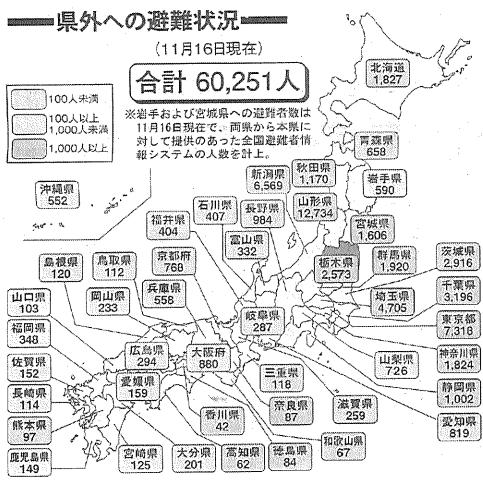
**子ども戻る日いつ**

22条「何人も公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する」ということが謳われています。次の写真（資料2）は、国道6号線を南下して南相馬市に入り原町を過ぎて、小高に近づいたところの警戒区域の境界です。ちょうど20キロ圏です。この中は立ち入り禁止になっています。この警戒区域に住んでいた人が7万8千人。それから計画的避難区域、飯舘村や浪江、川俣の一部とかになりますが、ここで1万人です。あわせて8万8千人の人口が避難を強制されているわけです。緊急時避難準備区域というのは、万一の時には避難しなさいということで、居住することは許されますけれど、妊婦だとか子どもはやめなさいという扱いになっていたところです。これは9月30日に解除になりました。解除になったところは5万8千人ということですが、この緊急時避難準備区域の解除というのは非常に受

資料2



資料3



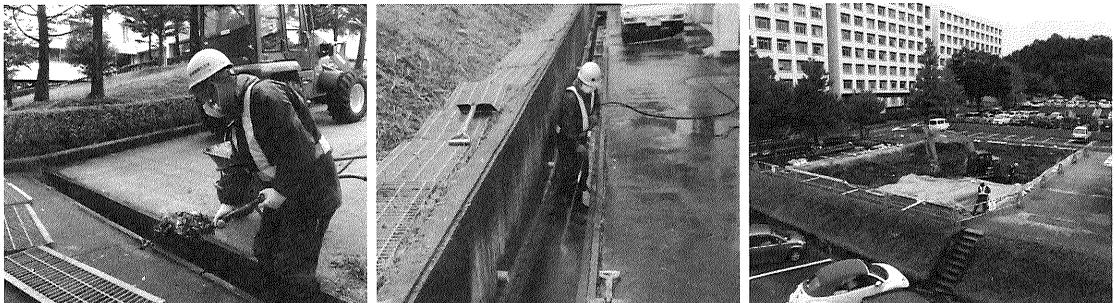
『福島民友』2011.12.11 付

け止め方が複雑な措置です。帰れといったって果たして帰れるのか。しかし規制が解除されたとたんに避難が自主避難になってしまふ。帰ることになっているのに帰らないのはあなたの勝手だらうとなって、賠償が請求できるのかという心配が出てくるわけです。また、帰ってしまえば賠償の権利が無くなってしまうわけですが、まだ汚染はありますので、汚染されたところで暮らすストレスはやっぱり加重されるのです。帰るのも大変だし帰らないのも大変だという、二重の大変さがあります。避難区域を解除するのは、国や東電にとっては非常に大事なんですね、補償額に関わってきますので。だから国や東電はできるだけ早く避難とか警戒区域を解除したいんだと想像されます。それから実際に、今言ったように、帰れと言われたって容易に帰れないということがありますから、要するに憲法に書いてある居住、移転の自由が今、失われているということです。

資料3は県外への避難状況です。北海道から沖縄まで46都道府県にわたっております。沖縄も結構いて400人以上です。要するに、できるだけ放射能から遠くへ行きたい、行けるところまで行くというケースがありました。やはりご覧のとおり山形県が一番多い。山形県からは福島市に通えますから、引っ越しをする経済力は無いという場合に、金曜日学校が終わったら子どもを連れて米沢へ行き、月曜日の朝に戻って学校に連れて行くウイークエンド避難というのがあります。6万円補助が出るもんですからアパートを借りることができます。それでウイークデーには住んでいないアパートがたくさん米沢に出来る、それが入りたい人が入れない状況を作っているということが問題になったことがあります。そんなことまで起っております。とにかく日本中に住民が散ってしまっている状態で、これで地方自治体がどうなるのかということが大変心配されるわけです。

この状態が何年もつか。大熊町が住民アンケートを探ったことがありまして、「戻れる状態になるまで何年待てるか」と質問したところ、40%以上の人が「2年以上経ったらもう戻れな

資料 4



い」と言っています。無理もないのであって、やっぱり仕事をしなきゃいけないですから、就職をする。それから放射能のことを考えますと、子どもとか若い人、これから結婚する人、子育てをするというような世代は、なかなか戻ることができないだろうという結果が出ています。

結局、最終的に居住不能な地域が出るでしょう。首相がこういうことを言ったら総スカンを食いましたけれど、今では認めざるを得ないということで、むしろ早くそれを認めた方が住民にとっては良いんではないかという声が結構強くなっています。年間 20 ミリシーベルト以上が避難の基準で、これは高すぎると批判されていますけれど、そこまで下がるのに 20 年以上かかるような地域が、おそらく地元には残るだろうと言われています。

憲法 25 条の生存権との関わりで言えば、仮設住宅があります。私も福島大学のそばの仮設に行ってみました。飯館村の人たちが住んでいる所です。ほとんど年寄りなんだそうで、若い人はもっと便利なアパートなどに住んでいると聞きました。農家はだいたい家が大きいんです。それから畑などをやっている。そういう人をいきなり四畳半二間の仮設に押し込んで 1 年、2 年暮らせというのは、これは非常に苦痛な思いをさせることになるということがよく分かりました。おじいさんに「何がしたいですか」と訊きましたら、「やっぱり農業がしたい」という返事です。賠償や補償があって建物があればそれで良いというものじゃないということです。「健康で文化的な最

低限度の生活」でないことは明らかです。賠償金で暮らすというのは文化的な生活ではないと私は思います。

仮設に行ったときに、こんな光景を見ました。道路の縁石にお爺さんが 8 人くらい、ずっと、スズメが電線にとまっているような感じで腰掛けているんです。手持ちぶさたでほんやりとですね。本当に気の毒だと思いました。人間、お金があれば良いもんじゃないということがよくわかりました。

資料 4 は大学校内の除染作業です。ホットスポットを探しまして、洗浄して、穴を掘って埋めるという工事をやりました。場所は駐車場なのですが、穴を掘って埋めて、もう一度駐車場に戻したわけです。650 万円かかりましたが、文部科学省はお金を出してくれません。18 歳以上は子どもではないので、その必要は無いという見解になっています。そうかもしれないが、やっぱり心情的なものがありますからね。で、どこに埋めるかということで議論になりましたけれども、学長に一番近い所が良いだろうということになりました。これからさらに福島大学はグラウンドの土を剥ぐ作業をやることになっています。これが 1 億 6 千万円かかると言われておりまして、東京電力に損害賠償を請求できるのかが検討課題です。

次は勤労の権利、憲法第 27 条です。農家は非常に苦しいところに来ておりまして、今、お米が出荷できるのかが大変関心事になっています。二本松という所の一部で 1 キロあたり 500 ベクレルという、ちょうど基準値と一致した数値が出てし

まいまして、今、本格的な検査をやっています。米が出荷できなくなったら本当に大変なことになります。しかも世の中には「基準値なんて信用するな」という人がいるわけです。基準値を下回っていたって、汚染は汚染なので、そういう農産物を農家は作るべきではないと言う人がいます。その分は東電から金をもらえばいいじゃないかということですけど、やっぱりそういう問題ではないですね。農家の人に聞いてみると、自分で丹精込めて作って、それが高い値段で売れたときに、農業をやってる喜びというものを感じるんだということなのです。どうせ作っても二束三文にしか売れないような、そういうものを作るのは苦痛なのですよ。まして作らずに賠償させろなんていう議論は、もちろん賠償させるのは必要ですけれど

資料5



飯館村の水田（2011.8）

資料6



長年かけて作り上げた  
「飯館村の飯館牛」ブランドが…

も、それだから良いということには決してならないのです。

ちなみに資料5は飯館村の水田です。水田がこういう状況になっています。8月ですね。木が生え始めるところもたぶん、ずいぶん出てきていると思います。

問題は農家だけではありません。一般の事業所でもこういうことが起こります。経営者が避難すれば従業員は収入を絶たれます。また従業員が避難すれば職場放棄になります。こんなことが新聞で報道されました。一時避難したけれども、帰れるということになって事業所が再開された。ところがそこで働いている若い女性が、放射能が不安だから戻りたくないと言った。そしたら解雇されたというのです。これに関して国は、やむを得ないという判断です。帰れる状態になっているのに帰らなかったわけだから、これはしょうがない、あきらめなさいというのです。本人はそれであきらめたというようなケースが伝えられておりました。勤労の権利という、憲法第27条に照らしてみても非常に辛い事態になっているのです。

さらには憲法の定める財産権の問題です。私も自分の利害が関わりますから気にしているんですが、私の住んでいるところの地価がどうなるのか。県内の地価が大幅に下落している。実際の被災地はまだ調査の対象外ですけれども、それ以外を見ても、特に福島市と郡山市の中心部で下落が特徴的であるということです。会津も風評被害で地価が下がっています。地価の低下というのは補償されるんでしょうか。実際に販売してみないと損害額は判明しません。評価が下がったからといってその分を賠償させるということが法律的に出来るのかどうか。私はわからないので、知っている人がいたら教えてください。損害賠償させるために売らなきゃいけないということになったら、引っ越しをしなければいけなくなります。この地価の低下まで計算すれば、損害額はそれこそ膨大なものになるはずです。

飯館村は飯館牛というブランドを長いことかけ

て、お金もかけて作ってきたところなんですが、今はこのミートプラザという施設（資料6）はもちろん無人です。セシウムで牛が売れなくなったりというだけではなくて、長年かけて作ったブランドがもう破壊されてしまうということを意味しているわけです。伊達にあんぽ柿というのがありますけど、このあんぽ柿もつくれるのかどうかと、農家は今、迷っています。そういうことで、ブランドが捨てられてしまうというのは非常にダメージが大きい。知的財産権の侵害です。

## V 原発と人権

さて、人権の角度から原発災害を見ると、大事故の放射能によって家族と地域社会は「分断と解体の危機」に追い込まれる。ちょっと大げさな言い方のようすれど、私は決して大げさではないというふうに思っております。本当に地域社会、家族の間にヒビが入っているのです。建物にヒビが入ると補償されるんですけども、人間関係にヒビが入っても補償はされません。

それから、放射能災害は「地域と人間の未来」を長きにわたって奪い去ってしまうという、特殊な被害があります。

原発による繁栄は「地雷原で宴会をしているような」豊かさにすぎない、という言い方を最近私はしているんですが、こういう災害が起ってもなお、「原発の恩恵」ということを福島県民は口にすることが結構あります。これをどう乗り越えるかということが県民の課題だと思っております。福島に限らず、日本全国で十数カ所に原発があるわけすれども、原発によって確かに所得が増える、税金も増える。けれどもそれは地雷原で宴会をしているようなものだと、強く言いたいと思います。

原発マネーのしくみについては、実はこれが私の専門分野なんですけれども、今日は全部カットいたします。原発マネーの仕組みというのは「腹の減った人の前にご馳走をならべて手を出すのを待っているような」地域差別のシステムであると

いう、これもおわかりだと思います。そういう仕組みはやめなければいけないと私は思っております。

## VI 再生への道

### (1) 双葉地方の再生

双葉地方の再生の話を少しくらいしなければいけませんから申します。双葉地方は再生できるのか。セシウムは3年で半分くらいになる。セシウム137は半減期30年ですけれども、セシウム134は半減期2年です。放射能は半減期の短い方が強いですから、134のほうが早く無くなりますので、放射能の減り方は最初のうちは速いのです。3年で半分になる。だから初期の除染が決定的に重要だということが言われます。スタートで減らしておけば3年で半分になりますから。30年という言葉に呪縛されると絶望的になってしまいますけれども、そうではない。

それから「住める所と住めない所」をはっきりさせよう、また「住む所と働く所」をはっきりさせよう。つまり、住めなくても働ける場所というものは作れるんですね。建物の中は線量が低いのです。特に鉄筋コンクリートの建物の中では相当線量を低く抑えることができますので、汚染の少ないところに住宅を建てて、そして、やや汚染の高い所には建物を建てて、建物の中で労働することは可能です。そういうきめの細かい地域割りをしていくことが必要です。十把一絡げにこの町はもうダメになったというふうに考えるのは間違いです。

それから個別の市町村ではなくて、双葉郡全体を広域的にとらえてマネジメントすることも必要だろうと思います。この地域は小さな町が4つ並んで10基の原発があるわけですが、これまで合併しないできました。合併をしなかつた大きな理由は、お金があるからです。金持ちは合併しないのですね。もう金づるが無くなりましたので、私は合併の話が出てきていいという風に思います。合併は一般的には評判が悪いわけですけれども、こういう非常事態の中で、広域的に地域づくりを

進めていく観点からすれば、例えば双葉とか浪江はもう、大熊なんかもそうですけど、この町は汚染されてもうダメだということになると、そこは諦めるということになってしまいますけれども、楢葉や富岡は大丈夫だということになれば、楢葉、富岡に住む。そして双葉で働く場所を作つて通勤することは可能ですから、そういう形で広域的に地域づくりを考えていけば、打開の道は開けるんじゃないかな。こういう議論をきめ細かくやらなければいけないということです。大ざっぱに論じている時期はもう過ぎたと思うのです。

それから首都圏との関係について。あの原発は東京電力の原発だったわけですから、福島の人たちは首都圏の犠牲になったという見方も出来ます。ですからもう首都圏とは縁を切ろうという気持ちも無いわけではないのですけれど、そうではなくて、新たに首都圏との関係を再構築するという発想で行ったほうが生産的だと私は思います。都市と農村との対立関係の中でこれを処理してしまうと、私は展望は出てこないと思っておりまして、首都圏は電力を必要としておりますので、首都圏との関係において新しいエネルギー基地を原発以外の方法で双葉郡に作るということは充分に検討可能だと思います。

## (2) 脱原発

それから脱原発の話です。福島県というか、双葉地方は、暴力的に脱原発になってしましました。もう第一原発はダメです。第二原発も当分動かせない。おそらくは第二原発も廃炉になるのではないか、そうすべきだと私は思っております。これは暴力的に余儀なくされた脱原発です。しかし全国の他の地域では、そうはなっておりませんので、平和的に計画的に脱原発をすることが出来る条件があります。しかし、逆にそれは難しいわけですね。雇用はどうするんだ、税金が減るぞ、という話が出てくるわけです。私は、やや反省をこめて言うのですけど、「原発は麻薬だ」という議論は、安全神話と並んで第二の神話だと思います。原発は麻薬だという風に言つてしまったらも

うダメなんです。一旦シャブ付けになつたらもう廢人、オシマイというふうに言って突き放してしまつたら、浜岡とか玄海とか、福井の方にもたくさんありますけれども、ああいう地域の将来は無くなってしまう。そうではなくて、そういう地域に対しても、福島を教訓にして、新しい道を切り開いていけるような筋道を示さなければいけない。その時に参考になるのが、エネルギー革命によって地域経済が落ち込んだ経験をもう既に我々は持っているという事実です。炭鉱の閉山という経験があることです。常磐炭鉱で3万人くらい失業したと言われていますが、あの地域は立派に再生しています。

それから高度経済成長の終焉期、70年代後半ですが、鉄鋼が不況になつたり、造船が不況になつたりして企業城下町がピンチになったことがあります。そのときも色々と皆頑張ったし、国も「特定不況地域対策」を講じたんですね。こういう前例があるのであって、未曾有のことが起つてゐるわけではない。事故は未曾有ですけれど。そういう風に考えるべきだと思います。

そして原発が国策ならば、脱原発も国策に位置づけるのが筋だというのが私の意見です。

最後に、原子力発電をどう考えるかということですが、まずは「フクシマ」の現実をリアルにみつめ、共有すべきだと思います。新聞やテレビで色々報道されていますけれども、福島の中にいる人間からすると、まだまだこちらのリアルな被災状況というのは理解されていないと思います。それは無理もないと思います。できるだけリアルに、フクシマというものを認めてもらいたいというのがひとつです。これが出発点です。

それから「原子力の時代」はことのほか短い。核燃料サイクルは事实上破綻しておりますので、ウラン235を軽水炉で使うという方法でいくしか私はないと思います。そうなるとウランの残存資源量からすると数十年で終わりという風に、数十年前から言われております。資源の残存量というのは経済的な概念ですからなかなか一筋縄ではいかないんですが、いずれにしても原子力の時代は

短いと思います。脱原発は選択の問題じゃなく、早いか遅いかの問題だというふうに私は思っております。

しかも、その短命な原子力発電が、放射性廃棄物という「超長期の負の遺産」を残す。10万年先に放射能を残すというような話です。10万年前といえばネアンデルタル人の時代だそうです。これから10万年先に我々は責任を持てるのかというのが、環境倫理学上の問題になります。だから原子力発電というのはよく考えてみるとんでもないものであって、ものすごく短命なのに、残されるものはやたらと長いのです。

欧米はもうすでに脱原発段階にはいっている。これは長谷川公一さんが新しい本で（『脱原発社会へ』岩波新書），細かい数字を挙げておりますが、今、原発を増やしているのはBRICsです。ブラジルとロシアとインドと中国のことをBRICs

と言いますけれども、これらの国はどんどん増やしている。しかし欧米ではもう減っているのです。ご存じのとおり、スイスとかイタリアとかドイツは、はっきりやめる方向で動いています。ですから原子力ルネッサンスというのは事実上、もう消滅しているということで、流れに乗れということにはならないんですね。BRICsでの原発開発に乗って原発を輸出していこうという今の国の考え方、これは災害の輸出に他ならないと私は思いますし、アジアの原発は日本よりもっとリスクが大きいというふうに私は思っておりますので、この事態を放っておくと、第三の Chernobyl が恐らくは避けられないだろうと思います。そうならないようするために、フクシマの事故をどれだけ教訓にできるかということを、皆さんと共に考えたいと思います。

（しみず しゅうじ 所員 福島大学副学長）

# FUKUSHIMA 復興支援から 見えてくること



YAMAKAWA Mitsuo  
山川 充夫

## I はじめに

福島大学の山川です。昨日の予定だったということで、大変ご迷惑をおかけ致しました。まず自己紹介です。福島大学には前の報告者である清水修二さんと一緒に赴任をいたしました。彼が地方財政、私が地域経済を専門とし、30年前になりますが、岩手県釜石市における釜石製鉄所の高炉休止が釜石市経済に及ぼす影響や福島県浜通りの原子力発電所（原発）立地と地域経済との関係について、一緒に調査研究をしてきました。私はその後、清水さんとは異なり、研究テーマの力点を大型店立地と地域商業振興に移行させましたが、今回の東京電力福島第一原発の事故により、四半世紀前に書いて埋もれていた論文が人目に知られることになり、マスコミ等からも問い合わせが来るようになりました。それだけでなく、役目であった管理職を一通り終え、静かに定年を迎えると思っていたのですが、7月には3.11東日本大震災から復の旧復興に向けた支援を目的とする「うつくしまふくしま未来支援センター」（未来支援センター）が学内措置で立ち上がり、そのセンター長に任命され、忙しい仕事を引き受けることになってしまいしました。このセンターは来年度の国の概算要求で整備することになっていました

が、今年度の第三次補正予算に組み込まれることなり、その予算成立後を見通しながら、建物計画や組織体制づくりを進めて来ています。本日は巨大地震・巨大津波・原発事故・風評被害など、東日本大震災が被災地域にいかなる問題を引き起こしているのかについて、特に4つの災害が重層的かつ同時的に被さっている福島県を事例として、ご紹介させていただきたいと思います。

## II 3.11 東日本大震災の被害特性

まず、3.11東日本大震災の被害特性についてであります。一言でまとめると、被災直後によく言われた「想定外」という言葉がぴったりとします。それは規模の点で、地球規模では世界第3位となるマグニチュード9.0という巨大地震であり、東日本太平洋岸は1千年來という規模の巨大津波に襲われたということです。それ以上に深刻なことは、チェリノブイリ事故以来30年ぶりの原発破綻が生じ、未だ破綻した原発が収束していないだけでなく、放射性物質が福島県浜通りや中通りなどの内陸部のみならず太平洋にも放射性ヨウ素や放射性セシウムなどが飛散したことです。このことは破綻した原発が立地している双葉地域だけでなく福島県民が蜘蛛の子を散らすように瞬時かつ広域的に離散し、長期的な避難生活を余儀な

くされていることです。さらに農地や海面が放射性物質に汚染されたことから福島県産の農産物や福島県沖の海産物を敬遠するという経済的風評被害が発生しています。「想定外」に加えられた言葉は「直ちには影響がない」というものですが、これが「FUKUSHIMA」という悪い意味での風評を国内外に知らしめ、経済的被害だけでなく社会生活上での差別につながる深刻な地域問題を生みだしています。

東日本大震災はよく阪神・淡路大地震や中越沖地震と比較されるのですが、最大の特性は被害が大規模であり、かつ広域的・分散的であること、さらには職住が一体的に破壊されていることがあります。被害特性からすると、巨大システム神話が崩壊したともいいうことができます。それはライフラインの破綻を見れば明らかです。新幹線やJR在来線の長期間にわたる休業や、広域水道網の被害による断水の長期化などといった社会的インフラの切断、広域物流を前提とする製造業や小売業におけるサプライチェーンの切断、そして何といっても大規模発電システムとしての原発や火発（火力発電所）の破綻による電力供給停止や節電呼び掛けなど、巨大システムにおける脆弱性が暴露されたということです。福島県相馬地区は阿武隈山地寄りを除くと放射線量が福島市や郡山市などと比べても低い値にあるのですが、JR常磐線の復旧が長期化していること、建設中であった常磐高速道路の作業が中断されていることなど、仙台市やいわき市方面との交通連絡ができず、陸の孤島状態が続いており、こうしたことが復旧復興をさらに遅らせる要因になっています。昨日行きました南相馬市には、福島市経由で自動車で行くしかない状況になっています。

福島ではこれに放射性物質による被害が加わることで、震災後7ヶ月を経ても警戒区域や計画的避難準備区域には一時的な立ち入りを除き、戻ることができず、「棄地化」が否応なく進行しているのです。この棄地化は放射性瓦礫の「中間貯蔵」への道を開く危険性が高く、さらに事故原発の半径3km圏内は放射性廃棄物の「最終処分」

地へという後戻りのできない状況をもたらす危険性さえあるのです。こうしたことは県民や住民の心を鬱状態にしています。本日のようにスカイブルーとして外の天気が良ければ良いほど、内的な気持ちとしてはブルーになってしまふというののが、FUKUSHIMAに住んでいる人たちの置かれている心理的状況です。福島ではいくら天気がよくても芝生の上で寝転ぶということが、放射性セシウム問題により出来ないです。さらに心をブルーにさせられてきている要因は原発事故による放射性物質飛散状況の調査結果の意図的とも思われる情報の小出しや、低線量被曝許容量に関する国の基準値がいつまでたっても「暫定」であり、しかも基準値そのものが揺れるといった不安定さに起因しています。これは経営学で言われておりますが、作為なのかもしれないが、結果的な情報によって県民は「茹で蛙状態」におかれています。出てくる情報がきめ細かくなればなるほど、「ああ、そうだったのね」とか「え！今更！？」という気持ちにさせられ、飛び出す反発力が弱められています。しかも鬱的な茹で蛙であることです。これは学生なんかを見ても、外見的には非常に明るく振る舞っていますが、心の中ではあきらめに近い状況を醸成しているのではないかと思われます。その意味でFUKUSHIMAの人たちは単なる「茹で蛙」ではなく「鬱的な茹で蛙」にされているのです。

現実的に深刻なのは生活の問題です。警戒区域などに居住していた被災難民の方々は、住宅ローンや事業所ローンを抱えていることのみならず、当面の生活や再建のための資金を確保しなければなりません。しかし所有する家屋や田畠、土地などは、先日公表された公示地価をみるとまでもなく資産価値ゼロであり、消費者金融問題よりも深刻な多重ローンを抱えることになるのです。

お金をめぐる問題はこれにとどまりません。今、南相馬市で問題になっているのは、避難者間での、避難者と受入住民との間での、双葉電源地区民と周辺地区民との間での、福島県民とその他県民との間での気持ちのすれ違いです。震災義援

金や東電賠償金を受けているかどうか、またその金額が多いのか少ないのか、失業保険を受けているか否かなど、さまざまな差異性が差別性へと展開してきているという問題が発生しているのです。特に避難所、あるいは仮設住宅の中、仮設住宅とその周辺のところでのお金をめぐる妙なねたみ合いが生まれています。「外から」見るとお金が入っていいじゃないかといわれる。仕事もしないでパチンコで遊んでいるとか、酒に溺れているなど、こうした言葉の投げかけが被災者や避難者にとっては非常にきつくなっているのです。被災者避難者は「仕事を奪われ」「家族を分断され」「コミュニティから切断され」、そうした環境に無理やり追い込まれているのであるということを忘れてはいけないです。基本的な原因は原子力破綻を防げなかった東京電力や国家にあります。本来、批判は彼らにぶつけられるべきです。それが被災者避難者に向かわれるというのは、当然行うべきことを東京電力や国家がサボタージュしているという極めて不幸なことの結果なのです。

### III FUKUSHIMA における復旧復興への取り組み

こうした構造的な矛盾が地域的な矛盾に転化されている FUKUSHIMAにおいても、復旧復興への取り組みが始まっています。震災からの復旧復興は、通常であれば、被災→避難→復帰→復旧→復興という段階を経て進むのですが、FUKUSHIMA の場合は単純にそうはいきません。なぜなら絶対に立ち入りが禁止されている第一原発から半径 3km の圏域、一時的な立ち入りが行われた半径 20km 圏の警戒区域、その外側の 30km 圏として設置された緊急時避難準備区域、第一原発から北西方向にあり放射線量が高く住民の避難を求められた計画的避難区域、その延長線上にホットスポットとして線量が高い避難勧奨地点、そしていかなる区域も設定されなかつた「白地」など、放射線量が異なり、帰還への時間的格

差が大きな区域や地点が地域内に複雑に分布しているからです。南相馬市の場合は、なお帰還が許されない警戒区域が設置されている小高区（旧小高町）、解除はされたものの緊急時避難準備区域が設定されていた原町区（旧原町市）、区域設定がされなかつた鹿島区（旧鹿島町）などで構成されています。さらに複雑なことは、小高区であれ、原町区であれ、太平洋沿岸部と阿武隈山地沿いとでは空間放射線量の高さが異なることです。特に太平洋沿岸部は津波の被害は大きいものの、放射線量は福島市や郡山市などと比較しても半分以下の数値しか示していないのです。きめ細かな放射線量マップが作成されるのであれば、その場所の多くは住民の帰還が可能となるのです。

FUKUSHIMA における住民帰還の大前提是原発事故収束と放射性物質で汚染された生産・生活空間の除染にあることは後に見るようになります。しかし原子力事故による被災を経験したのであるから、即、これが原発再稼働の禁止としての脱原発の動きにつながるかといえば、そのつながりは単純ではありませんでした。例えば 5 月に実施された『福島民報』紙が福島県内市町村長に行ったアンケート調査は、首長に「廃炉にしますか」「当面停止にしますか」「その他ですか」の選択を求めていました。この質問にどういう反応を示しているのかということですが、原発が立地する双葉地区の首長さんは、町村民全員が双葉地区外に避難を余儀なくされているにもかかわらず、廃炉を選択しませんでした。当面停止ないしはその他を選択したのです。逆に双葉地区をとりまく市町村の多くは廃炉を選択しています。特に南相馬市と白河市は東京電力の株主総会の際に脱原発の修正提案に賛成しました。大熊町は東京電力の株式を持っているけれども株主総会では態度を表明したことではないとのことです。福島県も今まで賛成とか反対とか言ったことがないということです。

双葉地区の町村や福島県がこのような態度をとる理由は主として経済的要因に求めることができます。例えば双葉地域の原発立地町は福島県市町

村民所得統計によれば、1人当たり市町村民分配所得が福島県平均を上回っています。そして市町村民所得の源泉である産業部門別総生産をみると、電気ガス水道比率がかなり高いことがわかります。この電気ガス水道部門は電気だけではないわけですが、電気のしめる割合はかなり高いものと推測されます。もちろん分配所得は城主である東京電力などの民間企業所得等が含まれますので、単純に雇用者所得とはなりませんが、それでも高い水準にあることには変わりありません。なおこの地図では原発が立地しない新地町や広野町など太平洋沿岸町や只見川流域の町村における雇用所得水準と電気ガス水道比率とが高く現れていますが、前者には石炭火力発電所、後者には水力発電所が立地しています。

福島における当面の問題は放射能の除染問題です。その根底には人口流出の問題があります。特に若年人口の流出であり、子どもとその母親が放射線被曝を恐れて北は北海道から南は沖縄県まで広域的に流出しています。そのため後で再び触れますように、子どもたちが還ってくることができる程度まで放射線量の水準を引き下げることが当面の課題となっています。福島県では2010年度に長期総合計画をまとめたばかりですが、今回の震災による人口減少により、復興基本計画の策定後、速やかに長期計画を修正することが求められているのです。子どもたちの流出により少子高齢化が想定よりも早く進んでいるからでもあります。ここでは詳細には触れることはできません。

また住民の避難状況については、最高時には全国で40万人を超えたようです。これも詳細は省かせていただきますが、福島県からの流出で最も多いのは当初は新潟県で、山形県はこれに次いでいました。しかし最近では山形県への避難者が最も多くなりました。これは米沢市などが福島市に通勤できる距離にあるからのようです。避難形態についても阪神・淡路大震災とは違う様相がみられます。これまで阪神・淡路大震災や中越沖震災の場合のように、仮設住宅への避難が基本となっていました。しかし今回の大震災では約3分

の2の避難者が仮設住宅ではなく、民間借上げ住宅に集中しています。こうした避難形態の違いは避難先におけるコミュニティ再構築のあり方に違いをもたらすことになります。仮設住宅であれば、たとえ異なった集落からの避難者であったとしても、仮設住宅という空間単位でコミュニティを組織できますが、民間借上げ住宅ではそれが地理的に分散しているため、そうした組織化はできません。そこで例えば富岡町などは分散居住している避難者を広域的な自治組織として編成しようと試みています。

## IV 復興ビジョンと復興計画

### (1) 各県の復興ビジョン

次に話を復興ビジョンと復興計画に移していくたいと思います。復興ビジョンや復興計画についてまずは国が復興構想会議を立ち上げ、6月末には「提言」を政府に提出しています。またこれと前後しながら、岩手県・宮城県・福島県はそれぞれ復興ビジョンや復興計画を策定しています。対照的なのが岩手県と宮城県の復興計画であり、またその策定の過程も対照的であることが分かります。宮城県はご承知のようにトップダウン方式で策定が進みました。それは委員会委員の大多数がいわゆる中央の人たちであり、3回行った審議のうち2回は宮城県内ではなく、東京で開催されています。基本的な理念において「復旧に留まらない抜本的な再構築」という文言に象徴されますように、トップダウン型であります。また復興計画の素案についても、三菱総研や野村総研といった中央大手のシンクタンクによってつくられた報告書がその下敷きとなっており、県庁幹部職員であってもその内容をよく知らなかったという事態を招いています。

これに対して岩手県の場合は、委員会のほとんどが岩手県内に居住あるいは働いている委員から構成されていますし、当然のことですが、委員会は全て岩手県内で開催されています。さらにこの委員会の下部組織である専門委員会には岩手大学

の教員がかかわっており、宮城県との比較では手作り型あるいはボトムアップ型として評価されます。福島県も委員メンバーの約3分の2は福島県内に居住あるいは勤務しており、事務局もシンクタンクにおもねることなく、県庁職員が直接的に携わっています。もう一つの特徴は、岩手県や宮城県が復興基本計画1本としてまとめられているのに対して、福島県の場合は原発事故が未収束ということもあり、ビジョンと基本計画とを分けて策定しているという違いにあります。また後でも触ますが、理念として「脱原発」が掲げられただけではなく、放射能汚染に対する緊急対策が相対的に独立して掲げられていることにあります。

より具体的な主要施策レベルでの違いを『日本経済新聞』での整理にしたがって見ておきましょう。岩手県、宮城県及び福島県の違いは特に漁業部門での再生の考え方で色濃く出ています。特に宮城県と他2県とが対照的です。宮城県は「復旧に」とどまらない抜本的な「再構築」が前面に出されています。具体的には宮城県は漁港を集約化・大型化するだけでなく、「水産業特区」を設定してこれまで漁協が「独占していた」漁業権を民間企業にも開放しようすることにあらわれています。しかし漁協等地元からの猛烈な反発にあり、漁業権の民間企業への開放はとん挫しつつあるようです。これに対して岩手県は「安全」の確保、「暮らし」の再建、「なりわい」の再生を基本理念の3本柱としており、ボトムアップ型であることは漁業の再建を漁協を中心に行うと明言していることからもわかるのです。福島県の特徴は基本理念に「原子力に依存しない社会」が盛り込まれ、「脱原発」への方向性が明確に示されたことがあります。他県の対比のために漁業に対する姿勢をみると、福島県の沿岸漁業は原発や火発の地先漁業権をすでに放棄しているため、沖合の共同漁業権に限定されていることから、漁船の共同化などが謳われています。農業については、宮城県は農地を生産法人などに集約化しようということが色濃く出されています。これに対して岩手県で

は被災農地の集約とともに労働集約的な園芸農業を導入しようとしています。福島県は被災地がどちらかといえば宮城県南部と類似しているので、農地の大規模化が打ち出されているが、他には野菜工場が出てきています。

### (2) 福島県の復興ビジョン

いよいよ本日の報告の核心部に入っていきたいと思います。私自身、福島県復興ビジョンの検討委員会にかかわるにあたって7つの原則を考えました。これも詳細は省きますが、今回の震災のみならず、これまで福島県内でいろいろな調査の経験を踏まえたものです。第1は被災者、「避難者に負担を求めない」原則です。それから2番目としては日本学術会議の学術シンポジウムでも議論したように「地域アイデンティティを再構築」することの原則、3つ目は福島県商業まちづくり条例の制定にかかわった経験を踏まえての「歩いて暮らせるまちづくり」の原則です。そして4つ目、今回の原発事故とその後の正確でかつ速やかなる開示の必要性を感じて建てた「安心・安全・信頼」の原則。第5は市民協働型まちづくりにかかわった経験からの「共同・協同・協働」の原則です。第6は脱原発を主張することとの関係で今後求められる産業振興をいかにはかるかであり、それを「産業グリーン化」の原則としてまとめました。最後は、もともとは地球環境問題を考えて低炭素社会の構築のあり方を考えていましたが、今回の原発事故を受けて「脱原発・脱エネルギー」の原則に再構成したものです。

いよいよ福島県の復興ビジョンに入りたいと思います。福島県の復興ビジョンは大きく3つの部分から構成されています。第1の柱は「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」です。これは原子力に依存しない社会を目指し、そのためには再生可能エネルギーを飛躍的に推進しなければならないのです。こうした取り組みは「何よりも人命を大切にし、安全・安心して子育てのできる環境整備、健康長寿の県づくりを通じて原子力災害を克服」することにつ

なげたいということです。第2の柱は「ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興」です。このためには「被害を受けた県民一人一人の生活基盤の再建が復興の基本」であり、あくまでも「復興の主役は住民」なのです。つまり「県民、企業、民間団体、市町村、県など、あらゆる主体が力を合わせて復興を推進」することが求められます。第3は「誇りあるふるさと再生の実現」です。福島県に脈々として息づいている「地域のきずなを守り、育て、世界に発信」しなければなりませんし、「避難を余儀なくされた県民がふるさとで元気な生活を取り戻すことができた日にこそふくしまの復興が達成される」という思いを県民すべてが共有」することが強調されるのです。

福島県復興ビジョン検討委員会での議論過程での重要な点は、検討委員会での議論を通じて、事務局が準備した素案が大きく修正されていることがあります。ビジョン検討委員会の議論はすべて福島県のウェップに掲載されていますので、ご覧いただきたいと思いますが、何が変わったのかというと、基本的な理念が大きく修正されたということです。事務局から提示された基本理念として、最後に「原子力災害の克服」が登場します。これは放射線被曝に非常な不安を持っているということが、県民全体の底流としてあります。確かに「脱原発」という言葉は第1次の素案にも多く散りばめられているのですが、それがなぜ基本理念にまとめられて表現されえないのかと多くの委員が感じていました。それは恐らく、福島県知事が最後までこだわった1万人という原発関連雇用問題に起因していたものと思われます。あるいは今回は巨大津波という「想定外」の自然災害によるものであり、地震そのもので破綻したのではないかという「安全神話」の呪縛がなお効いていたのかもしれません。とはいっても検討委員会を開催するにあたって各委員から提出された発言要旨メモをみると、すべての委員が何らかの表現でもって「脱原発」を望んでいたということがわかります。要はそのきっかけが求められて

いたのです。これは同様なことは南相馬市においてもみられたのです。

そういういわば検討委員会における鬱々としたものをどう言葉として表現をしてもらうのか。振り返ってみると、これはある面で私の仕事であったのかもしれないなというように思っておりまます。第3回の検討委員会では、こういった不安を払拭するべく、「原子力災害の克服」というところまで変えてきました。そこでは主要施策が三本建てられ、地域の絆をどう見ていくのか、新しい時代を切り開く産業作りをどうしていくのか、再生可能エネルギーをどのように展望するのかなどについて議論が行われたのです。第3回目の議論を受けて、まずは「安全・安心で持続可能な新たな社会の構築」という言葉がタイトルとして出てきました。しかしながら「脱原発」という文言は底に隠されていました。

「脱原発」が基本方針に登場するのは第4回の検討委員会においてです。私自身が第4回目の検討委員会の冒頭に、いろんなところに脱原発ということがちりばめられているけれども、これはやはりまとめて一本の柱にする必要があるのではないかという提起を行いました。この問題提起に国の復興構想会議の委員でもあった赤坂憲雄さんが最初にのってくれました。彼の表現によれば「待っていた！」ということではありますけれども、私的な言い方をすると良い意味で乗っていただきました。そしてそれは他の委員に波及し、結果的には第4回では誰もこれについて異論が挙られませんでした。とはいっても「脱原発」ではなく「原子力に依存しない」という表現に落ち着くことになりました。第5回目の検討委員会では産業界の代表の方がエネルギー問題との関係で「脱原発」の方向性に注文が出されそうになりました。これはおそらく産業界からいろいろなレクチャーが行われたのではないかと推測しています。産業界の委員がそれ以上にこだわらなかったのは個人的には脱原発であったのではないかという感触を得ています。彼は私の隣に座っていて、「実は孫が札幌に行ってしまって会えないんですよね」といってい

ました。

二つ目の柱とは「ふくしまを愛する全ての人を結集した復興」です。これは検討委員会の議論によって大きく変わったということではないのですが、先ほどの産業界の代表の委員から「ふるさと帰還の実現」はやっぱり誇りのあるものでなければならないという発言がありました。要は、第1の柱立てと同様にこの検討委員会ではきちんとした議論を行えば、素案の基本理念であっても修正が可能であるという貴重な経験を得ることができたことです。またこの修正が可能となったのは座長の鈴木浩氏（福島大学名誉教授）の果たす役割が大きいと感じています。彼は福島県の総合計画審議会の会長に就いているわけですが、委員長というのは議論をまとめる立場にあることからなかなか発言しづらいものですので、阿吽の呼吸として修正されたものではないかと感じています。

さてもう少し現場に近づく意味で、南相馬市の議論状況等を紹介しておきたいと思います。南相馬市では3月11日以降、原子力事故に関する情報がほとんどない中で、桜井市長は苦労しながら南相馬市民を避難させる取り組みを行いました。すでに述べたように原発事故に関する新しい情報を聞けば聞くほど厳しくなってきていたということがありました。最終的には市がバスを準備して市民を避難をさせたのです。これは富岡町で聞いた話でもそうでした。富岡町の場合は第一原発が水素爆発を起こした音を直接聞いただけでなく、それ以前において東電職員から家族や友人に「危ない」「逃げろ」というメールが送られたようで、役場においても職員が動搖していたとのことです。首長は公的情報で動かざるをえない状況もあり、しかし公的情報は入らず、テレビを通じた情報で動かざるを得なかったとのことです。原発から離れている南相馬市では個人的な情報も入ってこないので、市長の決断は大変だったと思います。

時間がないので先に進みます。南相馬市でどこまで津波が来ているのかということですが、それはスライドでは赤く示されたところです。南相馬

市は太平洋に面しており、太平洋岸は台地と渴とが交互に入り込む地形になっている。渴は明治時代に干拓され、その後水田化されました。この海岸に並行して、「浜街道」が南北に走っています。現在は県道になっています。その内陸側にはこれも南北に国道6号線が走っています。水田を中心の平坦部では津波はこの国道6号線まで達しています。別の言い方をすれば、国道6号線が津波の第3防潮堤としての役割を果たしたということになります。国道6号線のさらに内陸側にJR常磐線がほぼ南北に走っており、これよりも内陸側には津波がほとんど達していないことがわかります。津波による被災地の復旧にあたっては、もともと渴であった場所を農地として戻すのがいいのか、あるいは海面として戻すのがいいのかというような議論も出されております。南からここまでが警戒区域で、小高町はこの区域の中に入っています。その北にあるのが旧原町市の原町区です。さらにその北が旧鹿島町の鹿島区です。これら1市2町は合併してまだ5、6年しか経っておりません。そのため南相馬市一本として施策を実施しようとすると、つまり一緒にまとめてやることについては、まだまだ抵抗感があり、なかなか難しいことがあります。

被害状況は深刻です。子どもたちがあまり帰還していないのです。2011年6月時点では、保育園児数は2割しか戻っていませんし、幼稚園児は1割しかいないのです。ただ、人口総数については、震災前では約7万人でしたが、7月9日での南相馬市民復興会議での桜井市長の話ですと、4万人まで回復をしてきたということです。事業所については当初9割が休業をせざるを得なかった。休業の理由は当然ですけれども、一番大きいのは原子力発電所の問題だということです。農業施設関連の被災状況も広範囲に及んでいます。南相馬市が実施したアンケートによりますと、住まいの被害状況については、被害無しが約3割、一部損壊以上が約5割でした。家族全員で避難した方の割合は8割を超えていました。今後の住まいのことについては、「戻りたい」という人は約6割います。

同じところに住みたいとか同じ場所で無くても近いところに住みたいとする割合を加えると、8割の人は戻りたいということになります。やっぱり愛着があるということありますが、たしかにこの時点ではそう感じていたようです。注意しなければならないのは、基本的に世帯主がアンケートに答えています。被災を受けた人たちの中には市外や県外に住みたいという人も1割います。市外あるいは県外に住みたいという場合には原発事故が基本的な原因です。仕事についてですけれど、会社員と無職が多い。無職というのは定年退職後であります。農林業従業者が1割であり、水産漁業従業者は1%と少ないけれどもあります。農林水産業は被害を受けた比率が高いという特徴があります。そのため水産業の人の8割が仕事を失っています。警戒区域だと、3から4割の方が職場が被災して仕事を失って、休業中になっています。農業の場合、今後の農地の使い方については「手放したい」が3割、「現状のまま再開したい」が3割というところです。ただし津波の被害を受けたところは手放したいというのが多くなります。

## V 南相馬市民復興会議の組み立て

南相馬市民復興会議の組み立てです。他の市ですと市民会議とか市民懇談会とかで一本化されているのですが、南相馬市では復興市民会議と復興有識者会議の2本立てになっています。復興市民会議は業界代表、地域協議会代表、PTA代表など市民中心の委員構成になっています。どんな人たちが関わっているのか。こういう人たちが南相馬の場合には関わっております。特にPTAの関係者や女性の委員の方々からは本当に真剣で具体的な発言がたくさん出てきます。委員は20名ほどいますので、全員に思っていることの話をしてもらうとやはり4、5時間はかかることになります。最初の2時間強は放射性物質の除染方法やその進み状況についての質問であり、対応する事務局は大変です。しかしその話をじっくりと聞いて

おかないと、復旧復興の計画に関する議論に移れないのです。これに対して復興有識者会議は国の復興構想会議委員の経験者や東京等の大学の教員など、いわゆる有識者が中心の委員構成になっています。いわゆる大所高所からのアドバイスをする役割を持たせているようです。昨日の会議でも大変参考になるご意見がたくさんありました。

具体的な議論を紹介しましょう。議論過程は福島県の復興ビジョン検討委員会の場合と似ています。南相馬市のスローガンは「心ひとつに 世界に誇る 南相馬の再興を」ですが、最初は「心のふるさと 南相馬に生きる」というスローガンでした。議論の最後のところで、ある委員が「心のふるさと」について触れ、これは遠くにあるものですねという念押しをしたのち、もっと南相馬市を積極的に打ち出していくべきだという発言をし、「心ひとつに」に改題されました。次いで「世界に誇る」については原子力災害を克服して世界に発信していくべきであると。「再興」の意味することは経済の復興ではあるのですが、復興や復旧と「再興」とは何が違うのかといった議論も行われました。具体的にどうやっていくのかということで、都市計画図が出て参りました。確かに南相馬でも阿武隈山地側の方は空間放射線量が高いのですが、南相馬市の中心部よりも海側の方は福島市の3分の1くらいの線量なのです。それから警戒区域に入っている小高区ですけれども、先週、市の職員が立ち入って空間線量を測っていますが、これもやっぱり海側の方は線量が非常に低いということです。空間線量マップについてはきめ細かくやっていく必要があるということです。

南相馬市の土地利用の基本的な考え方方は「減災」ということにあります。それから誰もが暮らしやすく、農地を再生するということ、エネルギーの地産地消、そして海岸風景、といったものがあります。減災としては具体的にどんなものが考えられているのかというと、防潮堤、それから防災林、それから浜街道の嵩上げ、など巨大なものではないが、何重かの防御線を張り巡らすことによって、津波の被害を弱めようという意味を

持っています。更にこの防御線の間のところを農業とか再生可能エネルギーゾーンに指定しています。ここ国道6号線から内陸側面は津波の被害を受けておりませんので、従来の土地利用をまず復活させるのだという意図が図面で出てきました。津波の被災による集団移転のところではこの仕組みを活用できるものと考えています。こういう集団移転の仮設住宅の中には共有スペースの役割が重要だと言われております。仮設住宅を見ると兵舎のような形の並び方になっているわけありますので、コミュニティとしての体をなしていない。海岸線のこここのところにガレキを置いて、その上に土をかぶせて、これに木を植えようということあります。それから、農業の再生について、これもいろんなつなげ方がありますが、エデン計画というタイトルがつけられています。農業を再生していくだけではなくて、エネルギー、そうしたものも関わらせながら進めることが大切です。漁港については、素案では、津波被災以前の写真しか紹介されておりませんので、まだ具体化しておりません。工業団地については、ぼちぼち研究、医療関係の研究拠点といったものが進みつつあります。再生可能なエネルギーということもあります。

最後に、他の市として須賀川市を挙げておきます。須賀川市では空間線量そのものは福島市などよりもかなり低いのですが、やはり議論の始まりは原子力事故との関係なのです、線量が多いとか少ないとか関係なく議論をしていても、必ず除染の問題にぶつかります。南相馬市のように時間はあまりかかりませんけれども、この議論を通過をしないと、復興計画の議論に入れません。つまり最終的には子どもたちが安心して暮らせるということが担保できませんと復興どころではないということなのです。このことがやはり一番なんだと実感させられます。こういう面では全ての放射能汚染地域で共通しているのかなというように思っております。

## VI 福島大学の取り組み

とうとう最後です。それでは福島大学は一体、何をどうするのかということです。福島大学は8月に学内暫定措置として「うつくしまふくしま未来支援センター」を立ち上げました。このセンターは「研究センター」ではなく「支援センター」として活動しています。本年度の第3次補正予算が成立しますと、建物と専任スタッフがつくことになります。わたしはそのセンター長をしていますが、活動する部門は大きくは三つです。それは「子ども・若者支援」「計画復興支援」「環境エネルギー」の3つの部門に構成してあります。「子ども・若者支援」は、旧教育学部である人間発達文化学類の教員が主に担当しています。ここでは子どもの心のケアというところから入っていき、そして若者が自立できるように支援していくのが主要な課題ということです。「復興計画支援部門」には経済経営学類と行政政策学類の2つの学類の教員が入っています。そのうち経済経営学類は産業復興支援に、行政政策学類はコミュニティ復興支援に主として関わります。今、一番忙しいのはコミュニティ復興担当と産業復興支援担当、放射線測定担当の3つです。いずれもプロジェクト方式で支援を行っています。コミュニティ復興担当の当面の課題は一次避難（体育馆等）から二次避難（旅館等）、そして仮設住宅への移行の関係です。これには丹波准教授が関わっております。産業復興で忙しいのは農産物や土壤の放射線測定で、主として経済経営学類の小山准教授が担当をしています。放射線対策では河津特任教授が活躍しています。私も福島県復興ビジョン検討委員会や南相馬復興市民会議、南相馬復興有識者会議、須賀川まちづくり懇談会、白河市復興会議などに委員長として参画しています。

ということで、福島の現状を報告させていただきました。ありがとうございました。

(やまかわ みつお 福島大学)

# 3月11日14時46分 福島で経験した大震災・津波と 福島第一原子力発電所事故問題

今回、基礎経済科学研究所を紹介頂きました恩師藤岡惇先生、寄稿依頼や紹介を頂きました中谷武雄先生・大西広先生、諸先生方には大変有り難く、感謝しております。私自身、皆様に自らの経験を伝え、二度とこのような惨事を繰り返さないよう努められたらと思っております。



ENDO Masahiko  
**遠藤 雅彦**

被災の時に居た場所：自宅（福島県いわき市平豊  
間字塩屋町19）

自宅の前 豊間海岸

被災状況 住宅滅失（流出）

## I はじめに

当時、原発事故について情報が錯綜する中で、私は幸い友人を通して東京電力関係者の方の避難情報を得ていわき市から移動を開始しました。この情報は多くの市民に語られることなく、政府からのアナウンスは原発事故の影響がほとんどないとするものばかりでした。私自身も自分が得た情報を知り合いに連絡しましたが信じてもらえないかったという経験をしています。

寄稿前の今日11月8日時点で、現枝野幸男内閣府特命担当大臣（当時、菅内閣官房長官）は国会答弁にて、事故後すぐに繰り返し述べていた放射能の影響についての「ただちに人体あるいは健康に影響はない」という言葉について「…（当時）現在の事故の状況が一般論としてただちに健康に影響がないと言うことを申し上げたのではなくて、放射性物質が検出された牛乳については、（私が述べたのは）それが1年間同じ当該規制値

の量を飲み続ければ健康に被害を及ぼす可能性があるということで定められた規制値についてのことと、万が一それを1度か2度摂取した場合には健康に影響を及ぼすものではない、このことを繰り返し述べたものであって…」という旨の発言を行い、事故後国民が国に問い合わせた健康被害についての疑問に直接は答えていなかったということ、発言内容を補足することで意味を変えて、今後健康被害があり得ると言うことを今頃になって述べています。しかしこれは後出しのいいわけに過ぎず、当時「ただちに人体あるいは健康に影響はない」という言葉が、放射能汚染によるパニックを防ぐために政府からアナウンスされていました。政府の影響力は凄いもので、今現在も放射能の影響については福島県内ですら危機意識の持ち方が様々になっています。

こうした状況を引き起こした根本的な原因には一般市民の放射能についての無教養や原発についての政治的無関心、そして行政を動かす政治家と原子力ムラの癒着、有識者の無教養・無関心が挙げられると思います。特に無教養は、多くの人に影響を与える行政分野での対応能力の欠如として顕在化しました。既に多くの人が被害を被ってしまいました。こうした状況を引き起こしてしまっ

た責任は、必ず多くの人を巻き込んだ政府および有識者に問うていくべきだと私は考えます。

## II 震災当日からの動き

3月11日（金）その日はゆっくりとした朝を迎えていた。

昼頃風呂に入りすっきりして気分転換にドライブでもしようと思い、支度して外に出ようとドアノブを持って扉を開けた瞬間、景色が全て震えだして大地震が起った。14時46分である。

ドドドドドドド……という大きな音と共に揺れはどんどん大きくなり止まらない。私はドアノブを掴んだまま立っているしかなかった。いったい何が起きているのか、揺れはいつ終わるのか、このまま家が倒壊したら助からない、これらが頭をよぎっていた。揺れは家をガタガタ揺らすようなものが長く続いて突然突き上げるような大きなものへと変わり、揺れの種類の変化が体感でわかるほどはっきり出ていた。段階的に揺れが大きくなっていたので、あと一段階揺れが大きくなったら、たぶん自分の命は終わりだと思ったが、徐々に収まり家は倒壊することなく残った。

私はすぐに家に入り家族の無事を確認した。幸い母も祖父も無事だった。母は台所で動けず、祖父は自室にいたがタンスを押さえて助かった。テレビをつけると大津波警報である。

私は「避難するぞ」と母に言い準備を促した。祖父は避難することを最初はためらったが、避難する旨をしっかりと告げて聞いて貰った。

母は足が悪い、祖父は昨年父が亡くなったことで気落ちして寝込みがちだった矢先であるから家族の避難準備を一番最初にしないと避難には間に合わないと感じた。そのときはあんな津波が来るとは思わなかったのだが、そう感じた。

私は防寒着と財布、親父の形見のつもりで買った眼鏡とお守りをもって、外に出て、すぐに家族が乗りこめるよう庭に車庫から車を出しておいた。他の物はきっとまた持つて行けると思い置い

てきた。防寒だけ注意していた。

気がかりなのは働きに出ていた弟であるが、電話はつながらないのでおそらく無事であろうと思ふ、行動を続けた。母の携帯電話がどこかへ飛んでしまったようだがそれはいいからと避難準備を続けてもらった。

そして、門を出て周囲の様子を確認した。塀が一部倒れていたので後から直さなければいけないと思った。遠くを見ると杉林が花粉で靄がたつたようになっている。天気は晴れていたかと思ったが水平線の上に層状の雲が大きくでている。雲は濃い霧のようで形がはっきりしない薄紫に近い灰色の層である。遠方で雷が低い音でバキバキ鳴っている。

雷はまずい、奥尻島の時も津波の前に雷が鳴ったという。強い揺れで津波のような変化が起きるとき大気も震えるため雷が起きる。雷が起きた場合確実に津波が来るのですぐに避難するべきなのだ。

しかしだ、海は静かな様子でいつもと変わりなかった。

隣のおばさんも無事だったようで避難を促した。雷が鳴っていて変だねと話していた。

近くの民宿のおじさんと会い、地域の防災のために堤防に高波をよける板を差した。これで高波が来ても大丈夫だとお互いに言った。

周りに倒壊した家はなかった。多くは塀が崩れただけで塩屋町の地震の被害はそんなに無い印象だった。

繰り返すが海の様子は潮位の変化はほとんど無く、豊間海岸はとても津波が来るような雰囲気では無かった。すくなくとも400年近く前、先祖が根を下ろしてから大津波は来たことがないのだ。

堤防に板を差した後、海の変化は無かったため砂浜を見た。すると、砂浜に亀裂が入っている。大きな地割れとはいかないが、広い範囲で砂浜が割れていたのを確認した。

15時04分、携帯の写メールにその様子を納めた。亀裂は縦横に入っているので違う種類の揺れが訪れたことがはっきりわかる。十字架のよう

だ。

今まで20年以上上海を見てきたがこんな形で砂浜に地割れが起きたことはなかった。潮位の変化がない中、私が特に異常に感じたのはその点である。

写メールを撮ってすぐ家族が車に乗り込んだのを確認。民宿のおじさんに避難する旨を告げて避難を開始した。隣のおばさんがどこに逃げるのか聞いてきたので街まで逃げると伝えた。

車をスタートさせて逃げる先を考えた。最初は海沿いの灯台に行こうかと思ったが、もし津波が来たら間違いない波と接触してしまう。進路を改めて内陸の太い道路から街へ向かうことにした。

車を走らせると瓦が道路にたくさん落ちているなど、地震の影響がはっきり見て驚いた。避難している人はごく一部で、瓦や塀の掃除や犬の散歩を続ける人もいた。走って自宅の様子を見に行く人もいた。途中でようやく、避難するように呼びかけている消防車とすれ違った。

私は太い道へ入り街へと向かった。街へ向かう太い道路はひとつしか無く、道すがら大きな橋を渡ることになる。小道もあるのだが狭い道であるため往来に不便で避難向きではないと判断した。

山を越える坂道には道路の陥没や隆起がありそれを躲しながら走った。陥没にタイヤがはまつたら事故って動けなくなる。これが現実なのかどうなのか、異様な気持ちがあった。太い道路に入れば大丈夫だと思っていたのだが、道路状況は悪い。車通りについてはそこまで多くはなく渋滞は



地震直後に撮影した砂浜の亀裂

しなかった。

このとき、かろうじて、同じ豊間に実家があり東京にいる友人と携帯電話がつながった。電話は津波到達以降、携帯電話の鉄塔が流されて繋がらなくなる。

その時東京の友人が言ったのは「(地元に対して、まだ支援などは) 何もできないよねえ? 状況が落ち着かないし…」という、危機感が完全に無いものだった。ここまで認識が違うほど、状況に差があるのかと感じた。その後、その友人は放射能問題については安全である旨のニュースを信じてしまう。

道路を進むと、街へ行くにはどうしても渡らなければならない橋がある。その200メートル手前にさしかかった時、橋が黒い濁流に飲み込まれた。橋を黒い電車が横切るようにすごい勢いで水が飲み込んでいる。自分が運転している車種はトヨタのポルテであったが、目線の高い車の運転席よりも、さらに高い位置に水はあったと思う。その黒い水の電車に車が三台くらい足を取られているのが見えた。黒い水は川に沿い勢いよく流れていたために、こちらにはこなかった。水の近くを平行して内陸部へ走る人もいた。白い作業着の格好を見ると、川沿いの沿岸部にあるかまぼこ工場の従業員たちであった。津波到達は15時07、8分頃である。

そのときは怖さよりも、どうしたら助かるのか、どう動けばよいのかを考えていた。家族は言葉を失っていた。ひとまずUターンして、空いていた駐車場に入り様子を見ようとしたが、母に動いた方が良いのではと言われ、30秒くらいで進路を逆にとり引き返し、狭い小道から再度同じ方向へ向かった。直接同じ橋は渡れないが水門が何カ所かあるため、川の上流に向かえば津波の影響は少ないと考えて動いた。避難する車はそこで増えてきたが、津波には気づいていない様子だった。

小道に入ってその途中小さな橋があり、消防団の方がいたが道は封鎖されていなかったため橋を抜けて街へ出ることができた。橋は多少水があふ

れていたが車が渡れる程度だったので助かった。

行く当てがないのでコンビニに向かい、とりあえずの食事や飲み物を購入した。ラジオを聞きながら状況把握に努めたが、いわき市内のラジオでは道路の通行止め関連が大きく報じられ津波到達についてはほとんど述べられていなかったと思う。また原発については全く報道されていない。

街場では携帯電話は使うことができたが、携帯からネットは繋がらずさらにTwitterも閲覧できなかつた。故にラジオを聞くしかなかつた。

Twitterについては今回の被災で役に立ったと言われたが、津波の現場では閲覧不可能で役には立たなかつた。栃木県宇都宮市まで逃げてようやく閲覧できたと思う。それまではつながらず、私はネットから全く情報が得られなかつた。

ラジオでNTTから、緊急時のため市内の公衆電話を無料にするという報道があり、さっそく使用してみた。避難所がどこだかわからないので消防署へ連絡して聞いてみたのだが、消防署の担当から「避難所はどこだかわからないので、自分で探してください。市内はどこもめちゃくちゃで把握できない」という旨の回答をもらい、事態がいかに深刻かをそこでようやく理解した。

こうした災害時のために消防署などの機関は備えていると思うのだが、それすら機能しない事態が福島県いわき市には訪れていた。消防署が避難者に避難所を把握していないから紹介出来ないということが異様に感じてならなかつた。

また、そこでようやく弟と連絡がとれて無事を確認し合流した。

コンビニへ向かう道の往来は海方面に向かう車が増え、自宅の様子を確認に向かうようだった。一息ついて状況を確認しているうちに何件か友人からメールが来ていたので返した。このあとしばらく回線が混み合いメールなどは届かなくなる。

そうしているうちに、家族も少しは落ち着いたので、街場で魚屋さんを営む知り合いがどうなっているか確認するために駅前に行ってみた。16時～17時くらいだろうか、街は壊れてはいなかつた。「平（街場）はぜんぜん普通だ」と母と

言い合つた。駅前はお店が閉まっているくらいで、まるで普通であったが、夕方からコンビニでは食料がたくさん買われていき、もうすでに食べ物が手に入りにくい状況になってきた。木造の民家などでは倒壊したものもあったそうだが、確認出来なかつた。知り合いの家のお店もすでに閉じていた。

またコンビニに戻りしばらく待機して近くの小学校へ向かうこととした。理由は小学校が避難所になっているのではないかと考えたからだ。コンビニよりも海側にあるのだが、豊間から近い場所で人が集まりそうなところはそこくらいしか思いつかなかつた。

夕方には海方面へ向かう車より街場へ向かう車が多く渋滞が起きていた。昼間に自宅を見に行つた車が引き返していくのと街場に避難を開始した人たちでいっぱいだった。

避難所には200名近い人がいたと思う。入り口には自分の名前を書いて無事を報告する張り紙があり、各避難所を回って家族を捜す人もいた。付近の方がお米などを持つてくださり小さなおにぎりが一人一つ配られるなど皆が連帯して避難者を助けてくれていた。自衛隊が来たのは3月12日だったと思う。タンク車で水の配給が始まったのはその次の日3月13日である。

私たち家族は11日を小学校で一夜を明かし、その後避難所から親戚の家を渡り歩き、3月14日午前6時過ぎに津波当日にも見に行った魚屋の友人から放射能が来ている旨を伝え受けて、いわき市を出て郡山市へ行き、宇都宮市を経由して東京まで避難する。次の日私は大阪まで来て今日に至る。

テレビやラジオが放射能について危険性を何も伝えない中で私はこの幼なじみの友人から唯一放射能についての情報を得た。

情報の出所は友人のお店のお客さんで東電社員のご家族。早朝にたまたま会つたところ、彼らはこれから避難するところだったという。社員家族からの指示で「100km圏外」に逃げるよう言われたのだそうだ。

友人は早朝にその話を聞いて郡山市に避難しており、その途中私に連絡をくれたのだ。3月14日の郡山市は、友人が午前8時くらいに着いたとき、福島県沿岸部（浜通り）から来た避難者はスクリーニングで被曝状態を検査しないと避難所には受け入れられないと言われたそうだ。私たちも同じ心づもりをして郡山市に10時くらいに着いたのだが、その時は「スクリーニングは受ける必要はない。受けたい人だけうけるように」という対応に変わっており違和感を覚えた。また、避難所の受付をしている職員は防護服に身を包み、郡山市民は私服で普通に生活しており、これもおかしく感じた。友人の母も、自分たちだけ防護服を着てなんで周りに安全なんて言えるんだと訝しげにしていた。

ともかく自分たちもスクリーニングを受けて避難所へ移動した。スクリーニングは、市もしくは県の職員が慣れない手つきでカウンターをかざしていたが、私の衣類からも放射線が確認されて驚いた。その数値は2時間早く郡山に到着した友人よりも高く、いわき市にあきらかに放射性物質が届いている証拠だと感じた。正直に、自分の体から放射性物質が確認されるというそれはとても怖いものだった。

また、スクリーニング場には、その時の基準で限度量以上の被曝をしていたカメラマンもいて強制的にシャワーを浴びさせられていた。自衛隊の方が「3回洗っても落ちませんねえ…」「風呂に入れるしかないか…」というように扱いに困っていた会話を目の前で聞いた。こんな風に原発事故が広範囲に影響していて、当時ですら限度量以上の被曝をしている人がいるなんて報じられていないし、ここまでとは想像がつかなかった。

午前中を過ぎて原発で爆発があった情報があり、東電社員のご家族は長野県へ移動するとい

い、郡山を離れた。私たちも東京に友人家族の親戚がいるので向かうこととした。郡山には3時間もいなかつたと思う。

当時、県内は道路が所々封鎖されていたため、栃木県を経由して東京へ向かうより他にルートが無かった。3月13日まではまだいわき市から北茨城経由で東京へ向かうルートは封鎖されていなかつたと友人の奥さんが知り合いに確認した。また、この道路の封鎖も車で近くに行くと通してくれるようなものだったと、そこを通った人に友人が避難後に確認をしていた。

その日は宇都宮まで避難して1泊して15日に東京へ着き、私は16日に大阪へ来た。改めて確認すると逃げている間に100km→200kmと逃げるべき範囲の情報はドンドン拡大していたと友人は述べ、私は大阪に着いたとき、後輩から確かな筋で300km圏内（静岡の東側）までは危険であるとの情報も得た。これはとても大変なことで、あまりにも人の人生を大きく左右してしまう情報だった。だから周りの人に伝えられるだけ伝える努力をした。この間に原発事故の自分が見た実態を知り合いに伝えたが、信じてくれた人やそうでない人ははっきりと分かれてしまった。実際に避難をしてくれた人もいたが、政府発表を信じて原発事故の影響はほとんど無いと思っている友人もたくさんいた。

しかし事故後8ヶ月経ってみて当時の政府発表の確かさは揺らいでしまった。

津波の被害に加えて次はもっと多くの方を巻き込んだ原発事故による放射能被害、この問題に皆で取り組んでいかないと日本の未来が危ないと私は思う。

（えんどう まさひこ

関西県外避難者の会 福島フォーラム）

# 福島第一原発事故と 原子力損害賠償制度の限界

原子力損害賠償制度は被害者救済のためではなく、原子力推進を主な目的としている。そのため、現行の制度は福島原発事故にうまく対応できず、しかも恣意的な解釈および運用が行われている現状である。本稿では、福島原発事故による国内外の被害賠償を考慮しながら、今後の制度改正に備えたいいくつかの改善策を提案する。



CHANG Jungouk  
張 貞旭

## I はじめに

1966年に日本初の東海原発が稼働してから、約45年間の原発拡大で事故発生のリスクが一層高まり、かつ事故原因も多様化したといえる。にもかかわらず、「原子力損害の賠償に関する法律（以下、「原賠法」と略称）」は抜本的な修正を行わず、およそ10年ごとの賠償措置額の倍増を中心に形式的な更新を繰り返してきた。その結果、現行の原賠法が福島第一原発事故に対処できず、国の責任の不明確さ、賠償措置額の不足、除染費用の確保、外国からの賠償請求に対する対応など、様々な法の不備が露わになった。原子力推進側が原発の安全神話に溺れて原発事故の発生リスクを否定してきたからに他ならない。

本稿では、電力料金制度と電源三法制度とともに、原子力推進に利用されてきた現行の原子力損害賠償制度の問題点を浮き彫りにするとともに、福島第一原発の賠償を考慮しながら原賠法の望ましい改定のためにいくつかの提案を検討する。

## II 原子力損害賠償制度の制定と基本原則

米国政府がノーチラス潜水艦の原子炉を拡大し

商業用原発を推進し始める際、産業界は原発事故時の天文学的な被害賠償を恐れ、原子力産業への参入を躊躇った。1957年に行われた調査報告（WASH-740）によると、人的（早期死亡3,400名、早期障害43,000名）および物的（2兆1000億円：為替レートは300円／ドル）被害の発生が予想され、保険業界すら原子力保険の引き受けを拒んだ。そのため、米国政府は保険業界の負担額を6,000万ドルと限定するとともに、それを上回る分（5億ドル）を国が補填するという、Price-Anderson Act（1957年）を制定し、原子力発電開発への民間企業の参加を促した。その後、米国は濃縮ウランの商業化を許可し、世界への原発輸出に乗り出した。

一方、1960年に日本原子力産業会議（現、原子力産業協会）の行った被害調査でも人的（早期死亡540名、早期障害2,900名）・物的（3兆7000億円）被害が予想された。日本の保険業界は巨大な被害額を恐れ、1960年3月に共同で原子力保険を引き受ける「日本原子力保険プール（当初20社）」を結成した。また、米国政府が、原発事故発生時に設備および機器を納入した米国企業の第三者民事責任（賠償責任）の免責を原発輸入国に求めたため、日本も1961年に原賠法を制定し原子力の積極的な推進に乗り出したのである。こうした背景のため、原賠法は損害賠償制度

にもかかわらず、Price-Anderson Act に真似て「被害者の救済と原子力産業の健全な発展に資する」という二重目的となっている。とはいえ、原賠法の制定時、関係官庁は原子力産業の発展のために国の助成措置を盛り込みつつも、被害者の保護に関する国の直接責任を定めることについては抵抗したようである<sup>1)</sup>。

しかも、原賠法は被爆国という特殊事情を勘案し、原子力事業者の「無限責任」の導入と、世界でも例のなかつた「原子力損害賠償補償契約法（以下、「補償契約」と略称）」を改めて設けざるを得なかった。後述するように、補償契約は地震大国の日本で原発を無理矢理に押し進めるために欠かせないものである。

現行の原賠法は、賠償責任について無過失責任主義を取っているので、過失責任主義に基づく民法の特別法であり、賠償処理について国家の介入を規制する行政法でもある。原賠法の主な基本原則は下記のようである。第一に、原子力事故と因果関係さえあれば、原子力事業者の主観的要素の如何を問わず、原子力事業者に賠償責任を負わせる「無過失責任」を定めている。無過失責任の導入は、原子力事業者に連携情報が集中することで生じる、情報の非対称問題に対応するためであって、一見平等思想に基づいているようにみえる。しかし、賠償を受ける場合、依然として被害者は事故と被害との因果関係を立証しなければならない。第二に、原子力事業者への「賠償責任の集中」である。この条項によって、原発事故の原因となる機器や設備を納付した第三者の賠償責任を問わず、しかも第三者への求償権の行使も「故意」のみに限られている。

第三に、一定の賠償金額（賠償措置額）を予め確保させて置く「賠償措置の強制」がある。原子力事業者は、日本原子力保険プールが運営する原子力責任保険契約（以下、「責任保険」と略称）の締結または現金などの供託という方法を用いる。あわせて、政府の運営する原子力補償契約の締結も義務付けられてい

る。責任保険と補償契約はそれぞれ補填する範囲が異なるため、原子力事業者は必ず2つを同時に締結しなければならない。第四に、賠償措置額（現在、1,200億円）を上回る被害の場合、国が支援する「国措置」がある。しかし、支援は義務的なものではなく、国会の議決を得なければならぬ。例えば、補助金、低利融資、利子補給、金融の斡旋などの措置がありうる。周知のように、福島第一原発事故では交付国債を用い、原子力損害賠償支援機構が東京電力を支援することになっている。

### III 歪な内容の補償契約と低い 保険・賠償料

原発事故の原因によって、政府の補償契約と民間の責任保険のいずれかが適用される（表）。歐米の原賠法にはない補償契約は、原発事故時の被害の巨大さを恐れる、保険業界のリスク負担の軽減を目的とする。原発の責任保険を引き受けた日本原子力保険プールは、その約7割を海外の原子力保険プール（現在、28プール）に再保険として出している。地震や津波に起因する原発事故の場合、海外の原子力保険プールでは責任保険の特別約款として引き受けしており、互いに再保険をも引き受けている。しかし、日本の場合、海外原子力保険プールが地震多発国を理由として日本の再保険（地震・津波など）の引き受けを拒んだ。そのため、政府が補償契約の導入でそのリスクを引き受けざるを得なかった<sup>2)</sup>。補償契約とは、責任保険の引き受けられないリスクを引き受けつつ

表

賠償主体	国	補償契約	責任保険
補填事由	異常に巨大な天災地変または社会的動乱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正常運転</li> <li>・地震・噴火・津波</li> <li>・事故後10年経過の請求</li> <li>・その他、政令で定める損害</li> </ul>	補償契約の担保対象ではないすべての損害
原子力事業者の賠償責任	免責	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の賠償責任</li> <li>・政府の援助</li> </ul>	

も、国策民営で原子力を推進しようとする政府の意思が強く反映されたものに他ならない。今回、福島第一原発事故の補償契約金として、政府は1,200億円を東京電力に支払った。

また、補償契約は正常運転に伴う原子力事故、すなわち「原子炉等規制法」で定めたマニュアル通り運転したにもかかわらず原発事故が発生したさい、その正確な原因が究明できない場合は補償契約でその被害を補填する。さらに、「その他、政令で定める損害」のように、行政側の恣意的な解釈で補填事由が増える仕組みとなっている。言い換えれば、原子力技術が如何に未完成でかつ未知のところが多いかを物語っている。さらに、事故発生後10年未満の賠償請求は責任保険で補填され、10年後の賠償請求は政府の補償契約で補填する。こうした10年という期間限定は、保険会社の会計上の限界が理由としてよく言われているが、10年以上では住民の発ガン率も高まると予想されるうえ、その発ガンと被曝との因果関係を識別することが難しいからである。すなわち、保険業界の負担が増えることを避けるための措置に他ならない。

他方、責任保険の補填範囲も広く、原子力事業者の「故意」による事故のみが免責となる。例えば、1999年のJCO臨界事故の場合、管理者らが不法行為に対する有罪判決を受けるほどの「重大な過失」があったにもかかわらず、保険金10億円が支払われた。また、日本原子力保険プールは責任保険のみならず、原発事故時の除染費用の補填を中心とする「原子力財産保険」をも引き受けている。しかし、福島第一原発の場合、2010年8月末に東京電力が財産保険への加入を取りやめ、3月の事故当時は無保険の状態であった。財産保険は任意の加入であるものの、敷地当たり1,000億円の財産保険の保険料（2009年4月、5億5,500万円）を巡って異見があったようである。とはいえ、財産保険に加入していたとしても、地震および津波による被害は財産保険の免責事項なので、保険金が支払われることはなかったはずである。今後の対策としては、米国のように原子力

事業者同士で保険会社（相互保険）を設立し、地震・津波による被害の除染費用や早期廃炉費用などを貯うことを考えるべきではなかろうか。

#### IV 福島第一原発事故と原賠法 の恣意的な解釈・運用

福島第一原発事故の賠償問題を巡って最大の論点となったのは、「異常に巨大な天災地変」が原因である原子力損害の場合、原子力事業者の免責を定めた第三条の但し書きの適用可否であろう。今回の事故原因を「想定外（？）」の天災地変と認めなかった政府の決定は、現行の原賠法の規定とは相容れないと言わざるを得ない。原賠法制定以降「異常に巨大な天災地変」の定義および規模に関する本格的な議論が行われてこなかったとはいえ、旧科学技術庁が関東大地震を相当程度（？）上回る規模としていたことや、関東大地震の3倍の規模という関係者（中曾根科学技術庁長官）の国会答弁に鑑みると、福島第一原発事故は原子力事業者の免責に該当すると見なせよう。

今回のように、国の恣意的な解釈は法制度の形骸化をもたらし、ひいては市場の混乱をもたらしかねない。不法行為法とりわけ損害賠償制度は、事後的な被害者の救済のみならず、事前的な賠償責任ルールの明確な規定により、事故防止のインセンティブを与える機能をも持っている<sup>3)</sup>。福島第一原発事故に第三条の但し書きを適用しないことは、経済活動主体の予見可能性を歪めて資源配分の効率性をも損なうことになりかねない。福島第一原発事故の場合、政府は原賠法に基づき事業者の免責を認めたあと、厳格な調査・検証を通じて東電の過失を立証し、その過失程度に見合う賠償負担を求めるべきであった。ちなみに、原賠法で異常に巨大な天災地変を原子力事業者の免責条項として認めない国も多い。とはいえ、現行の原賠法で定めた以上、政治的な判断で法の運営を歪めてはならない。また、原子力施設（原発と再処理工場）を保有する他社に原子力損害賠償支援機構への負担金を求めるのも、遡及的な措置であつ

て違法と言わざるを得ない。

他方、原子力損害賠償支援機構法の場合、政府が東京電力の破産に伴う影響を懸念したのかは定かではないものの、電気の安定供給の保証と債務超過の防止を優先し、東京電力の維持または拡大の余地さえ残した。しかも、株主・金融機関など利害当事者の責任が問われない、極めて理解に苦しい内容となっている。

## V 原賠法の改定への提案

### (1) 補償契約の廃止と賠償措置額の大幅な増額

現行の原賠法の改定に当たって、まず補償契約の廃止が求められる。責任保険（1,200億円）の保険料は、福島第一原発では3億1,100万円である反面、同一金額の補償契約の補償料は3,600万円に過ぎない。2009年までの補償契約金（600億円）の補償料は3,000万円であったが、補償契約金を倍増した2010年の改定時に補償率を10000分の5から10000分3に引き下げたためである。同額（1,200億円）でも責任保険料の約10分の1に過ぎない、補償料は事故リスクの適切な評価に基づいたものとは言えず、ひたすら保険会社の保護と原子力推進に重点が置かれており、しかも補填範囲も責任保険よりも幅広い。補償契約を早速廃止し、その補填事由は賠償措置額の大幅な増額または国の責任にすべきである。

第二に、今度の原賠法の改正で、原子力事業者の賠償責任が従来の無限責任から有限責任に変わることの可能性が高いだけに、賠償措置額の大幅な引きあげが欠かせない。賠償責任額の大幅な引き上げの方法としては、米国のPrice Anderson Actが1975年に導入した遡及保険料（Retrospective Deferred Premium）のような共同保険の導入や、財産保険の引き受け分を責任保険分に回すことも考えられよう。原子力事業者は、米国のように事業者同士の相互保険で財産保険を賄うことも考えられよう。さらに、補完策として、第1段階では財産保険の引き受け分を責任保険に回した民

間保険、第2段階では他の原子力事業者の負担金と関連企業（プラント産業や金融など）の負担金、最終の第3段階として国の支援を盛り込む制度の導入が望まれる。原子力事故時、1基当たり9,580万ドル（約766億円）である米国の遡及保険料を参考にすると、日本でも第1段階（1,200億円）+第2段階（54基の約4,139億円+関連企業の負担金）で少なくとも6,000億円以上が確保できる。この金額でも原発の大型事故の被害額に遙かに及ばないとはいえ、原子力事業者同士が事故防止を相互監視するインセンティブが働くことは評価できよう。こうした第2段階の例として、インドとベトナムの原賠法は一定の賠償措置額を上回る被害が発生したさい、関連企業の負担を求めている。以上のように、補償契約の存在と低い保険・補償料は、原子力事業者の注意水準（事故防止）の弱化だけでなく、活動水準すなわち積極的な原発拡大に走らせたと言わざるを得ない。

第三に、人命損害に対する賠償請求期間を事故発生後から30年という条項の導入が求められる。現行の原賠法には如何なる規定もなく、民法の20年が適用されているだけなので、晩発性ガンなどの発生に対応できない現状である。なお、事故と被害との因果関係の立証を加害者の原子力事業者に負わせるべきである。「福島原発事故の賠償に関する特別法（仮称）」を制定し、一定期間に渡って原子力関連施設および地域に従事・滞在した場合、その後発生する特定の疾病に限って被害者の因果関係の立証を免除すべきである。

最後に、事故時の原発の「早期廃炉」に関する財源の確保を義務付けるべきである。寿命が終わった原発の廃炉費用については積み立てているが、福島第一原発事故では敷地内外の除染費用を除いても、約20年に渡る原発の廃炉および処分費用が膨大な金額となることは明白である。ちなみに、米国は財産保険で早期廃炉の費用を確保するよう義務付けている。その他、精神的な被害に対する補償、懲罰的賠償金の導入、原子力損害の定義の明確化などをも考慮すべきである。なお、福島第一原発事故の場合、約200万人を対象とす

る長期的な健康被害調査または経済的な損失に備えた基金の確保が求められる。

## (2) 原子力賠償条約との整合性

現在、主な原子力損害賠償条約としては、EU諸国を中心のパリ条約（改定議定書）、新興国中心のウイーン条約（改定議定書）、IAEAが加盟国に参加を促している「原子力損害に対する補完的補償に関する条約（CRC）」の三つがあげられる。とりわけ、CRCの場合、米国政府が日本に加入を促しており、実際に政府内でも加入如何に関する議論を行ってきたことがある。CRCの仕組みは、第1段階として締約国が3億SDR（約500億円）の賠償措置額を確保し、第2段階として3～6億SDRを全締約国が拠出する補完基金の導入となっており、補完基金の50%は国外の被害者のみを救済対象とする。言い換れば、各締約国の賠償措置額で補填できない部分（第2段階）を、全締約国の拠出金で補う条約である<sup>4)</sup>。

日本政府はCRCへの加入を躊躇ってきたが、今後積極的に早期加入を図るだろう。今回の福島第一原発事故は初めて大規模の海洋汚染をもたらし、今後海外からの賠償請求も予想される。とはいえ、CRCに加入しても管轄裁判所に関する遡及的な適用はできないため、被害者の国の裁判所での賠償訴訟に対応せざるを得ない。それゆえ、東京電力あるいは日本政府には膨大な司法費用・時間の投入が余儀なくされるであろう。ちなみに、CRCの発行に積極的である米国は、日本にCRCへの加入を検討するよう要請したことがある。原発輸出に当たって米国企業の第三者民事責任からの開放と、米国領外の潜在的な被害者に対する賠償の保障問題が解決できるからに他ならない。

翻って、原子力損害は近隣諸国・地域に集中されがちであり、CRCの6億SDRでも到底賄うことことができないと予想される。なかんずく、東北アジア諸国・地域は経済力の格差が著しいうえ、賠償条約の事故抑止のインセンティブをも考慮すれば、東北アジア地域に限った賠償条約の締結も望

ましい。ちなみに、各国家・地域の賠償措置額を見れば、日本1,200億円、韓国3億SDR（約500億円）、中国1,800万人民元（約2.3億円）、台湾42台湾ドル（約145億円）となっている。

最後に、CRCのような原子力損害賠償条約においても、厳密には原発導入に関する国の専属責任が問われていないのが現状である。今回のように、グローバル的な被害範囲を考慮する場合、原発導入の許可権を持つ国の専属責任を問うべきである。さもなければ、海外の被害者が賠償を求めて、電力会社を相手に訴訟を起こさなければならず、膨大な費用と時間の投入を余儀なくされる。すなわち、長い時間の訴訟に耐えられない、すなわち経済力のない被爆者は泣き寝入りになりかねない<sup>5)</sup>。

## VI むすび

福島第一原発事故は原子力関連の諸制度の問題点を露呈したと言える。「東京電力に関する経営・財務調査委員会」の試算によると、2年間の被害賠償額だけでも約4.5兆円に達する<sup>6)</sup>。しかし、地方公共機関の被害などすべての被害額を反映したものではなく、今後何十年に渡って生じる被害額の規模は誰にも全く予想不可能な状況である。にもかかわらず、原発の安全神話を謳う自己催眠にかかり、今回の事故をもたらした原子力推進派の責任は極めて重いと言わざるを得ない。とりわけ、国策民営の形で原子力を推進しながらも、関連制度の改善に消極的であった国は何らの言い訳もできないだろう。海外では今回の事故が世界に対する日本のテロ行為だと揶揄されている。

今後、日本政府は原子力損害賠償制度の全面的な改定に取り組むだろうが、補償契約の廃止と、原子力の真のリスクを適切に反映した賠償措置額の大幅な引き上げを最優先の課題とすべきである。原発の安全神話が崩壊した以上、真のリスクを反映した賠償措置額の設定を強制することこそ、被害者の救済および原子力産業の健全（？）

な発展に寄与するのではなかろうか。なお、かりに核燃料サイクル政策を推進し続けるなら、再処理工場・MOX 燃料工場・高速増殖炉などのリスクも適切に反映した原賠法の改善が欠かせない。

#### 注

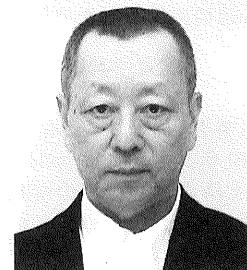
- 1) 「特集 原子力損害賠償」『ジュリスト』第 236 号、1961 年 10 月 15 日、pp.11-13。
- 2) 抽稿「日本の原子力損害賠償制度の法経済的分析」『環境と公害』第 26 卷第 1 号、1996 年夏、「日韓の原子力保険の現状と問題点」『日本リスク研究学会誌』

第 9 卷第 1 号、1997 年 12 月。

- 3) 抽稿「賠償責任ルールと賠償資力の経済分析」『財政と公共政策』第 29 卷第 2 号、2007 年 10 月。
- 4) Ben McRae, "The Compensation Convention: Path to a Global Regime for Dealing with Legal Liability and Compensation for Nuclear Damage", *Nuclear Law Bulletin*, No.61, June 1998.
- 5) 抽稿「越境汚染における国家（専属）責任の法経済的分析」『松山大学論集』第 16 卷第 2 号、2004 年 6 月。
- 6) 「毎日新聞」2011 年 10 月 4 日付

(ジャン ジョンウック 松山大学)

# 原発リスクと損保産業の 社会的役割



「社会に存在する危険を数値化し社会に警告する」というのが、本来損保産業に求められる社会的使命である。それでは、他に例を見ないまったく異質な原発リスクに対して損保はどう向き合うべきなのか。リスクマネージメントの視点から原発問題を考える。

MATSUURA Akira  
松浦 章

## I はじめに

原発の安全神話がいくらふり撒かれようとも、動じることなくそのリスクを科学的に見すえてきたひとつに損保業界がある。

室田（1993）は「原発の危険性をもっともよく熟知して予想被害額を計算しているのは、官庁の役人でもなく、ジャーナリストや原発反対派でもなく、実は保険業界である、といつても過言ではないだろう」と述べた。

損保業界が安全神話に安易に流されないのは、リスクを的確に判断するという産業の性格からすればある意味当然のことといえよう。現実に損保業界は、現在の原子力損害賠償制度の枠組みに原子力損害賠償責任保険の引き受けというかたちで組み込まれながらも、地震、噴火、津波や正常運転による事故、さらには10年を超える損害賠償請求を免責とするなど、その高い（と損保業界が想定している）リスクに見合ったきびしい条件を設定することでからうじて保険の引き受けを行ってきた。これはこれでひとつの見識ではあろう。

しかし損保業界が、社会に存在する危険を数値化し、それを社会に警告するという産業の社会的責任を果たそうとすれば、もっと根本的に積極的な役割が求められているのではないだろうか。

本稿では、まず我が国の原子力損害賠償制度の概要を見る。そして、リスクマネージメントという損害保険の視点から原発リスクを考察する。

## II 原発被害と原子力損害賠償制度

### （1）東電の損害賠償責任をめぐる問題

この間、東電の損害賠償責任について、東電に全面的な責任を負わせるべきか否か、さまざま議論されてきた。日本経済団体連合会の米倉弘昌会長は、新聞のインタビューで「東日本大震災が関東大震災の数10倍の規模に上ることも考慮すれば、東電だけに責任を負わせるべきではなく、国が（主導して）損害賠償に対応すべきだ」と述べた。また、与謝野前経済財政相は「原賠法3条ただし書きを適用し、免責を認めるべきだ」と主張した。ここでは、原子力損害の賠償に関する法律（「原賠法」）との関係が問題となっている。そこでまず、焦点となっている「原賠法」を中心とした我が国の原子力損害賠償制度を見てみよう。

東電などの原子力事業者は、原子力損害を発生させたときは、損害の発生につき故意・過失があったか否かに問わりなく、賠償責任を負う（無過失責任、原賠法3条1項）。

**第三条 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りでない。**

民法上は、不法行為一般について、被害者が加害者に損害賠償請求するためには、被害者が加害者の故意又は過失を立証する必要があるが、原賠法は、原子力事業者の無過失責任を定めることで被害者保護を図ろうとしているといえる。

議論となるのは第3条ただし書きにある免責条件である。「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じた」損害については、原子力事業者に賠償責任がないとされているのである。しかし、この点については政府もさすがに東電の免責はないとしている。「異常に巨大な天災地変」とは一般的には歴史上例の見られない大地震、大噴火、大風水災等が想定されており、今回の地震や津波は歴史上例の見られない災害とまではいえないこと、原賠法3条ただし書きで併記されている戦争などの「社会的動乱」と同程度とはいえないことなどが主な理由である。

一方、東電が免責であるとする見解の根拠は、1961年に科学技術庁原子力局長が行った国会答弁にある。すなわち、関東大震災の3倍も4倍にも当たる天災地変の損害が生じた場合、超不可抗力という考え方から事業者の責任が免れるというものである。伊東（2011）は、立法過程を見れば「異常に巨大な天災地変」とは関東大震災の3倍以上の規模と考えられるが、東日本大震災はマグニチュード比で関東大震災の40倍以上（関東大震災は7.9、東日本大震災は9.0）であり、事業者は免責であるという<sup>1)</sup>。「東日本大震災が関東大震災の数10倍の規模に上る」から東電は免責だという日本経団連・米倉会長の主張も同様である。

しかし、このことのみではたして東電が免責といえるのであろうか。東日本大震災での福島第一原発周辺の震度は6とされている。関東大震災の

40倍と単純にいうことはできないであろう。また、今回の災害は地震だけによって引き起こされたものではない。津波によって原子炉の全電源を喪失したのが主な原因である。ところで津波については、この地域では明治以降「明治三陸地震」「昭和三陸地震」「チリ地震」で大津波を体験している。とりわけ1896年の「明治三陸地震」での津波は今回と同じ規模だといわれている。したがって今回の津波が歴史上例のないものということはできない。さらに、地震時の津波による全電源喪失が2005年以降国会等で指摘されていながら東電が安全対策を怠ってきたことを合わせて考えると、この津波損害が「超不可抗力」であるとは到底いえないであろう。

また、一つの指標として地震・津波による地震保険の支払額があげられる。地震保険は民間損保会社と政府が共同して運営するものであるが、現行制度下では保険金の支払い最高額（限度額）は5兆5千億円となっている。この額は関東大震災クラスの巨大地震が起きた場合を想定したものである。その3倍となれば16兆5千億円となる。ところで、今回の地震・津波による地震保険の支払額は1兆2千億円である。たしかに巨額ではあるが、関東大震災規模を想定した金額5兆5千億円と比較するとその22%ということになる。

これらを総合的に見れば、原賠法第3条ただし書きの法解釈上東電が免責であるという主張には無理があるといわざるをえない<sup>2)</sup>。

## （2）原子力事業者の損害賠償措置と無限責任

原子力事業者は、損害賠償責任が発生する事態への備え（損害賠償措置）を講じることが義務づけられている（原賠法7条1項、補償契約法）。

この損害賠償措置とは、原子力損害賠償責任保険契約（民間保険契約）及び原子力損害賠償補償契約（政府補償契約）を締結することである。損害賠償措置として必要とされる額は原則として1事業所当たり1200億円とされており、通常の原子力損害では、民間の損害保険会社により賠償措置額（1200億円）まで「保険金」が支払われる。

そして、保険では免責とされている原子力損害、たとえば、地震・噴火・津波などの自然災害による原子力損害では、原子力事業者と政府との間の補償契約により行われる政府補償により、賠償措置額（1200 億円）まで「補償金」が支払われることとなる。

それでは、損害額が 1 事業所 1200 億円を超えた場合どうなるのか。法律で定める賠償措置額を超える範囲については、原子力事業者に対して政府が必要な援助を行なうことが第 16 条に書かれている。

**第十六条** 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任すべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

しかしこれは、1200 億円を損保あるいは政府補償で支払えば、それ以上は原子力事業者が賠償請求に応じなくてもよいということではない。この 1200 億円は、万一原子力損害が発生した場合、被害者に対して迅速かつ確実に賠償の支払いを行うための保証に過ぎない。第 16 条の趣旨は、あくまでも、事業者の財力等から見て必要があれば、国が援助を行うことが可能だということであり、被害者の保護に遺漏がないよう措置されているということにはかならない。

原子力事業者の賠償責任の限度額は原賠法では特に規定されていない。すなわち、無限責任である<sup>3)</sup>。したがって、1200 億円を超える損害額については自らの財力をもって支払う必要がある。

### III 原発と損害保険

#### (1) 原子力保険プール

原子力保険は引受額が巨額でかつ対象となる施設の数が限られ、保険引受の基礎となる大数の法則が適用され難いことから国内外の保険引受能力を最大限に活用する必要があり、各国とも多数の保険会社による共同引受機構を組織している。日本でも原子力保険はすべて、日本で営業する保険会社による共同引受機構としての日本原子力保険プールを通じて会員各社が引受け、外国プールとの間で再保険を行っている。

「原子力保険」は総称であり、原子力損害賠償責任保険と原子力財産保険に分かれている。原子力損害賠償責任保険（強制保険）には、原子力施設賠償責任保険、原子力輸送賠償責任保険、原子力船運航者賠償責任保険がある。

前述のとおり、損保で引き受ける原子力損害賠償責任保険の保険金額（措置額）は、1200 億円である。それでは、原子力事業者が支払う保険料はどれくらいであろうか。

原子力プール発足後 1961 年度から 1997 年度までは保険料の額が明らかにされてきたが、その後一切公表されていない。したがって公表された最新のものである 1997 年度のデータを以下に示した。

朴勝俊氏はこの保険料水準について次のように述べている。

「日本原子力保険プールの保険料資料によれば、賠償措置額（＝責任保険額）が 300 億円だった 1997 年にはサイト 23 件で約 23 億円、

原子力損害賠償責任保険・保険料（1998 年 9 月日本原子力保険プール）

施設	件数	賠償措置額	97 年度保険料
運転（1 万 kw 超）再処理	23	300 億円	2,363,841 千円
使用（プルトニウム）廃棄物管理（使用済燃料）	3	60 億円	10,052 千円
運転（100kw 以下）加工 使用 廃棄物管理	19	10 億円	30,359 千円
合計	45		2,404,252 千円

つまり一件あたり一億円の保険料が支払われていました。これを純保険料の近似値と見れば、放射性物質が外部に放出されるような事態にあたる300億円の損害額を超える事態が、およそ300年に一度の頻度で起こると見積もられていてることが分かります。1000万年に一度の確率で考えてくれるなら、一件あたり3000円でよいはずなのですが」

「リスク評価のプロである保険業界でこの様な高い保険料設定がされているのは、原子力では被害総額が巨大と想定される上、大数の法則に従って信頼できる確率を得られないと見られているためです。むしろ、被害額と確率の両方を何とか想定して、合理的な対応を取っているというべきでしょう。この点が、個別被害額と確率が経験上推定しうる自動車損害との違いと言えます」(朴 2004)。

朴氏がいうとおり、損害保険の保険料は、大数の法則によって算定される。この仕組みを考えてみよう。

## (2) 損害保険とは一収支相等の原則と大数の法則一

損害保険とはどういうものか。

私たちが社会生活を営むうえでは、常にリスクがついてまわる。火災にあう可能性もあれば、交通事故にあう、あるいは交通事故を起こす可能性もある。こうした各種の災害において発生した被害を補填するのが損害保険である。生命保険以外のほとんどの保険を網羅しており、火災、自動車、傷害、海上の中心的な保険のほか、航空などの特定事業保険から身近なゴルファー保険まで幅広い。まさに日本資本主義のセーフティネット機能を持つ産業といえよう。

損害保険の本質的な役割・社会的な存在意義は、生産や消費活動にかかる偶然な事故による損失を専門的・社会的に集約し、原状回復を可能にする機能・「補償機能」にある。「一人は万人のために、万人は一人のために」がこの産業の基本理念である。自然災害や不測の事故による経済的

損失を「補償」する機能を發揮することこそが、損保固有の役割として社会的に求められている。

こうした機能を果たすため、保険会社は多数の保険加入者＝契約者から「保険料」を受け取り、事故発生時に「保険金」を支払うことになるが、この保険料が「収」、支払保険金が「支」であり、双方が相等しいという「収支相等の原則」がある。そしてこの原則が成り立つように、「大数の法則<sup>4)</sup>」に基づいて適正な保険料を算定しなければならない。そうでなければ保険会社の安定的な経営も、契約者の利益保護も実現できないからである。

ところで、生命保険と損害保険というのは、同じ保険であっても似て非なるものがある。生保が、終身とか長期の商品が一般的であり、契約者から預かった保険料の運用で利益をあげることが中心であるのに対し、損保の場合、自動車保険のように一年契約のものが多く、契約者から受け取った保険料と事故の際支払う保険金のバランス等で利益を出す。

リスクの概念も大きく異なる。リスクとは損害発生の不確実性（可能性）をいうが、不確実性には、次の三つの要素がある。

- ①発生自体の予測不能性（事故が発生するか否か）
- ②発生時期の予測不能性（いつ発生するか）
- ③発生程度の予測不能性（どの程度の規模か、全損か分損か）

損保の場合、①②③すべてあてはまる。自動車保険を考えてみよう。自分の車が事故を起こすかどうか、いつ、どの程度か、まったくわからない。だから万が一のために保険に入る。しかし生命保険の場合、②のみである。ヒトは必ず死ぬ。ただ、それがいつかわからないだけである。

損害保険で、ある事故のリスクを想定する際には、上記の3点を大数の法則に基づいて的確に把握する必要がある。さてそれでは、原発事故の場合はどうであろうか。すでに原子力プール設立の理由として述べたとおり、原発事故については大数の法則は適用されない。

一つは、リスクの高さ、巨大さがはかりしれないからである。原発被害の規模について、何年も前から研究を重ねてきた研究者がいる。その一人が先にあげた朴勝俊氏である。朴氏は、2003年に、関西電力・福井県大飯発電所を例にあげて、 Chernobyl 規模の原発事故が発生した場合の損害額を次のようにシミュレーションした。

「物的損害は、被害者の緊急避難等に伴う避難費用や労働損失、汚染地域での一定期間の居住禁止・農業禁止措置等によって失われる生産額として計算する。発電所から半径 10km の範囲は 2 日程度で全員避難、セシウムの放射能が 148 万ベクレル / m<sup>2</sup> を超える地域は 2 週間程度で全員避難とし、経済活動は恒久的に禁止される。同 18.5 万ベクレル / m<sup>2</sup> を超える地域は農業が 10 年間禁止される。従って、これらの対策の対象範囲に経済活動の中心地が含まれると、物的損害額は大きくなる。人的被害は、これらの緊急措置が採られた上でも発生が避けられないものとして計算されている。被害額は急性障害・晩発性障害の推定発生件数に一人当たり医療費や確率的生命価値の推定値を乗じて求める。…計算は事故発生後の 50 年間を対象に行う。…最終的に、これらの損害額を風向頻度に基づいて加重平均し、平均的な損害額を求める」(朴 2003)。

朴氏は、こうして算定した損害額を、平均約 103.7 兆円（うち物的損害 79.4 兆円）としている（事故後 50 年間の積算値）。これについては、原発推進派専門家らのホームページや雑誌で、主に確率論を根拠に「杞憂といえるほど発生確率の低い事故想定」「荒唐無稽」「常識はずれ」などとする批判がなされ、さらに地元自治体から「炉心損傷頻度は、1 千万年に 1 度」などとした抗議の質問状も当時勤務していた大学に送られてきたという。

次に二点目として、ここでいわれている発生確率について考えてみよう。すなわち事故の頻度をどう見るかということである。これには、確率論的安全評価 (PSA) という手法がある。発生

頻度は極めて小さいが、もし起ると大事故になる施設のリスクを確率で評価する手法である。原発の場合は、炉心が壊れ、放射能が外部に大量に放出される事態の確率を求める。地震によって起きる確率は、地質構造や地震の規模、予想される機器の破損などから大事故に至るシナリオをいくつも考えて計算する。ドイツにおける三人の学者の研究では、33,000 年に一度、270,000 年に一度、一千万年に一度といった大きな幅がある<sup>5)</sup>。前記の「炉心損傷頻度は、1 千万年に 1 度ではないか。事故などそう簡単に起こるはずがない」といった趣旨での大飯町の批判はこの確率論的安全評価 (PSA) の数値にもとづいたものである。

### (3) 損保業界のリスク判断

それでは損保業界は、原発リスクについてどのように考えてきたのであろうか。原子力プールが発表した保険料データに対する朴氏の見解をもう一度振り返ってみよう。朴氏は、「一件あたり一億円の保険料（1997 年当時）を「純保険料の近似値と見れば、放射性物質が外部に放出されるような事態にあたる 300 億円の損害額を超える事態が、およそ 300 年に一度の頻度で起こると見積もられている」。確率論的安全評価 (PSA) のとおり「1000 万年に一度の確率で考えてくれるなら、一件あたり 3000 円でよいはずなのですが」という。

さらに、「リスク評価のプロである保険業界でこの様な高い保険料設定がされているのは、原子力では被害額が巨大と想定される上、大数の法則に従って信頼できる確率を得られない」と見られているためです。むしろ、被害額と確率の両方を何とか想定して、合理的な対応を取っているというべきでしょう」と述べている。これは、原子力のリスクにたいする損保会社の判断をまさに的確に論じたものといえよう。

現在の原子力損害賠償制度の下で、地震、噴火、津波や正常運転による事故、さらには 10 年を超える損害賠償請求を免責とすることでからうじて保険の引き受けを行っているという現状は、リスク管理のプロである保険業界の懸念を物語つ

ている<sup>6)</sup>。このことは、そもそも原発被害については、本来損害保険の引き受け（リスクマネジメント）概念を超えたものであることを示唆している。

損害保険の引き受けを可能とする要因として、玉田（1992）は、

- ①同質的リスクが多数存在し、大数法則が適用できること
  - ②客観確率が測定ないし推定できること
  - ③リスクが社会に広範囲に存在し、しかも著しい偏在などによる偏りが少ないとこと
  - ④相対的にリスクの累積が少なく、しかも損害分担による保険料が付保不能なほどの禁止的高水準にならないこと
- などをあげている。

原発リスクはこの要因のいずれにも合致しない。つまり、損害保険の「目的（対象）」とはなりえないということである。

#### IV おわりに

最後に、原子力損害賠償制度の現状と損害保険の原点から、損保業界が原発リスクにどう向き合うべきかを考えたい。

経済同友会終身幹事で日本火災（現日本興亜損保）元社長の品川正治氏は、損保産業の「社会的役割」について次のように述べている。

「損保産業というのは、経済社会にとって唯一のブレーキ産業です。全産業がアクセサを踏んでいる中で、われわれがブレーキ役を務めているのです。そこにはこういうリスクがある、こういう危険がある、その危険を評価すればこれだけある。その危険を数値化して、それを社会に警告し、その役割を果たさなくてはならない産業です」（品川 2006）。

この講演は1999年10月に行われたものであるが、「唯一のブレーキ役として、危険を数値化し社会に警告する」という社会的「役割」の認識は、原発事故をふまえた今日あらためて産業のありようを考えるうえで、きわめて重要なものとい

えよう。

米国における原賠法、プライス・アンダーソン法を研究した卯辰（2002）は、次のようにいう。

「保険者は、原子力リスクの不確実性故に、原子力損害賠償責任に相応した責任保険金額の提供へ向けたインセンティブが生じない。破局的な原子力損害による想定損害額と、強制保険によって得られる賠償措置額とのギャップを縮小させるためには、保険者が、従来以上に多額の保険責任を引き受ける可能性があるかどうかを検討する必要があるだろう」

また、室田（1993）も次のように指摘している。

「原発がたいして危険でないという場合、そのことをいわゆる専門家にしか十分に理解できない種々の技術的安全装置の存在によって証明する必要は、考えようによつては、ほとんどないといつてもよいくらいであり、危険でないことの証明が、現行の原賠法の撤廃、およびその撤廃後に予想される巨額の損害保険料を電気料金に組み入れることを禁止する制度の確立によってなされるとき、はじめて国民一人一人にとって、それが納得のいくものとなるのではなかろうか」

損保業界が「原子力損害賠償責任に相応した責任保険金額の提供」を行った場合、原子力事業者が負担すべき保険料はどのような水準になるのか、検討し提示する必要があろう。支払いの上限を設け、かつ地震、噴火、津波などを免責することでかろうじて引き受けを行っているという現状は、損保本来の姿ではないはずである。

もし、現実のあらゆるリスクを想定した保険料が「付保不能なほどの禁止的高水準」であるならば、あるいは、大数の法則に合致せず現実には保険料算出が不可能であるならば、そのことをリスクマネジメントの視点から社会に明らかにすべきであろう。前述のとおり、この保険は、原賠法によって付保が義務付けられたいわば強制保険である。そのリスク判断の内容は、保険料を支払う原子力事業者にとどまらない、きわめて社会性・公共性の高いものといえる。

巨額の保険料の提示、あるいは損保がリスク管理できないという現実は、原発の存在が人間にとって社会にとって限りなく危険なものであることを否応なく明らかにし、「原発という国家と産業界が全力で踏み込むアクセル」（品川 2011）にブレーキをかけることになるであろう。

これこそが、「危険を数値化し、社会に警告」するという、損保産業に求められる社会的役割の発揮であり、今日はたすべき社会的責任ではないだろうか。

#### 注

- 1) 伊東（2011）は、「原賠法」上は東電を免責しながらも、万一の場合生ずる巨額な賠償を自己の無限責任とした原発事業に乗り出した経営責任とそれを放置した株主責任が問われるべきだと主張する。
- 2) 室田（1993）は、東海大地震が実際に起こり静岡県の浜岡原発に大事故が発生した場合を例に挙げ、すでに多くの地震学者が予測している地震なのであるから、いくらそれが大規模なものであっても「異常に巨大」と規定することを許してはならないと述べた。
- 3) 日本では、原子力事業者の責任が無限責任であるのに対し、米国における原賠法的性質を有するプライス・アンダーソン法では有限責任となっている。卯辰（2010）によれば、民間の原子力損害賠償保険の限度額は3億ドル、それを超過した場合、事業者間相互扶助制度として1基9580万ドルまでの責任を負う。現行の許可炉は104基であり、最大の賠償措置額は107.6億ドル（3億ドル+0.958億ドル×1.05×104基）であるという。

- 4) 「確率論の基本法則の一。或る事柄を何回も繰り返すと、一定事象の起る割合は、回数を増すに従って一定値に近づく」という経験法則、またはそれを数学的に理論化したもの」（『広辞苑』）。
- 5) 朴（2003）参照。
- 6) 規模を問わずに地震、津波、噴火を免責にしているのは主要国では日本だけである。

#### 参考文献

- 1) 伊東光晴（2011）「経済学からみた原子力発電」（『世界』2011年8月号、岩波書店、所収）。
  - 2) 卯辰昇（2010）「原子力技術に対する予防原則の適用」（植田和弘・大塚直監修『環境リスク管理と予防原則』有斐閣、所収）。
  - 3) 卯辰昇（2002）『現代原子力法の展開と法理論』日本評論社。
  - 4) 品川正治（2006）『戦争の恐さを知る財界人の直言』新日本出版社。
  - 5) 品川正治（2011）「原子力と損害保険」（『世界』2011年5月号、岩波書店、所収）。
  - 6) 玉田巧（1992）「保険の一般理論」（亀井利明編『保険とリスクマネジメントの理論』法律文化社、所収）。
  - 7) 朴勝俊（2003）「原子力発電所事故の被害額を試算する－大飯3号炉をモデルとして－」（『技術と人間』2003年10月号、技術と人間、所収）。
  - 8) 朴勝俊（2004）「原発損害試算論文批判にたいして」（ディスカッションペーパー）。
  - 9) 室田武（1993）『原発の経済学』朝日文庫。
- （まつうら あきら 所員 兵庫県立大学大学院）

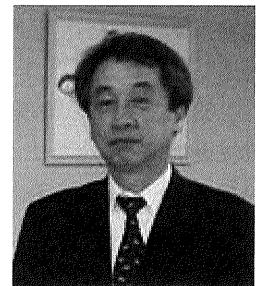
# 「創造的復興」がもたらした

## “復興災害”

### 一大震災被災者の最後の一人まで救済を—

阪神大震災の復興過程で生じた“復興災害”を食い止めようとしていた矢先の3月11日、東日本大震災が発生した。

以来、9か月経ってもかつてと同様、復旧は遅々として進んでいない。被災者を救済するには何が必要かを提案する。



DEGUCHI Toshikazu

出口 俊一

2011年12月17日、阪神・淡路大震災から16年11か月（6179日）が経ちました。しかし、17年近く経ったいまもまだ大震災は終わっていません。仮設住宅解消までの5年間、被災者の孤独死は233人、復興公営住宅入居開始からの11年間の孤独死は681人、合わせて914人を数えています。

この17年近く、兵庫県や神戸市の「創造的復興」戦略にそった復興施策が展開され、その復興過程において行政などの不適切な対応により追加的にもたらされる被害＝“復興災害”が発生することが明らかになってきました。

2011年3月11日、マグニチュード9.0の大地震・東北地方太平洋沖地震（⇒東日本大震災）が発生し、2万人に及ぶ犠牲者を出しました。そして、東日本大震災においても「創造的復興」が基本に据えられています。“復興災害”を食い止め、被災者の救済を図るために何をしなければならないかを考えます。

### I 1995年1月17日、被災直後の嘆き、そして2011年3月11日

兵庫県南部地震（⇒阪神・淡路大震災）が発生した16年11か月前の1995年1月17日は、気温

3.4℃、北東の風4.6mの寒い日でした。今年の1月17日もあの日と同じように冷え込みのきつい日でした。心を寒くした記憶は薄れていきます。街に残る被災の傷跡も減りました。阪神・淡路大震災（阪神大震災）は少しずつ遠ざかっていきますが、毎年1月17日は、特別の雰囲気を醸し出す日です。6,434人の犠牲になられたからかも知れません。

6,434人の犠牲者と家族、さらには多くの被災者には、癒しようのない深い傷跡を残しました。復旧は遅々として進まず、震災後3か月以上経った時点でもなお、5万人を超える被災者が、避難所をはじめとする避難生活を余儀なくされていました。そして、その中で高齢者や病弱な人が亡くなることがあとを絶ちませんでした。震災が引き金となり、避難所などで健康が悪化し死亡した人は932人（震災関連死）を数えました。まさに、人災・政治災害とも言える状況が生み出されました。地震列島と言われながら、歴代の政府が国民の生命と財産を守ることに真剣に取り組んでこなかったツケが、回ってきたのです。

「まだ避難所暮らしのお年寄りの姿に、長い雪眉を震わせて泣くべし首相。国家とはなんだ」（「朝日新聞」1995年4月18日付夕刊，“素粒子”）。当時の被災者の嘆きでした。

そして、2011年3月11日午後2時46分、マ

グニチュード 9.0 の大地震・東北地方太平洋沖地震（⇒東日本大震災）が発生し、死者 1 万 5,840 人、不明者 3,607 人、計 1 万 9,447 人（11 月 29 日現在、警察庁調べ）もの犠牲者を出す巨大災害に遭遇しました。

4 月 23 日、東京の首相官邸で開かれた東日本大震災復興構想会議では「単に元に戻すのではなく、未来の社会をつくる創造を、“創造的復興を”」「農地と漁港の集約を、効率化を」「復興財源として、3% の消費税増税を」など、被災地と被災者の現実を脇において空論のような“放談”がなされ、その延長線上で 6 月 25 日、『復興への提言～悲惨の中の希望～』がまとめられました。

12 月 17 日、東日本大震災から 9 か月余り（280 日）経っているにもかかわらず、家族を失い、自宅を失い避難所⇒待機所生活を送る人びと、これから的生活に希望を見出せず途方に暮れる被災者に政府や自治体は、どのような具体策を打ち出し、手を差し伸べているのでしょうか。

避難者は依然 32 万 8,903 人（11 月 17 日現在、復興対策本部調べ）を数え、また震災関連死は、岩手、宮城、福島の 3 県で少なくとも 1,291 人（「朝日新聞」2011 年 10 月 17 日付）にのぼっています。

「単に震災前の状態に戻すのではなく、21 世紀の成熟社会にふさわしい復興＝創造的復興」（1995 年、兵庫県）ではなく、自然災害に遭遇して落ち込んだ被災者の生活を迅速に元に戻すことが何よりも重要です。それこそが復興です。人間の復興こそが基本なのです。

## II 政治家は、どのように振る舞ったのか

嘆き悲しんでいる被災者を元気づけることが、被災からの立ち上がりの基本です。そのためには、速やかに住宅と店舗再建を含めた生活再建のための個人補償をなすべきでした。この個人補償施策をとらなかつたことが震災復興を遅らせ、取り返しのつかない事態を招いたのです。

あれから 17 年近くも経つと、問題であったことは糊塗されて、結構美化されて描かれていることも散見されますが、被災直後、政策決定権限をもっていた政治家がどのように振る舞ったかを拾い出して、記録をしておきます。

### ●村山富一首相（社民党）

気持ちはわかりすぎるくらいわかりますが、国の成り立ちとして、そういう仕組みになっていないんです（「朝日新聞」1995 年 2 月 11 日付）。

### ●武村正義蔵相（新党さきがけ）

私財を築くのは自由だが、自分の財産は自分で守りなさい。国は、例えば泥棒（に遭って盗られた人）の被害を税金で穴埋めしてあげるようなサービスまではしていない。まして、天災はだれの罪でもない。そういう時のためにこそ、損害保険会社がある（「朝日新聞」1995 年 2 月 11 日付）。

### ●貝原俊民兵庫県知事

現段階では、私有財産制度のもとで、個人財産は個人の責任のもとに維持することが原則である。このようなことになっております。…大蔵大臣の見解といたしまして、日本の仕組みとしては、私有財産に個人補償を真っ正面からするという仕組みにはなっていない。これが現在の政府、あるいは仕組みとして通用している現状でございます（1995 年 7 月 5 日、兵庫県議会）。

### ●笠山幸俊神戸市長

個人補償は政治体制を変えること。地震だから個人補償というのは論理飛躍（1995 年 12 月 26 日、神戸市議会）。「（個人補償は）実際に日本では難しい」（1997 年 3 月 24 日、神戸市議会）。また、被災直後には「神戸空港は、希望の星」とも語りました。

これらの言動の対極にあるのが、2000 年 10 月 6 日に発生した鳥取県西部地震後の片山善博知事の決断・実行です。

### ●片山善博鳥取県知事

従来「住宅再建支援に公的資金投入はダメ」

という暗黙の財政上のルール、タブーがあつた。ある種のムードが蔓延していて、多くの関係者がマインドコントロールされていた。「財政のルール」を守っても人がいなくなってしまっては、元も子もないし、むなしい。300万円の住宅再建支援策を発表する前日の10月16日に政府に要請に行った時のことである。自治省の官僚が私に「憲法違反だ」と言ったので、「憲法第何条か」と聞き返すと黙ってしまった。憲法にも現行法にも住宅再建支援に公的資金投入を禁止している条項はない。日本は法治国家で、憲法や法律に基づいて行政を行わなければならないが、禁止していないのだから、やることができ（2001年2月6日、米子震災フォーラムでの講演）。

2000年10月17日付の新聞各紙の報道に接した時と、翌年2月、米子で片山知事の講演を聴いた時の感動を覚えています。途方に暮れる被災者への何よりの激励であり、被災者にとっては暗闇のなかで一条の灯りをみる思いであったでしょう。いち早く決断した片山知事は、被災者の不安を一刻も早く解消すべく本施策を立案したと述べていました。

### III 阪神大震災16年と“復興災害”

阪神大震災の被災地と被災者をはじめ、全国各地の心ある人びとの「不斷の努力」（日本国憲法第12条）の賜物として被災者生活再建支援法の制定（1998年）と二度の改正により成果を上げてきている一方、この16年余り「創造的復興」戦略にそった復興施策が展開され、その復興過程において行政などの不適切な対応により追加的にもたらされる被害が発生することが明らかになってきました。

- ①神戸市営空港の破綻（事業費：3,100億円超）
- ②新長田駅南地区の再開発（事業費：2,700億円超）
- ③震災障害者（少なくとも349人）

④震災アスベスト被害（2人死亡）

⑤孤独死（914人）、災害弱者のその後の問題など数多くの問題です。兵庫県震災復興研究センター（震災研究センター）はそれらを総称して“復興災害”と呼んできました（兵庫県震災復興研究センター編『大震災15年と復興の備え』2010年4月17日、クリエイツかもがわ、に詳述）。

さらにこの間、“終の棲家”（人生最後の住まい）として入居した復興公営住宅での家賃滞納を理由に強制退去させられる事例が急増、2009年4月からはこの事態に追い打ちをかけるような神戸市営住宅の家賃減免改変、その上現在、兵庫県や神戸市では「借上公営住宅」からの“住み替え”と称する追い出しが計画・実行されており、入居者に不安が駆り立てられています。新たな“復興災害”がつくり出されようとしています。

### IV 被災者生活再建支援法の制定と2度の改正とその効果

阪神大震災から16年11か月で、被災者の救済制度は唯一、被災者生活再建支援法が制定され、二度改正されただけです。ところが、同法ができるまでも、現行の法制度は、個人補償を決して否定はていませんでした。

日本国憲法では個人の尊重（第13条）、請願権（第16条）、居住・移転・職業選択の自由等（第23条）、国民の生存権、国の社会保障義務（第25条）などを保障しており、災害対策基本法第1条は「国、地方公共団体及びその他の公共機関」は、「国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する」と国・自治体の責務を規定しています。また、災害救助法第23条は、救助の種類として「七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を明記し、現金給付が可能であることを規定しています。これは、一例に過ぎませんが、現行法を徹底活用すれば個人補償施策はかなり踏み込んで実施できたのです。

ところが、国と被災自治体は現行法の規定を棚上げし、なすべきことをしませんでした。国と被

災自治体のこのような対応は、不作為の違法性ありとの謗りを免れないものでした。

ゼロからスタートした個人補償は、1995年1月の大震災以来13年近く経った2007年11月、被災者生活再建支援法（支援法）の2度目の改正により住宅再建に300万円支給が可能になりました。阪神の被災地のみならず自然災害の被災地と被災者の切実で真剣な声が、同年夏の参議院選挙の結果、与野党逆転し膠着していた複雑な国会情勢を動かし、画期的な前進をもたらしました。

①300万円を限度とする住宅本体への支給（渡しきりによる手続きの簡素化）、②年齢や年収要件を撤廃し、一律支給、③同年の4災害に限っての遡及適用など長年の懸案事項が解決し、実現しました。2011年4月までの支援金の支給は、36都道府県・1万8278世帯・239億6950万4千円に達しています。

2007年3月に発生した能登半島地震の被災地・輪島市では、すぐに効果が出ました。同市の仮設住宅入居者のうち、当初は78世帯が復興公営住宅を希望していましたが、遡及適用の結果、29世帯が自力再建に変更し、元の地域に戻ることができたのです。

石川県では最大で、国の支援金300万円+県・市の支援金100万円+県の助成金200万円+義援金170万円=770万円支給され、再建費用の半分程度を賄うことが可能になったためです。兵庫県の資料によると通常、復興公営住宅の建設費用は、土地代（1000万円）を含めると2700万円必要ですが、支援法から300万円支給されることにより、被災者も当該自治体も双方が「よかったです」と思えることになったわけです。つまり、復興公営住宅より費用が少なくてすみ、費用対効果が絶大であったということです。

なお、被災者生活・住宅再建支援制度の「上乗せ」「横出し」は2000年10月の鳥取県を皮切りに30都道府県2市2町にまで広がりました。そして、2010年8月31日、政令が改正され、「2世帯以上」の住宅全壊被害（ただし、人口5万人未満の市町村）で適用するところまで到達しまし

た。課題がすべて解決したわけではありませんが、一歩前進したのです。

支援法の2度目の改正によって、被災者支援策は大きく前進しました。3度目の改正は、2007年から4年後の見直し（2011年）に基づくものとなる予定ですが、東日本大震災の発生により、具体化はなされていません。2010年7月16日、全国知事会も要望をまとめ、2011年の通常国会での法改正をめざすことを決めていました。

支援法には、住宅被害のない被災重傷者・障害者への生活再建支援などは謳われておらず、同法は被災者支援の「オールマイティー」の法律ではありません。従って、3度目の改正に向けて、支援法の改正だけに止めず、総合的な「災害復興制度」確立と一体的に議論をすすめていくことが求められています。

## V 災害救助法の徹底活用を

そして当面、現下の東日本大震災の被災者救済のため、災害救助法の徹底活用を図らなければなりません。災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は、第23条に以下のような「救助の種類」を定めています。

### 1項

- 一 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- 二 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 災害にかかる者の救出
- 六 災害にかかる住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定

めるもの

2項 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれをなすことができる。

3項 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

ところが、同法1項7号は適用されず棚上げされたままになっています。『災害救助の運用と実務—平成23年版—』（災害救助実務研究会編、第一法規）には、「災害救助法には、生業資金の給与又は貸与が規定されているが、これまで生業資金の給与は行ってこなかったところであり、貸与については制度発足当初は行っていたものの、公的資金による長期かつ低利の各種貸付制度が整備・拡充されてきたことから、現在ではこの生業資金の貸与制度は運用されていない」と厚生労働省の見解が記されています。

国会で制定された法律を、内閣の一つの省である厚生省（現在の厚生労働省）が「行ってこなかったところであ」との見解を表明して法律の適用をしてこなかったことは、法治国家のあり方を疑わせるものです。災害救助法に規定されている通り適用し、被災者の救済を速やかに図らなければなりません。

また、同法は、被災者を救助する方法を広く定め、地方自治体に広範な権限を与え、被災地の現場に即して弾力的に運用することが可能な仕組みとなっており、本来、被災者は同法によって手厚

く保護されることになっています。同法が、有効に活用されれば、多くの生命が救われ、被災者の不安も相当改善されるのです。同法は被災市町村が実施する災害救助事務に係る経費のすべてを都道府県と国が支出支援するものです。被災自治体にとって災害時に最大限活用すべき財政支援法なのです。

ところが、被災から9か月経ったいまも改善がすすまず、課題が山積しています。例えば、住宅の応急修理についても所得制限が撤廃されていないこと、仮設住宅の供給についても従来の慣行にとらわれることなく、岩手県住田町や宮城県山元町、そして福島県が実施している木造の仮設住宅を増やし地元企業・事業者の活用を図ることなどです。

厚生労働省の基準は、国庫財政負担基準に過ぎず、被災者の救助の必要があれば救助はなし得るのです。

なお、本稿では紙幅の関係上、東日本大震災の復旧・復興の課題と方向、そして、災害救助法の徹底活用については詳しく述べることができませんでした。本稿執筆と同時期に二つの書籍—『東日本大震災 復興への道—神戸からの提言』（塙崎賢明・西川榮一・出口俊一編、クリエイツかもがわ、2011年10月）、『「災害救助法」徹底活用』（津久井進、出口俊一ほか編、クリエイツかもがわ、2012年1月）一を出版しましたので、そちらをご覧いただければ幸いです。

（でぐち としかず

兵庫県震災復興研究センター事務局長）

# 東日本大震災後の復旧・ 復興過程にみる自治体財政 —産業インフラ中心の復興と進まぬ生活再建—

KAWASE Noriko  
川瀬 憲子

## I はじめに

2011年3月11日に発生した三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震は、東北地方の太平洋側沿岸部の農山漁村を中心に甚大な被害をもたらした。死者15,424名、行方不明者7,931名と合わせて2万名を超えるものとなり、阪神・淡路大震災の死者6,434名<sup>1)</sup>を遙かに凌ぐ大惨事となつた<sup>2)</sup>。巨大地震とそれに伴う津波被害、加えて福島第1原子力発電所の事故による放射能汚染等によつて、地域経済や住民生活は壊滅的な打撃を受けた。被災地域では沿岸部を中心に入人口流出も続いており、仙台市と利府町を除く43市町村で人口減となつた<sup>3)</sup>。被災者数と人口減少が最も著しいのが石巻市である<sup>4)</sup>。

被災地域における人口流出を食い止め、一刻も早い復旧・復興をすすめるには、単なる応急的な復旧にとどまらず、地域経済と住民生活の再建が急務である。復興ビジョンや復興計画については、国、県、市町村各レベルでの策定作業が進められているが、復旧・復興面で自治体とくに市町村の果たす役割が大きい。その際問題となるのが、地方交付税や国庫支出金、県支出金が市町村

財政や市民生活にどのような影響を及ぼすのかといった点である。

そこで本稿では、まず被災沿岸市町村の被害状況と2011年度における国の補正予算（第1次と第2次補正予算）に計上された東日本大震災関連経費について検討した上で、宮城県と石巻市を事例に、復興計画と大震災前後の自治体財政について検証することにしたい<sup>5)</sup>。

## II 被災沿岸市町村の被害状況 と産業基盤中心の復興

まず、阪神・淡路大震災と東日本大震災の被害状況について比較すると、前者が都市部における災害であったのに対して、後者は農林水産地域を中心とする災害であり、災害救助法が適用された自治体も当時が2府県25市町であったのに対して、今回の震災では10都県241市町村と広範囲に及んでいることが窺える。阪神・淡路大震災の経験から言えれば、高速道路や港湾などといった産業インフラ整備を中心に、震災から5年間に9.2兆円もの国費及び地方費が注ぎ込まれたが、生活再建は遅々として進まず、多くの市民が震災での被害のみならず「復興災害」の犠牲となつた

ことが指摘されてきた<sup>6)</sup>。東日本大震災では、すでに内閣府推計の16.9兆円の被害額に対して、財務省では復旧・復興のための費用として国費と地方費を合わせて5年間に少なくとも19兆円程度、10年間では23兆円程度の対策費が必要との試算がなされている<sup>7)</sup>。しかもそれらの被害想定には原発事故の被害額は含まれていない。

東北3県被災沿岸市町村の被害状況をみると、岩手県12市町村、宮城県15市町村、福島県10市町村といった太平洋沿岸地域の市町村に被害が集中しており、建物倒壊数は岩手県で約2万3,000棟、宮城県で約6万8,000棟（全壊）、福島県で約1万2,000棟（全壊）にものぼり、環境省によるがれきの推計量は約2,490万トンとされる。応急仮設住宅については、9月初旬によくやく9割以上が完成したにとどまっている<sup>8)</sup>。

また、医療機関も大きな打撃を受けた。東北3県では、全381病院において、全壊11病院、一部損壊296病院にのぼった。それと同時に、原発事故の警戒区域を除く病院で、2,066床の入院機能が失われた<sup>9)</sup>。医療機関の回復の見通しはなく、医師の流出などもみられ、医師不足に拍車がかけられている。宮城県では7病院の812床が使用不能であり、石巻市立病院（206床）は使われていない旧市役所に仮設診療所を設けて対応しているが、病床復活の見通しは期待できない状況にある<sup>10)</sup>。

文教施設では、国立学校施設では76校、公立学校施設では6,414校、社会教育・文化施設等では2,928施設で被害が発生した。校舎や体育館の損壊や半焼、津波による流出などによるもので、教育現場では、多くの子どもたちが犠牲となつた。岩手県内の自治体関係者によると、岩手県内の教育施設の多くが高台などに設置されていたり、津波被害を想定した避難訓練の成果等によって、学校施設内での子どもたちの犠牲者はいなかつたという<sup>11)</sup>。それに対して、宮城県の場合には、教育施設内でも多くの子どもたちが犠牲となつた。宮城県石巻市にある大川小学校では、全校児童の7割にあたる74人の児童と10人の教職員が津波

によって死亡あるいは行方不明となつた<sup>12)</sup>。

こうした状況下で、ライフラインや産業インフラについては、いち早く復旧がすすめられた。7月14日の時点で、電気96%、都市ガス86%、LPガス95%、水道98%、銀行80%、郵便局80%、郵便配達80%、通信99%、道路99%，在来幹線96%，港湾46%，高速道路（原発警戒区域を除く）・新幹線・空港（東北13空港）100%と、港湾を除いては完全とは言えないまでも、かなり高い復旧率となっているのである<sup>13)</sup>。ただし、海岸堤防約300kmのうち約190kmが全壊・半壊し、約260ある漁港は、ほぼすべてが壊滅的な被害を受け、3県で計5,944億円（推計）の被害が及ぼされた。ライフラインの復旧は必要不可欠だが、産業インフラ中心の復旧については、阪神淡路大震災後の状況と酷似しているといつてよい。

### III 国の補正予算にみる東日本大震災関連経費

東日本大震災からの復旧・復興に際して、国政レベルではまず2011年度一般会計第1次補正予算（4月22日）によって「東日本大震災関連経費」として4兆円が計上された。その内訳は、①災害救助等関係経費4,829億円、②災害廃棄物処理事業費3,519億円、③災害対応公共事業関係費1兆2,019億円、④施設費災害復旧費等4,160億円、⑤災害関連融資関係経費6,407億円、⑥地方交付税交付金1,200億円等となっており、最も突出しているのが③災害対応公共事業関係費である<sup>14)</sup>。さらに、第2次補正予算（7月5日）によって、原子力損害賠償等関係経費（2,754億円）、被災者支援関係経費（3,774億円）、地方交付税交付金（5,455億円）など1兆9,988億円が新たに計上された。その財源は前年度の決算剰余金から賄うこととされた。

第1次補正予算では、災害救助等関係経費の大半（約3,600億円）は、10万戸超の応急仮設住宅の建設・賃貸等に充当された。単純計算で仮設住宅一件あたりにして約350万円であり、2年後に

は撤去と廃棄費用が加わるためそれらを含めると約500万円程度になる。最も多くの財源が充当された災害対応公共事業関係費は、公共土木施設に8,235億円、農地・農業用施設500億円、有料道路492億円、既設公営住宅468億円、空港237億円、その他506億円がそれぞれ計上された。幹線道路や空港などは、こうした多額の国費投入によっていち早く復旧したのである。施設費災害復旧費等の半分以上（約2,700億円）は、学校施設等に充てられた。その他項目の被災者生活再建支援金は520億円となっていたが、全壊家屋だけでも10万戸超、大規模半壊を含めると20万戸を超える状況からみて、あまりにも少額であった。

第2次補正予算（約2兆円）は、原子力損害賠償法等関係経費<sup>15)</sup>と被災者支援関係経費<sup>16)</sup>を中心となっている。このうち被災者生活再建支援金は、1995年の阪神・淡路大震災を契機に、市民運動の盛り上がりを受けて設けられることになった制度である。住宅の被害の程度に応じて支給される基礎支援金と住宅の再建方法に応じた加算支援金からなり、基礎支援金の場合には、全壊で複数世帯では100万円、単数世帯で75万円、大規模半壊で複数世帯では50万円、単数世帯では37.5万円、加算支援金の場合には建設・購入で複数世帯では200万円、単数世帯では150万円などとなっている。一部損壊などは対象外であり、今後支給対象を拡大していく必要性の高い制度でもある。この被災者生活再建支援金は国と地方折半の負担割合となっているが、東日本大震災に限った特例措置として、既に支給した支援金を含めて補助率を80%へ引き上げ、20万世帯に対する支援金支給に必要な額として計上された。

こうした被災者生活再建支援金による個人住宅への支援や中小企業に対する二重債務問題に対する支援は、基本的に個人レベルの問題とされ、公的支援がかなり限定されているのが特徴であり、そのことが復旧さえも遅らせている原因の一つとなっている。

では実際に、復旧・復興事業や被災者支援に携わっている自治体では、大震災前後でどのような

財政状況になっているのか、以下、宮城県と石巻市を事例に検討することにしたい。

#### IV 宮城県の震災復興計画と県財政

宮城県では、2011年7月に「宮城県震災復興計画（第2次案）」が策定された<sup>17)</sup>。復興会議委員には、議長の三菱総合研究所理事長小宮山宏氏や野村総合研究所などのメンバーが名を連ねており、効率性を重視した構造改革路線からのトップダウン型の復旧・復興というビジョンが示されたのである。宮城県復興ビジョンにおける基本理念<sup>18)</sup>の中心は、「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」であり、具体的には「高所移転、職住分離」、「多重防衛による津波対策」、「安全な避難場所と避難経路の確保」、「まちづくり支援」、「まちづくりプロセスの確立」、「道路の整備促進」が掲げられている。「水産県みやぎの復興」では、水産集積地域、漁業拠点の集約再編、新しい経営形態の導入、競争力と魅力ある水産業の形成が示され、効率性を重視した復興ビジョンとなっている。特に、漁港を3分の1に集約するといった提案に対しては、地元漁協から強い反対意見が寄せられている。被災地調査や市町村の意見を反映させることなく復興計画が策定されたとも言われており、問題の多いビジョンであるといえる。

そこで、県財政がどのような構造になっているのか示しておこう<sup>19)</sup>。宮城県の2010年度と2011年度の一般会計歳出当初予算と9月補正予算<sup>20)</sup>についてみると、歳出予算規模が約8,400億円から約1兆7,422億円にまで、ほぼ倍増していることが明らかとなる。最も拡大したのは、災害復旧費である。2011年度9月補正予算では、5,772億円と一般会計予算の7割に相当する災害復旧費が計上された。その内訳をみると、災害復旧では、水産基盤整備災害復旧費が約332億円と金額的に見て最も多く、農地等災害復旧費が約116億円、災害対策では中小企業グループ設備等復旧整備資金貸付金が134億円となっているが、災害公営住

宅建設支援（約1億円）や社会福祉施設支援（約3億円）などといった生活関連復旧費はごくわずかである。医療施設関連の災害復旧費は皆無に等しい。

宮城県震災復興計画では、緊急重点事項として、①被災者の生活支援、②公共土木施設とライフラインの復旧関連などの10項目が掲げられている<sup>21)</sup>。9月補正予算は、主としてこのうちの農林水産施設整備に対する支援や中小企業向け支援などに充てられており、国による第1次、第2次補正予算にはほぼ沿った形になっている。宮城県の災害復旧事業費は9月補正予算では全体の4分の1以上を占め、そのうち58%は補助事業である。単独事業は7%程度であり、残りは受託事業（34%）や国直轄事業（0.6%）となっている。ここで問題となるのが、補助率の違いなどが災害復旧事業を左右するという点である<sup>22)</sup>。

一方、宮城県の一般会計歳入についてみると、増額となった財源の多くは国からの依存財源である。国庫支出金は、2010年度当初予算の約818億円から約5,524億円と7倍近くになっており、災害復旧関連経費の大半が補助事業であり、その規模が非常に大きいことが窺える。補助事業の裏負担を賄うのに必要な財源が、地方交付税交付金である。地方交付税は300億円程度増額となっているが、補助事業の補助率が平均して9割程度だとすれば、その裏負担を賄うだけでも500億円以上かかることになり、財政的にはかなり厳しい状況であることが浮かび上がってくる。その財源として、繰入金が約287億円から約1,020億円と大幅に増え、諸収入が1,131億円から約3,274億円へと3倍近くに、県債も約1,315億円から約2,126億円へと2倍近くに増発されている。

以上より、宮城県の場合には、震災後の補正予算によって、財政規模が2倍に膨れあがったものの、その大半が補助事業としての災害復旧事業であり、国の補正予算に沿った形で費目が決定された点が明らかとなった。

## V 石巻市復興計画と市財政

次に、東日本第震災後の市町村財政について、石巻市を事例にみておこう。石巻市は、2005年4月に旧石巻市、河北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町、牡鹿町（1市6町）が広域的に合併した人口約16万3,000人（2010年住民基本台帳人口）の市で、東西約35km、南北約40kmと広範囲に広がり、面積は555.3平方kmと宮城県土の7.6%を占めている<sup>23)</sup>。市人口は2000年から2005年の5年間に4.3%減少しており<sup>24)</sup>、旧牡鹿町では1980年から2000年の20年間に8,500人から5,300人まで減少している。市産業別就業人口（2005年）は、第1次産業7,813人（10%）、第2次産業23,523人（30%）、第3次産業45,618人（60%）であり、全国（第1次産業5%，第2次産業26%，第3次産業69%）と比較して<sup>25)</sup>、第1次産業就業人口の比重が大きい。とくに、旧河北町、旧雄勝町、旧河南町、旧北上町、旧桃生町、旧牡鹿町は、農業や漁業など第1次産業を基幹産業として発展を遂げてきた農山漁村を中心とした地域である。

同市では、住民の約8割が被災し、死者・行方不明者を合わせると5,000人近くにものぼった。沿岸地域の大半が津波等によって破壊された地域であり、地形的に平野部が少なく、合併前の地域（旧牡鹿町など）などでは、ライフラインの寸断などにより、本庁から連絡が入ったのは大震災から4日経ってからという地域もあった。

同市では、大震災から1ヶ月後の4月15日に震災復興推進本部が設置され、同推進本部において「石巻市震災復興基本方針」が策定された<sup>26)</sup>。「石巻市都市基盤復興基本計画図（案）一災害に強いまちづくり」（8月策定）では、津波や高潮対策としての防潮堤や河川堤防、堤防機能を有する幹線道路、高台への避難路など「多重防衛」が強調され、半島部などの集落では、津波や高潮の被害を受けていない高台への移転を基本とする点が盛り込まれた。被災市街地復興推進地域（現建

築制限地域)では、土地用途が厳しく制限され、許可がなければ事業所や住宅などを建設することができないことになっている<sup>27)</sup>。離半島部や沿岸部の集落については、北上・雄勝・牡鹿地区では防災集団移転促進事業により、高台への移転を図り、河北地区の沿岸部集落は高台への移転や大谷地地区などの内陸部への集団移転を検討することなどが明記された。また、土地区画整理事業や市街地再開発事業により、道路・公園等の公共施設の整備を進めていく点や三陸縦貫自動車道と国道398号(石巻北部バイパス)の接続及び4車線化、河川、橋梁等の新設、内海橋や石巻大橋の架け替え、新たな都市計画道路の整備等、自然体の道路交通ネットワークの構築を図ることが謳われた。

ここで問題となるのは、幹線道路や治山・治水といった交通インフラ整備に最重点が置かれ、生活面での支援策がまったくといってよいほど欠落していることである。一言に高台移転といつても、個人住宅支援の充実や二重ローン問題の解消などがなされなければ、被災者の多くは生業の見通しも立たないまま新たな債務を負うことになる。石巻市による市民を対象にしたアンケート調査によれば、家屋が流出・全壊した市民の場合、震災前の場所(自宅)に住みたいと答えた人が28%(70歳以上は33%)、同じ地域に住みたいが23%(70歳以上は27%)、石巻市内の他の地域へ移転したいが41%(70歳以上は34%)、石巻市街へ移転したいが7%(70歳以上は7%)といった結果になっており、震災前に居住していた住宅が同地域に住みたいと答えた人が過半数にのぼっている<sup>28)</sup>。地域的な結びつきが強く、大震災によって家屋を焼失してもなお元の地域に住み続けたいと答えた人が過半数を占め、70歳以上では6割がそうした回答を行った事実はきわめて重要である。職住分離、高台居住のみを強調するのではなく、いかに職住一体のまちづくりを市民主体で形成していくのかが問われているといえよう。

そこで、大震災前後の石巻市一般会計目的別歳出についてみると、2010年度当初予算では626億6,000万円であったのが、2011年度9月補正予

算では、2,411億2,276万円へと約4倍の財政規模に膨れあがっていることが明らかとなる。内訳をみると、がれき処理などの清掃費に予算の半分(約1,249億円)が充当され、災害救助費(約431億円)や災害復旧費(約87億円)などが補正予算で増額された費目の大半を占めていることが窺える。一方、歳入面についてみると、9月補正予算で最も増額となったのは、国や県からの依存財源である。地方交付税は約203億円から約301億円と100億円程度増えているが、国庫支出金は、2010年度当初予算では約75億円であったのが約1,160億円に、県支出金も約35億円から約393億円に、10倍以上の予算規模となっている。さらに大幅な増額となったのが地方債である。地方債は、過去数年間60億円から80億円前後で推移してきたが、9月補正予算では一挙に約400億円にもなっている。

現在、石巻市では財政面での目途が立たないまま復興に向けたまちづくり案が検討されているが、被災市街地復興推進地域では建築制限がかけられたまま、まったく手つかずの状況が続いている。市民から寄せられた意見書にも、都市計画を白紙に戻して建築制限区域の指定を解除すべきとの見解がある。その理由として、例えば、湊地区の建築制限区域ではガスと電話が復旧しておらず、住民の多くが不便な生活を余儀なくされているが、まだ多くの家屋が残っており、避難先から戻ってくる住民も増えていること、南浜地区の公園計画は千数百世帯の移転が必要となり、膨大な予算と代替地が必要となること、中心市街地の活性化は、事業主が中心となるべきであるといった点が挙げられている<sup>29)</sup>。市民のニーズに見合ったまちづくりの方向へと向かうべきであろう。石巻市では、国や県の補助金の大半ががれき処理や災害救助関連経費の一部でしかなく、地方債も増発を余儀なくされているといった状況にある。まちづくりや生活再建に向けた本格的な財政支援の拡充と同時に、市民参加型で真の復旧・復興計画をいかにすすめていくのかが問われている。

## VI おわりに

阪神・淡路大震災では、高速道路や港湾などといった産業基盤にあたるインフラ整備を中心に、震災から5年間に9.2兆円もの国費及び地方費が注ぎ込まれた。大震災後に、神戸市では市民1人当たりの市債発行額が政令指定都市で1位という状況が続いたが、生活支援やまちづくりではなく、神戸空港や港湾などのインフラ整備に多額の公共投資が推し進められてきた。

東日本大震災でも、すでに1次と2次補正予算にて6兆円が注ぎ込まれ、ライフラインや幹線道路や空港などのインフラの整備は重点的に進められた。しかし、個人住宅に関しては仮設住宅がほぼ完成したものの、被災者生活再建支援金による個人住宅への支援や中小企業に対する二重債務問題に対する支援はきわめて少額であり、復旧さえも進んでいない状況である。宮城県では仮設住宅はほとんどがプレハブ協会に一任されて、大手住宅メーカーなどが落札したが、岩手県住田町などでは、地元業者を中心に比較的長期間使用可能な木造仮設住宅の建設を進めており、地域内で同時に雇用を創出する効果も期待できる。

これまで、宮城県と石巻市を事例に復興計画と財政について検証してきた。宮城県復興計画では、「高所移転、職住分離」、「多重防衛による津波対策」、漁港を3分の1に集約再編することなどが盛り込まれ、生活者主体の復旧・復興とはかなり乖離した計画内容であった。一言で「高所移転」といっても、個人住宅の二重債務問題が解消されなければ、かなりの個人負担と財政支出を伴うことになる。また、現地の小規模小売業者の話では、人の住まないところで商業を営むことができないといい、漁業関係者は漁業権との関係で海岸近くに住む必要があるという。一律に「職住分離」を打ち出すのではなく、生活再建と人命を尊重しつつ、コミュニティを再生し職住一体のまちづくりをいかに住民主体ですすめていくのかが求められるといえよう。

### 注

- 1) 阪神・淡路大震災の死者は6,434、行方不明3名であった（この数値は、1996年5月19日現在）。
- 2) 東日本大震災の死者、行方不明者数は、警視庁とりまとめによる2011年6月13日現在における数値である。
- 3) 「復興、どこまで：東日本大震災6カ月特集」『朝日新聞』2011年9月9日付。
- 4) 石巻市では2011年9月1日現在の住民登録者数で震災前の人口の約6%にあたる約9,000人もの人口減となっている。また、福島県内では原発事故の影響で県外への避難者が5万人にものぼり、いわき市で6,554人減、郡山市で5,621人減と、30km圏外の自治体の人口流出も続いている。原発事故による地域再生の問題については、別稿の課題としたい。
- 5) 本稿では、2011年度第1次補正予算（4月22日）と第2次補正予算（7月5日）までを分析の対象としている。本稿は紙面の都合上図表を割愛したが、詳しくは拙稿「東日本大震災後の復旧・復興と自治体財政一宮城県・石巻市の事例を中心に」『経済研究』（静岡大学）2012年2月号（掲載予定）を参照。また、9月27日に、総額12兆円規模の第3次補正予算案が発表されたが、第3次補正予算以降についても別稿で論ずることとする。
- 6) 塩崎賢明氏は阪神淡路大震災後の復興過程での検証から、「復興災害」が引き起こされたこと等を指摘している（塩崎賢明他（2009）『住宅復興とコミュニティ』日本経済評論社など）。
- 7) 復旧・復興対策費には、原則として、原子力損害賠償法・原子力賠償機構法に基づいて事業者が負担すべき経費は含まれないとされている。
- 8) 2次避難所としての仮設住宅建設が進まないなか、県や市町村による民間賃貸住宅の借上げ（5月15日現在で2300人）や公営住宅等への入居（5月15日現在で9,500戸）なども進められた。仮設住宅建設の場合、土地収用は市町村、建物の建設は県の役割となっている。
- 9) 『毎日新聞』2011年9月5日付。
- 10) 岩手県では、病院の312床が使用不能となり、山田（山田町）、大槌（大槌町）、高田（陸前高田市）にある3つの岩手県立病院は、6月末から7月にかけて仮設診療所を開設しているものの、入院機能はなく、再建の見通しはほとんど立っていない。福島県では、福島第1原発から20km圏外の5病院で826床の減少となっているほか、20km圏内の立ち入り禁止区域にも7病院があり、県から許可を受けている病床数は1,132床にものぼる。
- 11) 岩手県内自治体職員へのヒアリング調査による。
- 12) 筆者らは震災から2ヶ月後に大川小学校を訪れたが、海から数km離れた北上川沿いに位置しており、津

波が川を遡上して押し寄せるることは想定され得なかつた様子を窺い知ることができた。海側から小学校に向かう道路は寸断され、川の上流から大きく迂回してしか現地にたどり着くことができないほど、一帯はことごとく破壊されていた。

- 13) 被災者支援チームのとりまとめによる。
- 14) 第1次補正予算に伴う東日本大震災関連経費の財源は、子ども手当の減額（2,083億円）、高速道路原則無料化社会実験の凍結（1,000億円）、基礎年金国庫負担の年金特別会計への繰入減額2兆4,897億円などによる既定経費の減額と、独立行政法人日本道路保有・債務返済機構納付金2,500億円などの税外収入によって、捻出された。第3次補正予算から消費税増税を含む復興増税の議論が本格化している。
- 15) 原子力損害賠償支援機構法（仮称）に基づく、原子力損害賠償支援機構に資金拠出などが含まれる。
- 16) 被災者支援には、二重債務問題対策774億円と被災者生活再建支援金補助金3,000億円が含まれる。二重債務問題対策は、主として中小企業を対象とした融資の拡充等であり、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業に100億円（1次補正で155億円）、被災地域産業地区再整備事業215億円、再生可能性を判断する間の利子負担の軽減184億円、水産業共同利用施設の機器等（製氷機等）の整備の拡充193億円、再生可能性のある医療・福祉施設に対する貸付債権の条件変更の推進40億円などとなっている。
- 17) 宮城県『宮城県震災復興計画—宮城・東北・日本の絆・再生からさらなる発展へ（第2次案）』2011年7月。宮城県の人口は約233万人（2010年住民基本台帳による）、2009年度決算での財政力指数は0.53、歳出総額は約8,583億円、歳入総額は約8,733億円であつた。
- 18) 宮城県復興ビジョンの基本理念は、①災害に強く安心して暮らせるまちづくり、②県民一人一人が復興の主体・総力を結集した復興、③「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」、④現代社会の課題を解決する先進的な地域づくり、⑤壊滅的な被害からの復興モデルの構築の5つである。
- 19) 宮城県決算カードによる。
- 20) 宮城県2011年度9月補正予算関連資料による。
- 21) 前掲、宮城県『宮城県震災復興計画（第2次案）』2011年7月。
- 22) 国と地方の財政関係については、拙著（2011）『「分権改革」と地方財政—住民自治と福祉社会の展望』自治体研究社を参照。
- 23) 石巻地域合併協議会「新市まちづくり計画中間案」（2004年）。
- 24) 石巻市統計書による。
- 25) 全国のデータは、統計局による。
- 26) 石巻市「石巻市震災復興基本方針」2011年4月29日。
- 27) 「石巻市都市基盤復興基本計画図（案）」では、①安全で安心できる住・職環境づくり、②安全な避難所の確保と避難路の整備、③災害に強い幹線道路網・緊急輸送ネットワークの確保の3つが掲げられている。
- 28) 石巻市「石巻の都市基盤復興に対する市民アンケート結果」（2011年6月）。市民のまちづくり復興への意識調査を目的とし、5月1日～5月15日の2週間、り災者を対象に調査したもの（9,806件）。
- 29) 石巻市「被災市街地復興推進地域の決定に対する意見書—石巻市の見解」2011年。

（かわせ のりこ 所員 静岡大学）

# 21世紀未来像の欠如と 地域再生の混迷（抄）

—上からの震災復興を許す土壤—

*ONUKI Masao*

小貫 雅男

*ITOH Keiko*

伊藤 恵子

## I 東日本大震災から半年が経って

2011年3月11日、東北・関東を襲った巨大地震と恐るべき巨大津波、そして福島原発の大事故は、私たちが日常に安住し抱いてきたこれまでの幸福感や人生観、さらには自然観や社会観をはじめ、科学・技術のあり方に至るすべての観念をもことごとく打ち碎いた。

18世紀イギリス産業革命にはじまる近代とは、成長を前提にした時代である。したがって、実際に長きにわたって多くの人々の心を捉えていたものは、「成長はいいこと」、「ゼロ成長などとんでもない」、ましてや「脱成長なんてあり得ない」という考えであった。

3・11は、この近代の「成長神話」を根底からくつがえす、実に衝撃的な出来事であった。まさに私たちは、3・11によって近代文明の終焉への大きな分水嶺に立たされた。これまでの価値観の大転換なしには、もはや生き延びることができない時点に差しかかっていることを知らなければならない。今となっては、せめてもこの自覚が、そして自肅の念が一時的なものに終わらないことを切に願う。

## II 息を吹き返す巨大な怪物

あれから半年が過ぎた。あの悲惨なあまりにも

むごい災難を忘れたかのように、あるいは、あらゆる巧妙な手を使って忘れさせようとしながら、またもや市場競争至上主義「拡大経済」の奥底に潜む得体の知れない巨大な怪物が息を吹き返し、頭をもたげ蟲きはじめている。こうした動きに打ち克ち、ひとりひとりが自己の意識を変革し、いかにその状況に対抗する軸を確立できるのか。新たな理念のもとに、被災地の真の復旧・復興ができるかどうかは、長い至難の道のりではあるが、このこと如何に大きくかかっていると言ってもいいであろう。

つまり、被災地復興の問題は、被災地の当事者だけに限られたことではなく、まさに私たち自身の未来のゆくえを真剣に考えることである。震災からほぼ1ヵ月が経った4月23日、緊急提言「東日本大震災から希望の明日へ一大地に生きる人間復活の道は開かれている—」（小貫雅男・伊藤恵子、里山研究庵N o m a d ホームページ <http://www.satoken-nomad.com/> にPDFファイルで公開、A4用紙23枚分、2011.4.23）を取り急ぎまとめようと思い立ったのも、そのためである。

私たちは、モンゴル近現代史およびモンゴル遊牧地域の研究を出発に、特にここ十年来、滋賀県の琵琶湖に注ぐ犬上川・芦川の最上流、鈴鹿山中の限界集落・大君ヶ畠に「里山研究庵N o m a d」という拠点を定め、彦根市・多賀町・甲良町・豊郷町の一市三町を含むこの森と湖を結ぶ流域地域圏を地域モデルに、日本の農山村地域とそ

の中核都市の調査・研究に取り組んできた。こうした中で、自然と人間、人間と人間との関係から、21世紀の人間のあるべき存在形態を根源から問い直し、「家族」や「地域」を新たな視点から捉えつつ、日本の未来のめざすべき姿を探究し、21世紀未来社会論への試論として「菜園家族」構想を提起してきた。

先の「緊急提言」は、このたびの未曾有の事態に直面し、歴史の大きな転換の岐路に立たされている今、奥山にあって、このような「地域研究」に基づく「菜園家族」構想の視点から、ささやかながらも何かを発信したいと思い、まとめたものである。

### III 希望への道は広範な国民的対話を通じて開かれる

大震災から半年。復旧・復興をめぐって国や県、財界などの上からの構想案が次々と出揃いつつある。効率化、集約化、規模拡大化、「職住分離」などといった考えのみが先行するこれらについて徹底的に吟味し、対抗軸となりうる未来への確かな展望をいよいよ打ち出さなければならない時に来ている。そのためには、具体的な現実世界に向き合って、地道な調査・研究と学習運動の力強いネットワークを地域から広げていくほかないのだと、日々痛感しているところである。

ややもすると、これまでの価値観から一歩も抜け出すことができずに、目前の処方箋や、短絡的できわめて技術的な個々の細部の議論に終始しがちな傾向の中にあって、地域や労働の現場に生きる人々の立場に立った、かつ21世紀日本のめざすべき方向をも見据えた総合的で全一体的な研究と、それに基づく未来へのより具体的な道筋の提起が、今ほど必要な時はない。このことは、このたびの大震災からの復旧・復興のわずか半年での混迷・混乱という国民的体験からも言えることではないだろうか。

ここであらためて問題にしたいことは、今日、ここに至ってもなお目前の損得に終始する、近視

眼的思考に陥っているこの国の政治的状況である。それをつくり出している原因は、もちろんいろいろと考えられる。しかし、その責任を為政者のみに負わせるのは簡単ではあるが、それでは、本当の意味での解決にはつながらない。むしろ、この国の未来のあるべき姿が見えないところで、絶えず目前の小手先の処方箋にのみ終始する議論を強いられ、あるいは、それを許してきた国民サイド、なかんずく自戒を込めて「研究者」の弱さにも、もっと目を向けなければならない。

3・11を機に、政府や財界や大手シンクタンク、コンサルタントなど各方面から出されている復興計画に対して、科学的に批判し、かつ批判にとどまることなく、さらにその対抗軸となりうる有効で包括的な未来への展望と具体的な対案を提示していくためには、それを導きうる理論的大前提となるべき21世紀未来社会論の探究と深化が、わが国においては欧米諸国に比べ、平時の普段からあまりにも不活発で不十分であったと言わざるをえない。

手をこまねきそうこうしているうちに、現実は容赦なく進行していく。生産力至上主義のもと、生命の源ともいるべき自然は破壊され、人間生活の基盤となる家族と地域はいよいよ土台から搖らぎ、ついには崩壊の危機に晒されていく。生産力至上主義のもと科学技術と市場原理主義が手を結ぶと止めどもなく暴走し、結局その行く先は人類破滅の恐るべき結末になるのだと、何よりもこのことをフクシマは、決してあってはならない自らの惨状をもって、私たちに警告したのではなかったのか。今こそ、近代の「成長神話」の呪縛から解き放たれなければならない。19世紀以来確立された唯物史觀をしっかり基礎におきながらも、これをさらに止揚し、この時代状況を超克するに足る「生命本位史觀」ともいるべき21世紀の新たな歴史觀の探求が、今ほど求められている時はほかにない。そしてそれは、3・11以後の今日の時代状況に応えうるものに深められ、高められていかなければならぬと痛切に感じている。

## IV 21世紀未来社会論の構築 は急務である

論壇やマスメディアにおいては、大震災前の旧態依然たる価値に基づく「新成長戦略」の論調が、半年も経たないうちに早くも息を吹き返し、横行している。これも一つには、私たち自身の21世紀未来社会論の不在に遠因があると言わざるをえない。こうした憂うべき現状を、広範な国民的対話と議論を通じて、何としても克服していかなければならない。

特に時代の大転換期においてはなおのこと、理論の再構築は、具体的現実から出発し、抽象へと向かうものでなければならない。抽象のレベルから抽象へと渡りながら、抽象レベルでの概念操作—概念間の連関性や整合性のみの検証に終始し、それを延々と繰り返すだけでは、新たな時代に応えうるパラダイムの転換も理論も生まれるはずがない。

今こそ具体的現実世界に立ち返り、そこから再発し、何よりもまず21世紀の新たな歴史観の探究と構築に努め、それを導きの糸に、「地域研究」、経済学研究への新たな着手に取り組み、一からはじめるぐらいの心づもりで、これまでの未来社会論を根源から問い合わせなければならない。分野の垣根を乗り越え、自由闊達な対話と真摯な議論を通じて、わが国の現実に立脚した、まさに21世紀の草の根の未来社会論を再構築していくことが急務なのではないか。

今まさに直面しているTPPは、個別の目先の損得をはるかに超えて、わが国の将来の方向を決定的にする極めて重い全国民的な問題を孕んでいる。政・官・財の権力中枢は、未曾有の大惨禍に苦しむ民衆にさらなる追い討ちをかけ、平然と自己の利益と命運を図ろうとしている。<sup>どん</sup>貪すれば窮するということなのか。近頃はとみにずる賢くなつた。中でも政権の首脳をはじめ為政者たちは、懲慟無礼にも低姿勢を装い、卑怯にも曖昧な言葉に詭弁を弄し、「交渉の手の内は明かせない」

と常套句を繰り返しながら国民には眞実を覆い隠し、既成事実を積み重ねていく。

私たちはあらためて3・11を深く胸に刻み、彼らの本性と今日の事態の深刻さとその本質を見抜き、眞実を学ばなければならぬ。それは、終わりのない食うか食われるかの熾烈なグローバル市場競争に終止符を打ち、自然循環共生の分かちあいの世界へと一步を踏み出すのか、それともそれを諦めて、これまでの路線に唯々諾々と追従し、人類破滅のスパイクの深みへと嵌っていくのか、そのいずれかの選択しかもはや残されていないという、この冷厳な現実にしっかりと向き合い、その眞実を知ることではないのか。

## V わが身とわが社会の体質 改善の道を探る

生きるに最低限必要な生産手段（農地と生産用具と家屋等々）を奪われ、市場原理に対する免疫力を失った根なし草同然の現代賃金労働者。<sup>サラリーマン</sup>こうした干からびた細胞のような虚弱な人間や家族によって埋め尽くされた不安定な旧来型体質の社会が世界を覆っている限り、同次元での食うか食われるかの力の対決は避けられず、血みどろのたたかいは延々と続くであろう。市場競争は、地球大の規模でますます熾烈さを極め、世界は終わりのない修羅場と化していく。

今や TPPとかFTAAPなどといった大国主導、多国籍巨大企業主導、そして巨大金融資本主導の弱肉強食の自由貿易路線の拡張が、今日の経済・社会の深刻な閉塞状況を開拓する道なのではない。産業革命以来ますます大地から引き離され、無機質な世界に生きることを余儀なくされている賃金労働者という人間の存在形態そのものを根源から問い合わせ、何よりも家族や地域の土台から、わが身とわが社会の脆弱な体質そのものを改善することが求められている。これこそが、一刻の猶予も許されない解決すべき先決課題なのである。そのためにも、主権不可侵、相互尊重を遵守し、あくまでも自給度の高い国民経済を前提に、各国

それぞれの自然的、歴史的、社会的、文化的諸条件を十分に考慮し、社会的安定性と持続的な経済のあり方を可能にする、相互補完、平等互恵を旨とする秩序ある理性的で抑制的な調整貿易の確立が不可欠の条件となるであろう。

大震災からの復旧・復興を考えるに際しても、さらには、今日もっとも急を要する21世紀未来社会論の構築・深化のためにも、先に挙げた「緊急提言」、および自然循環共生の思想に基づきお<sup>く</sup>21世紀未来社会論としての「菜園家族」構想が、ささやかながらも初動の一つのたたき台として、こうした議論と対話のきっかけになればと願っている。

「菜園家族」構想についてこの十年来、公刊・公表されてきた拙著・拙論は、当方ホームページに紹介されている。特に2010年5月1日にホームページ上に公開し、その後、大震災直前まで数次にわたって更新を重ねてきた論考「静かなるレボリューション 菜園家族宣言一人間復活の高度

自然社会へー」(小貫・伊藤、PDFファイルA4用紙92枚分、最終更新日2010.12.8)は、3・11を機に、その意味することをあらためて吟味することになった。この「菜園家族宣言」の中で展開されている時代認識や21世紀未来社会構想の核心部分は、まさに今、私たちが直面している被災地復興においても、その基本理念、基本原理として生かされなければならないという思いを強くしている。あわせてご一読いただければ幸いである。

なお、本稿「21世紀未来像の欠如と地域再生の混迷(抄)」は、紙幅の都合上、全文を大幅に圧縮し、それにともなう若干の加筆・訂正を施したものである。もとの全文(PDFファイルA4用紙20枚分)は、当方ホームページ上に公開している。

(おぬき まさお 滋賀県立大学名誉教授、  
いとう けいこ 所員 里山研究庵Nomad研究員)

# 欠落しているのは労働組合の組織論

以下の報告は基礎研として初めて「労働組合組織論」を証明から討議した2010年7月の現代資本主義研究会における私の報告を文章化したものである。この提起をうけて2012年3月18日には専修大学でより本格的な集中討議を行なう。そのたたき台として検討されたい。

ONISHI Hiroshi  
大西 広

## I はじめに

私は2005年の夏からの2年間、全国の国公立大学・高専の組合連合である全大教の委員長を務めたが、そこで問題としたことの一つは執行委員会で政策論が議論されているが組織論がない、というものであった。執行委員はほぼ全員が教員で、日々教育にたずさわっているから教育政策は論じられるので議論が華やかになる。しかし、それは全国にいくつもある「高等教育研究会」のようなところで議論されるべきで、組合の仕事なのか。組合は文科省や財界の教育政策を議論する前に弱体化する自身の問題について議論し、方針を立てなければならない。組合に責任を持つというのはそういうことであると問題提起したものである。そして、その2年間は少なくともそうした基本方針で全大教は活動した。しかし、この「政策論があっても組織論がない」というのは全大教に限らず、全労連を含む多くの組合に共通している。あるいは、「組織論がない」ところほど組織を後退させ存亡の危機に至っているところさえある。そのため、ここでは「組織論」の観点から、各種の労働組合運動における問題点を述べてみたい。

その最初のものは、全労連を連合や市民運動と比較した際の組織方針の相違である。それは、私の見るところ、「市民運動」「全労連」「連合」の

3者の組織動向と強く関わっていると思われる。というのは、

①全国の「組合運動」が全体として後退している中で「市民運動」は前進している。つまり、諸運動の重心が「市民運動」の方向に移動している。これが諸運動の中心とはなっておらずとも、重心移動の方向はこうなっている。

②連合はゼンセンの強力な運動により非正規労働者の加入が大きく前進し、正規の減少を取り戻している。つまり、非正規の方向に重心移動している。

③この連合と比較した場合、全労連は組織全体としての前進を勝ち取れていらないという弱点を持つ。しかし、連合に比べて産別が弱い割には地域＝県労連はほぼ確立し、地域重視の運動となっている。近年の全労連の「地域ユニオン重視」の方針はこの文脈で理解できる。

しかし、ここで考えなければならないことは、地域ユニオンは全労連の専売特許ではなく、連合もやっているということである。逆に言うと、近年の「非正規労働者化」の流れの中で、その重点たるべき「非正規労働者の組織化」で連合の方がうまく弱点克服をしているように見える。この意味において、「地域ユニオン重視」しか打ち出せていない全労連の組織方針は基本的な問題を抱えているように思われる。

もちろん、地域ユニオンが前進している以上、それをさらに推し進めることは重要である。しか

し、「地域ユニオン」は労働条件悪化という状況の下での過渡的組織形態＝「労働者の学校」との理解が相応しいのではないだろうか。どの地域ユニオンも財政基盤を確立していないのには、やはりここにも組織論の弱点があるように思われる。資本の問題点を衝くことには成功しても、組織の重要性についての合意を争議参加者から十分に獲得しえていないように思われるからである。

本稿では、こうした問題意識から私が関与したいくつかの組合拡大運動を振り返り、そこから可能な限りの教訓を導くことを目的とする。

## II 立命館教職員組合の反面教師

私が最初に「労働者」となったのは、1985年に立命館大学に雇用された際であるが、今や誰もが問題視するようになった「立命館の体質」を最も早くに指摘した人物として私はある本で紹介されたことがある<sup>1)</sup>。当時は「立命はすごい」という評判だけが流され、その下で労働者がどのような目に遭っているかについての関心は浅く、私はここでは「異端児」として紹介されている。しかし、それだけに私は現在誰もがその体質を問題視するようになったことの意味は大きく、導かれる教訓も多いと考えている。

たとえば、この経営体が「民主経営」として、あたかもここには労資関係が存在しないかのように論じられたことの問題点である。確かにここには「資本家」はいない。またどんな重要な決定も「民主主義的」に各教授会に稟議される。しかし、実はいかに教授会が反対しても「その説得」のために理事会からの説明がえんえんと繰り返されるのみで、実態としては反対することができず、結果としてこの「民主主義」は「お前たちも賛成したではないか」と後に理事会が自己正当化する際の手段となっている。そして、この下で労働強化がなれて過労死が続出することとなった。つまり、「資本家の有無」、「民主主義の有無」が問題ではなく、強搾取は「資本家のいない民主主義体制下」でも成立するのである。否、こうした条件

の方がより強い搾取がなされるのである。

しかし、ここで問題としなければならないのは、当時の組合の対応である。私はこうした体制の頂点にある当時の総長を組合ニュースで名指しで批判した際、組合は怖がって組合ニュースの回収を行なったが、それは一部組合執行部にそのような傾向があったというものではなく、組合全体、教職員全体のこうした傾向性がつよく染み付いていた。たとえば、ある組合委員長は退任の直後に経営幹部となつたが、これへの疑問は基本的ではなく、組合が経営者に昇進するステップとして存在したことがわかる。煎じ詰めると「日本の経営」下の「右翼協調主義」と同じ構造がそこにはあったのである。

しかし、なぜこのような「右翼協調主義」が「右翼協調主義」として認識されず、「左派組合」として認識されていたのかを考えるとき、結局組合運動の「右派」「左派」の区別が政治主義的に理解されていたことが問題だったのではなかろうか。私はこの「政治主義」が現在の全労連にもまた別の形で存在すると考えており（組織強化より政治的主張で組合の良し悪しを判断するという意味で）、これを反省するひとつの問題として強調しておきたい<sup>2)</sup>。

## III 京建労伏見支部から学んだもの

他方、私は約20年前、ふとしたきっかけから京都建築労働組合伏見支部のアドバイザーのような活動をすることになった。ある日、この組合専従をしているある友人から電話がかかり、組合員拡大で知恵を欲しいとのことであった。そして、さっそく組合事務所を訪問し、資料などをもらつたが、何よりもまず驚いたのは組合員拡大への一生懸命さであった。

たとえば、建築労働者は特定の事業体でまとまって存在するわけではないから、どこに対象者がいるかを必死で情報収集していた。そして、たとえば、ある建設現場で「やっさん」という人が

対象者であると聞くと、組合員がそこに言って「やっさん」と叫ぶ。この組合員は「やっさん」を知らなくとも、そこで振り向いた労働者が「やっさん」であり、その人物を拡大する、という式である。この他、全京都を対象にラジオ放送で組合加入を訴えたこともあったという。ともかく、この姿を見て私は「組合員拡大とはこういうもの」「この熱心さの有るか無いかだ」と確信した。拡大は意識的にやらなければ成就しない。やれていない組合はその熱心さが不足しているからだ、と強く思うようになった。

しかし、この京建労伐見で学んだことは、経済学者たるものどうすれば組合員拡大に貢献できるか、というものであった。実は私は上記の依頼に応えて建設労働者とその組織率の分析を詳細に行ない、建設労働が当時、「大工中心」から「不熟練の建設労働者中心」への大きな転換過程にあることを知り、よって「業者組合としての性格から労働組合としての性格に体質転換せよ」との提案をした。これは時機にまったく適い、当時2000人程度であった組合員を3000人に引き上げる大きな理論上の武器となり、組合には大いに感謝されることとなった。ちなみに、その後も京建労伐見は私を組合大会など諸企画に招待し、参加できる限り参加を続けている。

この経過で述べたいことは、「組合への学者の貢献」がこうした形でなされていないことである。学者は政策分析には強いが、運動には弱い。それでは役に立たないではないか。「運動」もまた社会現象である以上、客観的に社会科学が分析し、その結果知られることを提言することができるはずである。が、それがなされて来なかつた。私が「政策論より組織論を議論すべき」というのには、こうした事情がある。

#### IV 生協労連から学んだもの

さらにもうひとつ、自身の組合運動以外で深く関わったものに生協労連がある。これは、ちょうど世紀の変わり目に労連が組織論の見直しをして

いた時に3年計画で組織した「生協労連21世紀委員会」の委員に充てられたことによるが、生協労連は非正規労働者の組織化で特別に進んだ経験を持ち、それが大いに勉強になった。

というのはこういうことである。この生協労連の先進的な経験も簡単に得られたものではなく、ざっと20年くらい前に非正規労働者の組織化について大論争をした結果ということであった。この時期、初めて生協に登場したパートタイマーは、当初正規労働者たちには「自分たちの労働条件を引き下げるもの」としてしか目に映らなかつた。なので、自然と組合の方針は「パートの導入に反対」というものとなつたが、それを組織せずに「生協労働者の組合」と組合が言えるのかどうかで大激論をし、その後ようやく「パートを組織する」という方針に転換できたというものである。正規労働者たちが当初に持つた「自分たちの労働条件を引き下げるもの」との理解に反対するわけではないが、それでも同じ労働者である。その気持ちを乗り越えて連帯に向かうために相当な議論、これもまた「組織論」!があったことを私は非常に教訓的に学んだ。大激論して初めて正しく強い認識に達することができるのである。

また、ここで学んだのは、「非正規労働者を重視する」という姿勢だけではない。その非正規労働者増大の不可避性の認識が上記の新たな合意にとっての前提となっていたこと（経済社会についての正しい予測）、および「パートの戦力化」がその後の段階として続き、それが非正規労働者運動の追い風となることを知れたことである。生協労連は全労連では唯一まともに非正規労働者を組織している部隊である。この論争による正確な方針確定が全労働戦線でいかに重要な位置をしめていたかを知ることができる。自分たちもまた、それくらいの大論争を展開しえているのかを反省させられる、こうした重要な経験であった。

#### V 京大職組と全大教での経験

しかし、何と言っても、労働組合運動論は自分

が属す自分の職場での運動が基礎にならなければならぬ。日本の左派社会科学者には労働者に向かって偉そうに方針を説く学者が多いが、自分の足もとでは何もできていない情けない学者も多い。少なくとも国公立大学についてはそのことを全大教の活動を通じて知っている。まず社会学者は自分の属する組合を強くし、そこで自分の理論を確かめてから語って欲しいものである。実践の裏づけのない、頭で考えられた方針によって本当に必要な運動が疎かにされていると感じるからである。

ともかくそういうことで、私は京大職組の支部役員もすれば、副委員長や委員長もした。特に委員長は2004年4月の法人化をはさむ時期に当たり、歴史に残る大規模な組合員拡大運動を行なった。京建労伏見支部で学んだ真面目さで取組み、全組合を動かして（もちろんここでも大激論をして）通年で271名の拡大を実現したが、出発時点に960名だったのでこの数字は約3割増しの成果ということとなる。また、この大規模な拡大運動は同時に多くの要求運動上の成果も生み、たとえば創立記念日を休みにすることとなったのは、この時の組合強化の賜物であった。年度末に行なわれた労働者過半数代表選挙での圧勝も特筆される。ついでに言うと、この拡大運動は『朝日新聞』の地方版が取材をして特に記事にするほどであった。

したがって、私が自身の教訓として引き出したのは、「要求運動を闘えば自然と組合員が増える」のではなく、「組合員拡大をすることこそが要求実現の唯一の道」というものであった。京大職組には約20の支部があるが、私はその支部に「組合員拡大」しか指示しなかったが、それが真剣に受け止められれば、彼らは拡大のために例年以上の企画を組んで運動を強めた。また、組合員=仲間が増えるとそれだけ組織は活性化し、当局も譲歩をして要求を呑むようになる。これらのことから、私は当時、「要求は前進したが組合は後退した」は×、しかし「要求は前進できなかったが組合は大きくなった」は○、といった言い方もし

た。前者は後の運動に支障をきたすが、後者は後の運動で取り戻す条件を形成した。もっと言うと、決定的に弱い現状を現状として認識するのであれば、その解決こそがすべてに優先しなければならない。多くの執行部は退任に際して「組合は後退したが○○はできた」と弁解をして済ましてはいるが、それこそが問題なのである。この繰り返しが組合をずるずると後退させてきた。この悪循環を断ち切るには「○○はできた」という弁解を断じて許さないことである。その決意が執行部には問われている。

こうした経験を持って私は2005-2007年の2年間、全大教委員長を引き受けこととなつたが、そこで各単組に訴えたことも同じことであった。そして、その就任直前も含めれば、この訴えに応えて北大、佐賀大、富山大などが大規模な拡大を実現してくれたのである。神戸大学で同様の訴えをした際に組合幹部はこういった。「京大がなぜ拡大できたかがわかった。委員長の姿勢が違ったのだ」と。組合幹部の姿勢はこの闘いにおいては決定的である。

## VI 教訓

以上のような様々な経験から、私はもっと運動体に多くを主張すべきと考えるようになった。若い頃、立命館での経験を言うたびに「それは特殊事例」と真剣に経験を聞かれることがなかつたが、あれこれと個別の経験を積むことによって、これらすべては一連の同じ教訓を語っているのではないかと考えるようになり、またそれで一連の運動上の前進を勝ち取れたのであれば、その教訓を強く主張することこそが運動家の責務ではないかと考えるようになった。おとなしく人の言うことを聞くだけでは貴重な経験から得られた教訓を皆のものにして前進を拡めることができない。そのため、全大教時代から私はかなり多くの組織論・運動論の論文・小論を書くようになった（本稿末尾に列挙）。上に書いたことのさらに延長で教訓とすべき私の主張を要約的に示すと次のよう

になる。すなわち、

①「労働組合とは何か」をもう一度考えること。

強い資本家に労働者が対峙するには「力」しかない。利益は対立するから、我々は資本家を「説得」するのではなく、彼らがやむをえないと思うだけの「力」を持たなければならず、それは「数」である。数を集めずには、要求は実現しない。

②裁判闘争は本来「数」に期待するものではなく「正義」に訴えるものである。これは組合と原理を異にする。市民運動もまた「数」以外に依拠するもので、組合とは原理をすることにする。これらの運動と組合運動を正しく区別すること。

③したがって、「頑張る少数派」では駄目なこと。現実は組織率の低い組合ほど闘争方針が過激になっている。これはおかしい。より強い要求を行なうには、より高い組織率を実現しなければならないこと。

④組合書記や執行部にありがちな「組合はサービス業」との認識と闘うこと。これは組合員による運動構築を省略しようとする代行主義、一種の日和見主義である。「数によって要求を実現する」という思想は、運動によって要求を実現しようとする思想であり、またこの運動だけが組合員の拡大を実現する。

⑤執行部を引き受ける際に「この程度やれれば役員の役割を果たせる」というような値踏みをせず、長期に亘る労働者運動強化のワンステップである自覚をしっかりと持つこと。現状の組合運動は圧倒的に弱く、本来あるべき労働条件が実現していないのは、こうした主体の側の問題であると認識すること。とすれば、本来あるべき強力な組合を目標に自身の執行部期間をどう活動するか、という目標がおのずと見えてくる。

以上である。

こうした観点からする時、ナショナルセンターの分裂状況も未解決なままでおられないことを知らねばならない。この分裂で教組や自治体労働運動などは大きな困難を持ち続けており、これを長期に続けることはできない。分裂が当然との考えを払拭し、ナショナルセンター統一の旗を高く掲げ、それを見越してより一層の組織拡大に励まなければならない。その活動の中心は非正規の組織化にあると私は考えている。

### 『全大教時報』に執筆した組織論論文一覧

「組織強化の活動における全大教中執と書記局の

役割」『全大教時報』第29巻3号、2005年8月。

「組織強化に関する報告」『全大教時報』第29巻4号、2005年10月。

「新しい時代における新しい労使関係の構想」『全大教時報』第29巻6号、2006年2月。

「運動の戦略と戦術について」『全大教時報』第30巻2号、2006年6月。

「『過半数組合づくり』のために」『全大教時報』第30巻6号、2007年2月。

「いわゆる『路線問題』について」『全大教時報』第31巻2号、2007年6月。

「組織拡大のための思想闘争」『全大教時報』第33巻5号、2009年12月。

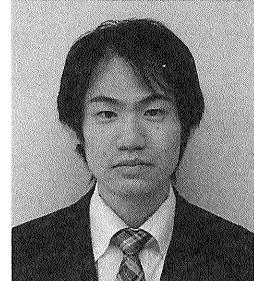
### 注

- 1) 中村竜平『挑戦する立命館』エトレ、1997年である。
- 2) さらに言うと、当時、公務労働論や生協労働者論にあった「教師聖職者論」「公務員聖職者論」「生協労働者専従者論」も同様の誤りであった。この路線を全労連内部で強く推し進めたのが、まさしく立命館大学で組合委員長から経営幹部に横滑りした当時のある経済学部教授であった。

(おおにし ひろし 所員 京都大学)

# 歐米マルクス経済学における 転形問題論争の現在

本稿は、我が国ではこれまで断片的にしか議論されてこなかった、欧米における1980年代以降の転形問題論争の全体的な見取り図を提供する。そしてこの約30年間、欧米マルクス経済学の価値論で主に論争となっている点を明らかにすることで、『資本論』第2巻の生かし方が問題の鍵となっていることを述べる。



MORIMOTO Sosuke  
**森本 壮亮**

## I はじめに

欧米マルクス経済学に関する議論が、我が国の論壇の表舞台から消えて久しい。1970年代までは、欧米マルクス経済学の主要な文献の多くが翻訳され、いわゆる「転形問題論争」についても、主要な論文は邦訳されて『論争・転形問題』と『欧米マルクス経済学の新展開』の2冊に収められているし、詳細までとはいからず、「転形問題」という名称とおおまかな議論に関しては広く知られるところであった。しかし80年代以降は欧米における議論の翻訳や紹介は激減し、その議論を知ることは難しくなった<sup>1)</sup>。

欧米マルクス経済学において、転形問題論争はもう終わったのだろうか？ そうではない。80年代以降はそれまでは全く異なった様相で議論されるようになってきている。そしてその議論は現下の世界恐慌の分析に対しても広く応用され、利潤率の傾向的低下法則と恐慌との関係は、昨今最もホットな話題となっている。

本稿は、これまで断片的に紹介されたり批判されることはあっても、その全体像をつかむことは難しかった欧米における近年の議論の見取り図を

描くことで、論点とこれからの課題を明らかにしてみたい。

## II 1970年代までの転形問題 論争の帰結

1980年代以降の転形問題論争の展開を理解するには、まず70年代までの論争の内容と帰結を確認しておく必要がある。なぜなら、80年代以降の議論はそれまでの議論のアンチテーゼとして出現しているからである。

価値から価格への転形についての「転形問題」は、広義には古典派経済学が交換価値の投下労働量からの乖離について議論したことから始まる。代表的には、リカードが両者の乖離は価値法則の「修正」であると議論したが、その乖離の大きさがどのように規定されるかは明らかにしえなかつた。このような古典派の不十分な議論に対して、マルクスの説明はどのようなものであるかがマルクスの死後『資本論』第3巻が出版されるまでの間話題となり、それをあて合う「懸賞論文競争」が展開されたという逸話は有名である<sup>2)</sup>。

そして1894年に『資本論』第3巻がエンゲルスによって出版されて以降も、その解法に納得し

ない者が多く現れ、主にドイツ語圏で論争が行なわれた。その中でも最も重要な論文であるボルトケビッチの論文が、遅れること1949年と52年に英訳されたが、これをきっかけに欧米で転形問題論争が本格的に燃え上がることとなった。

その1970年代までの帰結は、主に次の三点にまとめられる。まず一点目として、マルクスは総価値 = 総価格と総剩余価値 = 総利潤とのいわゆる総計一致二命題によって、第1巻の価値論と第3巻の価格論とを接合しようとしたが、費用価格部分を生産価格化した場合、資本の有機的構成が全産業で均一であるという特殊な場合を除いては、総計一致二命題は同時には成立しないということが数学的に明らかにされた。

また二点目として、このように費用価格を利潤率が均等化するまで逐次的に転化した場合の生産価格は、価値方程式からではなく、実質賃金を所与として生産技術を記述した価格方程式から直接導かれる価格の大きさに収束することが示された<sup>3)</sup>。

加えて三点目として、マルクスが価値論で論じた資本家による労働者の搾取に関しても、Sraffa(1960)が利潤と賃金との対抗関係を明らかにし、森嶋(1974)が価値論抜きで搾取の存在を証明したことから、搾取論にも価値論は必ずしも必要でないことが明らかにされた。それ故、マルクスの価値論は不要な「回り道」もしくは「足かせ」であると主張されるに至った<sup>4)</sup>。

### III 1980年代以降の諸新解釈

このようにマルクスの価値論は誤りであり不要であると結論づけた1970年代までの転形問題論争に対し、その中でマルクスは本当に正しく解釈されてきたのかという疑問が、論争からは比較的距離のあった若手研究者によって80年代以降呈せられるようになり、それまでとは全く異なる価値論解釈が提示されるようになってきている。

#### (1) NI

そのような諸解釈のうちで最も有名なのが、80

年代前半に Duménil(1980, 1983) と Foley(1982, 1986) によってそれぞれ独立に唱えられるようになった New Interpretation (NI) である。

この解釈は、従来の論争の中ではミクロ的な(等価交換の)法則であると解釈されてきた労働価値説を、マクロ的な法則であると主張する。具体的には、実際の資本主義経済では諸商品はその価値通りには交換されず、不等価交換が行なわれている。だが経済全体のマクロレベルでは価値は労働以外によって生み出されているわけではなく、商品の価値と価格との差は、他の生産部面の労働によって生産された価値からの流入もしくは流出分である。それ故社会全体では、価値と価格との偏差をたし合わせるとゼロになる。したがって、マルクスの議論の核心は、不等価交換が行なわれていても労働以外によって価値が生産されているわけではないということを言わんとしているのだと主張される<sup>5)</sup>。ここから、総計一致二命題のうちの一つ、総価値 = 総価格は、gross (総)ではなく net (純)に関するものだとされる(すなわち、その期に支出された直接労働 = 総所得)<sup>6)</sup>。そしてこの観点から、従来は金生産部門に求められていた価値論と価格論との結節点を、現在価格で測った国内純生産とその期に支出された生きた生産的労働との割合で規定した“Monetary Expression of Labor Time”(労働時間の貨幣表現、略して MELT) と呼ばれる概念によって与えている<sup>7)</sup>。

また可変資本の定義に関しても、従来のように労働者の消費財の価値として定義するのではなく、実際に労働者に支払われる賃金として定義する<sup>8)</sup>。もし労働者が貯蓄をすることなく、消費財の価値に変化もなければ、両者の大きさは等しいが、それ以外の場合には両者は異なる。たとえば、マルクスは議論の単純化のために労働者は貯蓄をしないと仮定したが、現代のようにもし労働者が貯蓄をする場合、労働者の消費財の価値によって可変資本を定義してしまうと、剩余価値率の大きさを(剩余価値／可変資本)として定義することは不適切になってしまう<sup>9)</sup>。それ故、實際

に労働者に支払われる賃金を可変資本として定義することを主張している<sup>10)</sup>。

しかし不变資本に関しては、従来型の解釈と同様、それが資本家によって購入された時の過去の価値ではなく、現在価値として再計算されなければならないとされる<sup>11)</sup>。この、可変資本に関しては実際に購入のために費やされた価格として定義しながら、不变資本に関してはそのような定義をしないという、一見すると首尾一貫性を欠いた態度は、以後他の諸解釈によって批判されることとなった。

## (2) SSSI

このようなNIの首尾一貫性の欠如を批判し、不变資本も実際にそれらが購入される価格として定義すべきだと主張しているのがMoseleyである。彼は自らの解釈を“Macro-Monetary” Interpretationと呼んでいるが、その呼称からもわかる通り、NIと同様にマルクスの価値論はマクロ的な議論であると主張する。

またNIはMELTという概念で価値論と価格論を架橋していたが、架橋しただけでは従来のように二元論的に解釈していた。しかし、Moseleyはマルクスの資本の循環定式を重視し、マルクスの価値論は『資本論』第1巻から一貫してマクロ的な価格理論であると主張する。具体的には、資本の貨幣形態をM、商品形態をC、生産資本形態をPとすると、貨幣資本の循環は

$$M \rightarrow C \cdots P \cdots C' \rightarrow M'$$

という定式で表すことができる。この定式から考えれば、費用価格の再計算というのは、おかしな議論となってしまうだろう。確かにこれまで幾度となく指摘されてきた通り、マルクスがそのような再計算の必要性について書いている部分はあるが、貨幣資本の循環定式からは、費用価格はそれらの購入に実際に投下された貨幣量として定義できる。そしてそのような所与の貨幣量として定義された費用価格は再計算される必要がないということになるので、総計一致二命題はマルクスの主

張したように成立するし、次元は第1巻から一貫して価格次元であるということになる<sup>12)</sup>。

このようなMoseleyの解釈と多くの類似点を持っているのが、マサチューセッツ大学アムハースト校の教員と院生であったWolff, Roberts, Callariの3人によって提唱された解釈である<sup>13)</sup>。

この解釈の特徴は、生産技術によって価値の大きさを決定するリカードの価値論と、交換を通じた価値の社会化が含まれているマルクスの価値論とを区別し、生産技術を記述した連立方程式によって価格を導き出そうとする従来型のマルクス解釈は、実はリカード流の解決法であって、マルクスのものではないと主張している点である<sup>14)</sup>。そして『資本論』第1巻での交換を通じた私的労働の社会化の議論を手がかりに、不变資本や可変資本の価値も、生産過程においてそれらに体化された労働量ではなく、流通過程を経て社会化された労働量だとし、再計算される必要ないと主張する。この点は前述のMoseleyの解釈と似ているが、両者の相違は、Moseleyが費用価格は資本家がそれらの購入に投下した貨幣量であるとしているのに対し、この解釈は労働量であるとしている点である。それ故生産価格も労働量であるということになる。

これら二つの解釈は、Simultaneous Single System Interpretation(SSSI)と呼ばれている。Simultaneousというのは、次節でみるTemporalと区別するためにつけられているもので、転形の前と後で時間が異なる（同時である）という意味である。Single Systemというのは、転形の前の価値と後の価格とで次元が異なる（Moseleyの場合はいずれも価格、Wolffらの場合にはいずれも労働量）という意味である。

## (3) TSSI

以上のSSSIからさらに一步進み、生産には時間がかかるから、転形の前と後で時間が異なると主張するのが、Temporal Single System Interpretation(TSSI)である。この解釈も他の解釈と同様1980年代前半に、Mandel and Freeman(1984)や

Carchedi(1984)などによって個々別々に独立して唱えられ始めたものであり<sup>15)</sup>、以後数多くの論文と共に、Freeman and Carchedi (1996), Kliman (2007)といったある程度体系だった書も出版されている<sup>16)</sup>。

この解釈の特徴は、貨幣資本の循環定式に時間の経過をみることにある。もし生産が一期であるならば、この循環定式は

$$M_t - C_t \cdots P \cdots C_{t+1} - M_{t+1}$$

のように表すことができる。そして、費用価格は生産過程前に資本家が実際に購入した貨幣額、生産価格は生産過程後の貨幣額、ということになる。このことから、生産前と生産後との間で費用価格を構成する不変資本と可変資本との価値の大きさが変化する場合の分析が可能となる。

たとえば生産期間中に技術変化が起り、不変資本を構成する固定資本の価格が下落した場合、従来の解釈やNIではその固定資本の価格は現在価格で再計算されることによって小さくなるので、利潤率は上昇する。しかし現実には、固定資本価値が下落しても資本家は過去に下落前の価格でそれを購入してすでに生産を開始しているので、利潤率が上昇することはない。TSSIはこのように従来の解釈では利潤率が不当に高まって計算されてしまうことを指摘し、従来型の計算方法で利潤率を計算してマルクスの利潤率の傾向的低下法則を否定する「置塙定理」に対して、反論を提出している<sup>17)</sup>。

#### IV 論点と課題

以上のように、1980年代以降の欧米マルクス経済学における転形問題論争の主要論点は、価値論と価格論との二元論の克服方法と、費用価格の再計算がマルクス自身の議論と一致しているか否かという二点である。上述のように、価値論と価格論とをMELTによって一元化し、可変資本を所与とするものがNIである。これに対して『資本論』第1巻レベルから価値論は一貫して一元論

的に論じられているとし、可変資本に加えて不変資本も所与であるとするものがSSSIである。これに加えて、生産過程における時間の経過をみるのがTSSIである。

ポイントは、『資本論』第2巻の議論をどのように生かすかである。従来は、再生産表式を手がかりに転形手続きが解釈されてきたが、近年は資本の循環定式を手がかりに転形を解釈する動きが広まっている。これらはいずれも『資本論』の体系には不可欠な柱であり、これらをいかに価値論と一体のものとさせるかが、現在最大の課題となっている。

また近年の新MEGA研究は、『資本論』第3巻のうちこれまで知られていた以上の部分がエンゲルスの編集によるものであることを明らかにしつつあるが、そのような新MEGA研究と協調し、マルクス自身の転形手続きを明らかにするとともに、マルクス自身は成し遂げられなかった価値論体系の完成と発展も同時に求められている<sup>18)</sup>。

#### 注

- 1) 数少ない例外として、以下で紹介する“New Interpretation”を唱えたFoley(1986)の邦訳、論争の紹介として東(2000)、伊藤(2006)第7章、和田(2003)第7章などがある。また、個別の論点をめぐっては、“New Interpretation”を従来型の視点から批判的に検討した竹田(1990)、守(2004)補論2、吉原(2008)第3章や、“Temporal Single System Interpretation”的置塙批判に対して反批判した佐藤(2008)、田添(2011)などがある。しかし、80年代以降の欧米における転形問題論争を取り扱った我が国の論考のはば全てが批判的見地からのものであり、一方的である感は否めない。
- 2) この詳細については、ハワード、キング(1992)第2章を参照のこと。
- 3) このいわゆる「逐次転化」の議論の詳細と証明は、置塙(1977)第4章第1節を参照のこと。
- 4) 価値論の放棄を迫るこの二つの用語は、それぞれSamuelson(1957, 911頁)およびSteedman(1977, 207頁)から有名となった。
- 5) Foley(1982), 41頁。
- 6) Duménil(1984), 441-442頁。
- 7) Foley(1982), 41頁; (2000), 21頁。
- 8) Foley(1982), 41-43頁。
- 9) Duménil(1983), 444頁。

- 10) 消費財の価値が、生産過程の始まりと終わりとの間で変化した場合も同様に、従来型の定義と NI の定義とでは可変資本の大きさに乖離が生まれる。この点は、後述の TSSI が指摘するところである。
- 11) Duménil (1983), 442 頁。
- 12) 以上の議論は、Moseley (2000), 289-297 頁。
- 13) Wolff *et al.* (1982, 1984)。彼らは現在 *Rethinking Marxism* という雑誌を主宰しているため、Moseley (2011, 192 頁) はこの解釈に “Rethinking Marxism Interpretation” という名称を与えていた。
- 14) Wolff *et al.* (1984), 116-122 頁。
- 15) 東 (2000, 64 頁) では先の Wolff らによって初めて提起されたと紹介されているが、彼らは TSSI のように時間の経過を重視はしていないようと思われる。
- 16) しかし議論のエッセンスの多くは、Mandel and Freeman(1984) の中の Mandel の論文ですでに提起されている。Mandel は転形問題論争とは距離を置いていたが、『資本論』の英訳普及版ともいえるペリカン版（現ペンギン版）で各巻に対しそれぞれ 100 頁近い序文の執筆を任せられていることからもわかるように、欧米マルクス経済学の中心人物の一人であった。したがって「偉大な先達たちの到達点を認識しない（中略）安易な思いつき」（和田 2003, 233 頁）と TSSI を片付けてしまうのは不適切なように思われる。
- 17) Ernst(1982); Kliman(1988)。
- 18) たとえば宮川 (1997) は、『資本論』第 3巻の元となつた「主要草稿」以降に確立された資本循環論によって、旧稿の書き直しを余儀なくさせるほどの理論的発展（「拡大された視野」）があったと論じている。宮川の議論は第七篇（諸収入とそれらの源泉）に関するものであるが、このような理論的発展は当然ながら転化論にも関わってくる。この意味では、以上でも紹介したように 80 年代以後の新解釈が資本循環論の視覚を重要視していることは興味深い。

## 参考文献

## 【日本語文献】

- [1] 東浩一郎 (2000) 「欧米価値論論争の現状—労働価値説の意義を考える—」中央大学経済研究所編『現代資本主義論と労働価値論』中央大学出版部, 所収。
- [2] 伊藤誠 (2006) 『幻滅の資本主義』大月書店。
- [3] 伊藤誠他編・監訳 (1978) 『欧米マルクス経済学の新展開』東洋経済新報社。
- [4] 伊藤誠・桜井毅・山口重克編訳 (1978) 『論争・転形問題—価値と生産価格—』東京大学出版会。
- [5] 置塙信雄 (1977) 『マルクス経済学—価値と価格の理論—』筑摩書房。
- [6] 佐藤良一 (2008) 「The Temporal Single-System Interpretation はマルクスの基本定理にとってどのような意義をもちうるのか—Capital & Class 誌の論争をめぐつ

て—」『立命館経済学』第 56 卷 第 5・6 号。

- [7] 竹田茂夫 (1990) 「解説 (I)」フォーリー『資本論を理解する—マルクスの経済理論—』法政大学出版局, 所収。
- [8] 田添篤史 (2011) 「置塙定理に対する擁護論」『季刊経済理論』第 48 卷 第 2 号。
- [9] L. ボルトキエヴィッチ (1969) 「『資本論』第三巻におけるマルクスの基本的理論構造の修正について」P. スウェイジー編『論争・マルクス経済学—ペーム=バウエルク・ヒルファディング・ボルトキエヴィッサー』玉野井芳郎・石垣博美訳, 法政大学出版局, 所収。
- [10] 宮川彰 (1997) 「新メガ（『資本論』第三巻草稿）の研究, 第七篇 諸収入とそれらの源泉」『経済』第 21 号。
- [11] 守健二 (2004) 『資本と時間の政治経済学』八朔社。
- [12] 吉原直毅 (2008) 『労働搾取の厚生理論序説』岩波書店。
- [13] 和田豊 (2003) 『価値の理論』桜井書店。

## 【外国語文献】

- [1] Bortkiewicz, L. (1952) "Value and Price in the Marxian System" *International Economic Papers*, 2.
- [2] Duménil, G. (1980) *De la Valeur aux Prix de Production*, Paris: Economica.
- [3] Carchedi, G. (1984) "The Logic of Prices as Values" *Economy and Society*, 13:4.
- [4] Duménil, G. (1983) "Beyond the Transformation Riddle: A Labor Theory of Value" *Science & Society*, 47:4.
- [5] Ernst, J. (1982) "Simultaneous Valuation Extirpated: A Contribution to the Critique of the Neo-Ricardian Concept of Value" *Review of Radical Political Economics*, 14:2.
- [6] Foley, D. (1982) "The Value of Money the Value of Labor Power and the Marxian Transformation Problem" *Review of Radical Political Economics*, 14:2.
- [7] Foley, D. (1986) *Understanding Capital: Marx's Economic Theory*, Cambridge: Harvard University Press. 竹田茂夫・原伸子訳『資本論を理解する：マルクスの経済理論』法政大学出版局, 1990 年。
- [8] Foley, D. (2000) "Recent Developments in the Labor Theory of Value" *Review of Radical Political Economics*, 32:1.
- [9] Freeman, A. and G. Carchedi (eds.) (1996) *Marx and Non-equilibrium Economics*, Cheltenham: Edward Elgar.
- [10] Howard, M.C. and J.E. King, (1989) *A History of Marxian Economics, Volume I, 1883-1929*, Basingstoke: Macmillan. 振津純雄訳『マルクス経済学の歴史』上巻, ナカニシヤ出版, 1997 年。

- [11]Kliman, A. (1988) "The Profit Rate under Continuous Technological Change" *Review of Radical Political Economics*, 20:2-3.
- [12]Kliman, A. (2007) *Reclaiming Marx's "Capital": A Refutation of the Myth of Inconsistency*, Lanham: Lexington Books.
- [13]Kliman, A. and T. McGlone (1988) "The Transformation non-Problem and the non-Transformation Problem" *Capital and Class*, 35.
- [14]Mandel, E. and A. Freeman, (eds.) (1984) *Ricardo, Marx and Sraffa: The Langston Memorial Volume*, London: Verso.
- [15]Marx, K. ([1867, 1885, 1894] 1962-64) *Das Kapital*, Berlin: Dietz Verlag. 間崎次郎訳『資本論』第1分冊 - 第8分冊。国民文庫, 1972年。
- [16]Morishima, M. (1974) "Marx in the Light of Modern Economic Theory" *Econometrica*, 42:4.
- [17]Moseley, F. (2000) "The 'New Solution' to the Transformation Problem: A Sympathetic Critique" *Review of Radical Political Economics*, 32:2.
- [18]Moseley, F. (2011) "Recent Interpretations of the 'Transformation Problem'" *Rethinking Marxism*, 23:2.
- [19]Moseley, F.(ed.) (1993) *Marx's Method in Capital: A Reexamination*, Atlantic Highlands, NJ: Humanities Press.
- [20]Samuelson, P. (1957) "Wages and Interest: A Modern Dissection of Marxian Economic Models" *American Economic Review*, 47:6.
- [21]Sraffa, P. (1960) *Production of Commodities by Means of Commodities: Prelude to a Critique of Economic Theory*, Cambridge: Cambridge University Press. 菊山泉・山下博訳『商品による商品の生産—経済理論批判序説一』有斐閣, 1962年。
- [22]Steedman, I. (1977) *Marx after Sraffa*, London: New Left Books.
- [23]Wolff, R., B. Roberts, and A. Callari (1982) "Marx's (not Ricardo's) 'Transformation Problem': A Radical Reconceptualization" *History of Political Economy*, 14:4.
- [24]Wolff, R., A. Callari, and B. Roberts (1984) "A Marxian Alternative to the Traditional 'Transformation Problem'" *Review of Radical Political Economics*, 16:2-3.

付記：本研究は、日本学術振興会「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム」と「アジア・コア」事業の成果の一部である。

(もりもと そうすけ 所員 京都大学大学院)

# 重田澄男『再論 資本主義の発見 —マルクスと宇野弘蔵—』 (桜井書店, 2010年7月) を読む

KAKUTA Shuichi  
角田 修一

## I マルクスと宇野弘蔵 —資本主義認識をめぐって—

マルクスが近代市民社会の解剖学として経済学の必要性を痛感し、40年にわたってその研究をつづけたことは『経済学批判』の「序言」(1859年)などによってよく知られている。1860年代になって、マルクスは、「市民社会(ブルジョア社会, die bürgerliche Gesellschaft, civil society)」の独自な生産様式を表す概念用語として「資本制生産様式 (die kapitalistische Produktionsweise, capitalistic mode of production)」を使うようになる。ところが、マルクス以後、広く流布される「資本主義 (Kapitalismus, capitalism)」という用語も概念も、じつはマルクスには存在しない。

重田澄男氏は、1983年の『資本主義の発見』以来、このテーマに関する著作を精力的に発表されてきた。このテーマは、1975年に『マルクス経済学方法論』で取り組まれた宇野弘蔵(1897~1977)の資本主義概念の理解への批判においてすでに意識されていたものである。ここで取りあげるのは、第1部「マルクスの資本主義認識」、第2部「宇野弘蔵氏の資本主義認識」からなる書下ろしの新著であり、同時に重田氏の「研究活動の総括」という意味をもつ(あとがき)著作である<sup>1)</sup>。そして、この研究は、かつて平田清明(1922~1995)が主張した「ブルジョア的生産様式の資本家の生産様式への不斷の自己転変」という把握(『市民社会と社会主義』岩波書店, 1969

年)への批判や、「資本主義」という用語の使用法を追跡する仕事につながっている<sup>2)</sup>。

本書の第1部は「マルクスの資本主義認識」の歩みをたどる。

青年ヘーゲル派から唯物論に転換した若きマルクスは、ヘーゲルの使用法にならって市民社会という用語を用いながら、土台・上部構造論的な社会構造論を確定した。その後、経済学の研究により疎外された労働概念にもとづく近代社会の分析を行ったマルクスは、『ドイツ・イデオロギー』(1845年)において、特定の社会形態を特徴づけるものはその社会の特定の生産様式であることを見いだし、社会の歴史的形態をとらえる歴史観を確定する。したがって、マルクスの唯物史觀には、土台・上部構造論と生産様式歴史觀の2つがあるというのが重田氏の理解である。1850年代に「ブルジョア的生産形態」その他、類似の用語が確定するが、1857~58年の『経済学批判要綱』、そしてその後のノートにおいて、マルクスは「資本制生産様式」という用語を確定する。それは、近代社会の特殊歴史的形態を表すとともに、商品・貨幣流通およびそれと同じレベルでとらえられる労働力の売買とは異なる、生産の独自な形態を示す意味をもつものであった。

本書の第2部では、宇野弘蔵の唯物史觀理解が土台・上部構造論的な社会構造論だけであって、生産の歴史的形態規定性をとらえる歴史觀がないことが指摘されている。宇野においては、土台である経済的諸関係は商品経済関係が全面化した自立的な運動体であり、このことを根拠に「資本主

義の一般的原理」が確定される。19世紀中葉のイギリスが資本主義として純粹化する傾向をもっていたとの理解から、原理論的な像として純粹資本主義社会を想定し、これを対象としていわゆる宇野原理論が解明されることになる。

宇野「原理論」は自己完結的な構造と永久の繰り返し運動として叙述されるという問題点をもつものだが、認識論としては、一方で資本主義概念の確定の前提に資本主義の純粹化傾向の認識を置き、他方で純粹化傾向の認識の前提に資本主義概念の確定を置くという「悪循環」に陥る。宇野は、1870年代以降の自由競争的資本主義から独占的資本主義への移行を純粹化傾向の「逆転」と理解し、ここから「段階論」の必要性を説く。つまり、原理論は「不純」な状態を理解する「基準」としての意味をもつにすぎず、資本制経済における移行や発展の必然性はとらえられない。そのため、宇野は、晩年、純粹化傾向はつねにあるので、「逆転」ではなく「鈍化」するのだとして、その見解を修正する。「鈍化」の根拠は、金融資本の時代における相対的過剩人口のたえざる形成により「旧社会の残滓」を除去することなく追加的な労働力を確保できることに求められる。ここには、「不純性」について、いわば原理論的な基準による自由競争の阻害と、資本主義基準による「非」資本主義的な残滓というダブル・スタンダードがみられるのである。

このような宇野および宇野派の資本主義認識は、現代資本主義の理解において大きなゆがみをもたらした。宇野自身は第1次大戦後の資本主義経済を1つの発展段階ではなく、社会主義への過度としての資本主義という理解を示すことになったが、宇野門下の降旗節雄と関根友彦の両氏は、1930年代の金本位制の崩壊による自由競争体系の解体を資本主義の「消滅」と理解する。また、伊藤誠氏は、1870年代以降の自由競争の抑制と独占による管理・統制の展開、労働組合の強化と福祉国家への傾向が1973年以降、自由競争形態の再展開によって資本主義の歴史的発展が「逆流」しているととらえる。

他方、宇野理論に反対する、いわゆる正統派を代表する北原勇氏らは、独占資本主義段階を唱え、その国家独占資本主義への展開から、さらに「世界大の国家独占資本主義」を唱えている。しかし、この見解は、国民経済基盤においては資本主義—独占資本主義—国家独占資本主義という（いわば宇野とは異なる別の）三段階積み上げ論にもとづいており、世界経済基盤においては多国籍寡占企業の激しいグローバル競争という現実を過小評価している、と重田氏は批判する。

重田氏の理解では、19世紀末から第2次大戦までは独占資本主義＝帝国主義段階の資本主義であるが、第2次大戦後から1970年代までは米ソの冷戦体制に規定されたアメリカ主導の世界的再編成の時代である。そして、1973年以降の基本的事態は、IT化と大規模化、グローバル化による世界寡占としての多国籍企業の独占的協調ではなく、グローバルなメガ・コンペティションの展開とみる。

以上が、重田氏の新著および現代資本主義研究会における氏の報告の要点である。

## II 近代ブルジョア社会の生産様式

マルクスは、近代社会を表す用語として『資本論』にいたるまで「市民（ブルジョア）社会」を用いている。その「市民社会」における生産の様式を表現する学術用語が資本制生産様式である。この場合、生産の主体は近代市民社会であり、それを構成する諸個人である。

その社会（関係）の中の物質的生産過程とその様式を支配する主体は「資本」という物象（事象）である。すなわち、近代市民社会を構成する諸個人の「生産関係の物象化」を表す用語として資本制生産様式という概念が成立した。その意味で、「市民（ブルジョア）的経済」あるいは「市民（ブルジョア）的生産（様式）」という用語が資本制生産（様式）という用語に置き換えられたことは、重田氏のいわれるよう生産の特殊歴史

的な形態を示す理論的概念が明確になったことを意味するが、他方で、マルクスにおいては主体である市民社会を批判的に認識することについて初期からの変化はない<sup>3)</sup>。

以上の意味あいから、経済学は「経済と社会」として社会から区分された経済の学ではなく、「社会の経済」とその学、あるいは「経済からみた社会」の学でなければならない。Political economy 社会経済学と訳す積極的意味もここにあると評者は考える。

そこで問題にしたい第1点は「市民社会」という用語である。マルクスにおける「市民社会」の用語法はヘーゲルのそれを踏襲しているが、そのヘーゲルが「18世紀のイギリス人やフランス人の先例にならった」とするマルクスの理解（「序説」）は正確ではない。ヘーゲル以前のフーガンソンらの場合、市民社会は国家と同義語であったのに、マルクスにはヘーゲルがその市民社会概念を刷新したという事実認識がない。これは植村邦彦『市民社会とは何か 基本概念の系譜』（平凡社新書、2010年、138～143ページ）の評価である。ただし、植村氏は1867年の『資本論』では市民社会という言葉はほとんど使われていない（植村147ページ）とされているが、これについては重田氏の研究成果に照らして疑問がある。『資本論』初版序文、第2版あとがき、第1章注32、などに市民（ブルジョア）社会あるいは市民（ブルジョア）的生産という用語はみられるし、重田氏によれば市民社会という用語は『資本論』において16箇所登場する。

ともかく、問題はマルクスにおいて市民的生産が資本制生産に変わったことの持つ意味である。宇野のように社会から経済が自立することでもなく、また平田のように市民的生産から資本制生産への自己転換を意味するのでもないとすれば、マルクスが「序説」で述べたように、「主体としての社会はいつでも前提として表象におもいうかべられている」。それはやはり近代市民（ブルジョア）社会であり、資本制生産様式は市民（ブルジョア）社会の生産様式である。

### III 宇野弘蔵と宇野理論について

問題の2点目は宇野弘蔵および宇野理論とは何だったのかということである。評者はある論考において、つぎのように述べたことがある。

「①何よりもマルクスの経済学批判体系のプランを「ないもの」とし、②『資本論』を商品経済を事実上の主体とするクローズドな体系としてヘーゲル流に改作し、そのうえで③経済的土台ではなく、重商主義、自由主義、帝国主義という経済政策によって段階区分を行うものであり、④そうした変化が法則的なものであることを否定し、ある時期の、ある特定の国や産業において典型として現れたものを理解するというヴェーバー流の実証主義にたたずめるえない、といった諸点において、宇野三段階論を探ることはできない」（角田2009a、45ページ）<sup>4)</sup>。

あらためてこの点を敷衍すると、宇野弘蔵の方針と理論には、1920年代までのヨーロッパにおける社会科学と経済学およびマルクス主義内部の方法をめぐる論争が色濃く影響している。

まず、オーストリー学派の創始者であるカール・メンガー（『国民経済学原理』1871年）との方法的類似性である。じつは、メンガーもまた経済学を、①一般理論、②経済政策や財政学などの実践科学、③個別具体的な歴史科学の3つに区分した（角田2008b）。名前は異なるが、この方法は、①原理論、②段階論、③現状分析の3つに区分する宇野三段階論と相似的である。また、宇野がいう「法則は繰り返すもの」という法則観はメンガーの「精密法則」と同じである。メンガーによれば、理論的研究は精密法則を研究するのに対して、経験的研究は「現実諸類型（Realtypen）」と「経験法則」の二種類しかなく、経験的研究の成果は「ある種の規則性」でしかない。こうした方法論もまた宇野のそれに相似的である。

第2にヒルファーディングとの類似性である。ヒルファーディング（1877～1941）は『金融資本論』序文（1909年）において、「最近、多くの

方法論的論争を経た」ことを強く意識している。そして、「マルクス主義経済学は商品生産社会における諸法則の認識」である。また、「理論と同じく政策もまた価値判断から自由である」。そして、マルクス主義の目的は「因果関係の発見」であると表明している。1904年、ヒルファーディングはオーストリア・マルクス主義の代表者マックス・アドラー（1873～1937）と一緒に『マルクス研究』を創刊しているが、マルクス主義を新カント派の方法論で「洗練」させたのが同派の特色である。宇野において濃厚な経済主義＝客観主義もヒルファーディングと同じである<sup>5)</sup>。

第3に、宇野「原理論」とヘーゲル論理学との同一性である。宇野が「原理論」を「概念の自己展開」と円環（閉じた）体系に改作したのはヘーゲル論理学の方法をまねたものであり、流通論一生産論一分配論、利潤一地代一利子への改作もこの方法によるものである。2008年に御茶の水書房から出版された宇野『『資本論』と私』に、第二次大戦直後の時期に宇野がヘーゲル『小論理学』（松村一人訳）の目次ページに「原理論」の構成を書き込んだメモの写真が掲載されている。そこで、宇野は自筆で、ヘーゲル論理学「有論」の上に「流通論」を重ね、「本質論」に「生産論」をあて、「概念論」に「分配論」を重ねて概念論最後の「理念」に「利子」をあてている。これこそ宇野「原理論」の方法論がヘーゲル論理学にあることを明白に示す証拠にほかならない<sup>6)</sup>。

第4に、宇野は労働力商品化無理説を唱え、一部の論者はこれをもって資本主義の根本矛盾と理解し、社会主義の根拠づけとみなしている。1920年代に、ルカーチは「物象化とプロレタリアートの意識」（1923）において「物化」を広義に解釈し、労働者階級がみずからを物化したものとして自覚する階級意識の論理として『資本論』を読み込んだ。資本制経済が宇野「原理論」に示される純粋資本主義として強固な不变性をもつとすれば、これは外部から破壊されるしかなく、これを行えるのは労働力商品化の無理を自覚した人びとしかないことになる<sup>7)</sup>。

第5に、宇野の論理＝歴史説では資本制経済の起源ないし推進力を商業＝貨幣経済に求める。

じつはこれは19世紀において通説的な経済史観であった。これに反対して、大塚久雄がいわゆる中産的生産者層の両極分解による産業資本形成を説いたことも指摘しておきたい<sup>8)</sup>。

宇野理論とは、知識の社会的存在制約性を分析する知識社会学的にいえば、戦後アカデミズムの中で市民権を得たマルクス経済学者が各大学において講座・科目の担当を分業して配置されるに適合した学問体系を構築し、学派形成に好都合な道具立てであったともいえる。

重田氏は1975年の著作以来、どちらかといえば宇野弘蔵の論理に内在しながらその問題点を洗い出すという仕事をしてきた。評者としては、先にあげたような点で、宇野の方法論、認識論に影響を与えていた非マルクス的な方法論、認識論を鮮明にする必要があると考える。そのことはボスト・マルクスあるいは20世紀マルクス経済学の諸潮流を批判的に総括することにも通じると思われるのだが、いかがであろうか。

#### IV 具体的普遍（普遍・特殊・個別の弁証法）を生かす道筋

重田氏は、重田（1975）その他で、マルクスの経済学批判体系のプランにいう「資本一般」について随所で言及し、この資本一般（＝普遍）は「抽象的普遍」（ヘーゲル）ではなく「具体的普遍」（同）であることを強調されていた。重田（1998）の「あとがき」では、研究の3つの拠りどころの2つ目として、「ヘーゲル論理学における具体的普遍の概念と論理」が「天からの啓示のように思われた」とまで記されている。これは普遍・特殊・個別の弁証法のことである<sup>9)</sup>。

「一般的なものも、特殊的なものも、個別的なものも、同一の具体的事物そのものにおいて不可分のものとして統一されている規定的諸側面をしめすものとして、客観的に実在するものであつて、そのいざれも、分離された別個の自立的なも

のとして客観的に存在することはありえない。一般的なものは、特殊性と個別性とをふくむ具体的な事物のなかにある『具体的普遍』としてのみ、客観的には存在するものである。」（重田 1975, 203 ページ）

「特殊・個別をふくまない『抽象的普遍』としての純粹な一般的なものを、原理的なものとみなす、という（注：宇野の）誤った理解は、同時に、発展段階的な特殊性や各国別個別性における『様相の相違』を、非『原理論』的な不純なものととらえるという誤りと、不可分なものとして結びついている…。（中略）…、『具体的普遍』の論理をもちあわせていない宇野弘蔵氏…」（同 233 ページ）。

また、この点は、日本資本主義論争における向坂逸郎（1897～1985）や宇野弘蔵への批判としても言及されている。

「一般的なものは、特殊的なもの・個別的なものとの具体的統一性のうちにある概念であって、客観的な具体的な事物にとっての特定の規定的側面における『具体的普遍』としてのみ存在するものであるということくらいは、すくなくとも弁証法的論理を口にするかぎりはまったく基礎的な事柄として百も承知であるにちがいないにもかかわらず、向坂逸郎氏や宇野弘蔵氏ともあろう人たちが、…（以下、略）」（同 272 ページ）。

マルクス『資本論』全3部は、具体的な資本制経済という対象を概念的に把握する経済学批判体系（6項目プラン）の第1項目の最初の部分「資本一般」として準備された著作および草稿である。1860年代に「資本一般」の内容はおおいに拡充されたが、『資本論』草稿の各所で指摘されているように、競争、信用、株式会社、土地所有、賃労働そして国家以降の「特殊」理論を展開するための拡充であり、こうしたプラン自体が変更ないし廃棄されたわけではない。

このように、『資本論』=具体的普遍という弁証法的普遍の意味内容が確認されるならば、マルクスの経済学批判体系（プラン）とその方法の意義が再確認されるべきであろう。それは、21世

紀初頭の現代資本主義を体系的に把握するうえで必要である。なぜなら、資本制経済はつねにそれぞれの国家によって総括された「国民」経済とそれらのあいだの相互作用として存在しており、資本から世界市場にいたる総体として、少なくとも40～50年間にわたる段階をいくつか経てきたからである。具体的に20世紀資本主義をみても、2つの世界大戦でくられる20世紀前半期（～1945年）と第二次大戦後のアメリカ主導と冷戦体制下にあった20世紀後半期（～1990年頃）とに区分される。21世紀のグローバルあるいはトランシショナル資本主義段階は1990年頃から始まり、現在はその半ばにある。それぞれの時期=段階は、たとえば自由競争から独占、金本位制から管理通貨制、私的独占から国家独占といった個々のメルクマールで段階区分されるものであつてはならない。資本から世界市場にいたる総体認識をふまえた時期=段階区分が必要である。

この意味で、ここで詳述はできないが、『資本論』=拡充された資本一般=具体的普遍は、経済学批判体系にそった抽象から具体への重層的な論理展開と、19世紀以来の歴史的・段階的变化・発展の2つの方向へ（縦横に）具体化されなければならない。その際、資本制経済の理論は『資本論』で完成しているとするのではなく、現代「経済学批判」をつうじて、より展開されなければならない。マルクス経済学が現代経済学（modern political economy）として展開する道筋はこれ以外にはない<sup>10)</sup>。

また、抽象的な経済理論といえども、つねに具体的な事物の一面を把握している限り、たとえば『資本論』第1部第8章の絶対的剩余価値生産の理論と19世紀工場法の分析のように、具体的な事実（歴史）の例証を必要とする。たとえ具体的な事物が多くの事情によって影響されたものとして存在するにしても、概念は具体的な事物を離れた、宙に浮いたものではない。『資本論』第3部草稿の地代の歴史的生成を扱う箇所において、マルクスがこうした経験的事情の分析と概念把握との結合の仕方について述べている内容をいま一度

想起したい。

「不払いの剩余労働が直接的生産者たちから汲み出されるその独特的な経済的形態は、支配・隸属関係を規定する。この経済的形態を基礎に、生産関係それ自体から発生する経済的共同体(Gemeinwesen)の全ての姿と、それと同時に、その独自な政治的姿が築かれる。(中略) このことは、同一の経済的土台(Basis)－主要な諸条件から見て同一の－でも、無数の異なる経験的事情、すなわち自然条件、種族関係、外部から作用する歴史的影響などによって、現象においては、無限のバリエーションと段階(Abstufung)を呈することを妨げるものではない。これらは、経験的に与えられた事情の分析によってのみ把握(begreifen)される。」(『資本論』第3部第47章、MEW.25, S.800)

#### 注

- 1) 本稿は基礎経済科学研究所主催：現代資本主義研究会（2011年8月6日 於：京都大学経済学部）における発表に加筆したものである。同研究会では、重田氏が同書にもとづいて報告され、評者がコメントを行う立場にあったので、同書の要点を紹介する必要はなかったが、この批評の執筆にあたって、研究会当日に配布された重田氏の詳細なレジュメを参考にした。  
同書については、本誌124号（2010年12月）に赤間道夫氏の書評が掲載されている。合わせて参照していただきたい。
- 2) 本書に直接に関連する重田氏の著作は以下の通り。  
『マルクスの資本主義』桜井書店、2006年。『資本主義を見つけたのは誰か』桜井書店、2002年。『資本主義とはなにか』青木書店、1998年。『資本主義の発見』御茶の水書房、1983年、改訂版1992年。『マルクス経済学方法論』有斐閣、1975年（この著作の56ページ以下の「補論」においてすでに「資本主義」範疇の用語法について書かれている）。また、重田氏には、このほかに、旧ソ連社会を「独特な国家社会主義」と規定した『社会主义システムの挫折』（大月書店、1994年）、相対的過剰人口論争をまとめた『資本主義と失業問題』（御茶の水書房、1990年）などの重要な著作があることを付記しておく。
- 3) 「社会の中で生産する諸個人、したがって諸個人の社会的に規定された生産が出発点である。」「理論的方法のばあいも、主体である社会が、前提としていつでも表象に思いうかべられていなければならない」（マ

ルクス「経済学批判への序説」1857年より）。

ヘーゲル社会哲学における「市民社会」については、角田（2008a）を参照。

- 4) 関連して、「三段階論という方法論は、経済分析の常道を宇野派経済学的にまとめたもので、…完全なまちがいという批判はあたらない。／私たち自身が三段階論と相似の分析方法を駆使している」（宮本憲一『現代資本主義と国家』岩波書店、1981年、59～60ページ）という評価には賛成できない。評者は、「国家独占資本主義」という段階規定について、「これ（注：国家独占資本主義論）はそもそもマルクスの経済学批判体系を脇に追いやった上で議論であったために、ある者は管理通貨制をいい、別の者は公共投資、また別の者は体制的危機や冷戦体制をいうという具合に、結局、資本制経済の有機的総体を把握する議論にはなりえなかつた」（角田2009a、46ページ）とした。また、「経済民主主義」との関わりでも、国家独占資本主義論の問題点を指摘したことがある（基礎研編『講座構造転換 第4巻』青木書店、1987年、120～122ページ）。
- 5) ヒルファーディングが念頭においているドイツにおける社会科学と経済学の方法をめぐる論争については、角田（2008b）（2008c）を参照されたい。  
ヒルファーディングと「新カント派」の方法については、さしあたり、高山満氏の筆による信用理論研究会編『信用論研究入門』（有斐閣、1981年）174～5ページをみられたい。
- 6) 角田（2005）40ページでは、武市健人によるヘーゲル論理学と『資本論』の解釈（改作）と宇野との同一性を指摘した。
- 7) 労働力商品化にもとづく「商品による商品の生産」という把握は、資本制生産過程において資本の指揮命令のもとで活動する労働力はもはや商品ではないことを看過することになる。本書183～190および211～212ページ、重田1975第6章、重田1998、第V、VI章を参照。重田氏は「労働力商品化フェティシズム」（1998、207ページ）という表現を使われたことがある。
- 8) 角田（2010）を参照。
- 9) 具体的普遍あるいは普遍・特殊・個別の弁証法の意義については見田石介（1906～1975）の業績が参照されるべきである。また、最近では、平野喜一郎『入門講座 『資本論』を学ぶ人のために』新日本出版社、2011年、にこの内容に関する簡単な「補論」がある。また、角田（2005）第5章および（2007）を参照されたい。宇野弘蔵の「原理論」が英訳されたこともあり、海外では宇野理論がある程度知られているが、宇野方法論批判はまったく知られていない。その意味で、見田石介と宇野弘蔵とを対比し、両者の方法論の違いを総括的に論じて海外に紹介した英語論文

Kakuta (2009b) は多少の意味があると考えている。  
10) 角田 (2008d) はこうした考え方へ沿った批評であった。また、角田 (2011) 第3部はこれに沿った試みの1つである。

## 評者の関連文献一覧

- [1] 角田 (2005) 『「資本」の方法とヘーゲル論理学』大月書店。
- [2] 角田 (2007) 「分析的方法を基礎とする弁証法—ヘーゲル、マルクス、見田石介」関西唯物論研究会『唯物論と現代』39号、86–105ページ。
- [3] 角田 (2008a) 「近代市民社会批判の学としてのヘーゲルとマルクス」『立命館文学』603号、83–97ページ。
- [4] 角田 (2008b) 「マルクスとメンガーにおける方法の差異」関西唯物論研究会編『唯物論と現代』40号、81–98ページ。
- [5] 角田 (2008c) 「シュモラーとヴェーバーにおける社会科学・経済学の方法—ヘーゲルとマルクスからみた差異—」『立命館経済学』57卷1号、1–27ページ。
- [6] 角田 (2008d) 「読書ノート：大谷禎之介編『21世紀とマルクス—資本システム批判の方法と理論—』」『経済科学通信』116号、64–68ページ。
- [7] 角田 (2009a) 「現代経済分析の視点—マルクスとボスト・マルクス—」立命館大学社会システム研究所『社会システム研究』18号、35–55ページ。
- [8] Kakuta, S.(2009b) "Methodological Differences Between Two Marxian Economists in Japan: Kozo Uno and Sekisuke Mita" *Research in Political Economy*, Volume 25, pp.277-299.
- [9] 角田 (2010) 「前資本制生産様式における人格的依存関係と共同体—マルクス「諸形態」と大塚久雄における論理と歴史—」関西唯物論研究会『唯物論と現代』45号、2–19ページ。
- [10] 角田 (2011) 『概説 社会経済学』文理閣。

(かくた しゅういち 所員 立命館大学)

## 編集後記

▼基礎経済科学研究所第34回研究大会が、「震災と現代経済、その復興と未来社会の展望」の統一テーマで、10月8~9日に立命館大学草津キャンパスで、経済学部のご支援もいただきて開催されました。今号は、その時の講演や報告を中心に、また7月の研究大会の成果を継承したご研究を収めることができました。さらに今回も福島関係の執筆者による論考を3本掲載することができました。テーマは前号からの継承となります。福島をはじめとする生きしい情報を重視するとともに、表紙写真にも見られますように、今後の展開や展望も含めることを意識しました。

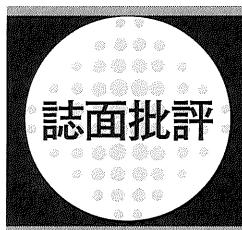
▼震災（津波災害も含む）と原発災害、災害復興と地域再生、エネルギーを中心に今後の社会システムとそれを方向付ける政治システムの在り方など、それぞれに焦点を絞りつつ、かつ全体のバランスも考えながら、さらには、経済（学）全般への視野も維持しつつ紙面をいかに構成するか、色々と試行錯誤の議論を継続しながら、出来上りました。大会以降十分な時間がない中で短時間での執筆を快諾されて、玉稿をお寄せくださいました皆さんにお礼申し上げます。

▼編集局の対応もレベルアップしたのではないかと思います。3.11以降、経済学や『経済科学通信』、そして基礎研は何をすべきか、何を課題に取り組むべきか、何ができるか、などをそれぞれの編集子が真剣に考える機会が増え、エネルギーが發揮されたからでしょう。

留学帰りの若手が復帰したこと、大きな助っ人として力を発揮しました。そして何よりも編集局長が交代し、新しい雰囲気で、きちんと正確にしかも賑やかに議論が進み、結論を得る体制が整備されたことが大きな要因であると思います。学会誌編集にも経験豊かな新しい編集局長の今後のご活躍、編集局会議の発展に大いに期待しております。

▼小生は、長らく編集局長を務めさせていただきましたが、この秋の総会で理事長という新しい持ち場に移ることになりました。幸いにも新しい、レベルアップした編集局の体勢への移行もスムーズに実現しました。この間に頂きました皆様からのご支援に心から感謝いたします。また夜遅くなることが多いでしたが、楽しく、和気あいあいと会議を進め、水準高い『通信』の発行に力を発揮されてきた編集局員の皆様にも、とくに厚くお礼申し上げます。10年という長い間でした。この間に最近は所員数の減少を食い止め、増勢に転じてきましたが、『通信』読者は漸減傾向が続いている。重い宿題を残したまでの離任ですが、必ずやこの課題は解決されるものと確信しています。

▼基礎研全体の繁栄とともに、『経済科学通信』の発展に向けて、微力ながら今後とも尽くして参りたいと考えています。お礼とこれからの方々の皆様のさらなるご支援をお願いする言葉とともに、交代のご挨拶とさせていただきます。有難うございました。 (中谷武雄)



## 再生産表式における資本財所有者 —前号金江論文へのコメント—

森岡 真史

本誌前号掲載の金江亮氏の論文「マルクス経済学とマクロ経済動学」では、「限界原理に基づく最適成長モデル」の「定常状態」において「価格レベルの再生産表式では資本財部門の剩余価値が負になるという不思議な現象」(111頁)が起きるとされている。以下では、なぜそのような現象が生じているのかを調べてみよう。

定常状態では、物的な產出と投入は次のようにになっている。

	資本財	労働	生産物
資本財部門	0	0.4	0.4
消費財部門	ストック 10 物的減耗 0.4	0.6	$\sqrt{6}$

実質賃金率は  $5\sqrt{6}/6$  単位、資本財 1 単位の賃貸料は消費財  $\sqrt{6}/20$  単位であり、これらは労働および資本財の限界生産力に等しい、資本財 1 単位の価格は消費財で測って  $5\sqrt{6}/6$  単位である。したがって、消費財 1 単位を 1 円とすると、各部門の費用と利潤は次のようにになる。

	C	V	M	合計
資本財部門	0	$\sqrt{6}/3$	0	$\sqrt{6}/3$
消費財部門	$\sqrt{6}/2$	$\sqrt{6}/2$	0	$\sqrt{6}$

生産される消費財は  $\sqrt{6}$  単位であるが、労働に対して支払われる賃金の合計は  $5\sqrt{6}/6$  単位であるから、定常状態が成立するためには、さらに消費財  $\sqrt{6}/6$  単位が消費されなければならない。この消費を行なうのは、資本財所有者である。金江論文のモデルでは、「資本財所有者は家計であり」(109頁)、家計は労働者として 1 単位の労働から消費財を  $5\sqrt{6}/6$  単位受け取ることに加えて、資本財所有者として 10 単位の資本財の賃貸 (0.4 単位の物的減耗) から利子として消費財を  $\sqrt{6}/6$  単位、合計  $\sqrt{6}$  単位受け取る。すなわち、この定常状態では、企業利潤は存在しないが、利子は存在する。したがって、「剩余価値」も存在する。

剩余価値が表式に現れるようにするために、資本財所有者の収支を加えなければならない。資本財所有者は、資本財 10 単位を消費財部門に貸して賃貸料として  $\sqrt{6}/2$  単位受け取り、このうち  $\sqrt{6}/3$  円で、減耗した資本財 0.4 単位を資本財企業から購入し、 $\sqrt{6}/6$  円で消費財を購入する。したがって、資本財所有者を加えた価格表式は次になる。

	C	V	M	合計
資本財部門	0	$\sqrt{6}/3$	0	$\sqrt{6}/3$
消費財部門	$\sqrt{6}/2$	$\sqrt{6}/2$	0	$\sqrt{6}$
資本財所有者	$-\sqrt{6}/6$	0	$\sqrt{6}/6$	0
合計	$\sqrt{6}/3$	$5\sqrt{6}/6$	$\sqrt{6}/6$	$4\sqrt{6}/3$

ここで、資本財所有者の不变資本欄のマイナスは、資本財所有者が賃貸料と物的減耗費用の差額を純所得として得ていることに対応する。

では、金江論文ではどうして剩余価値の欄にマイナスが現れているのだろうか。それは、(1) 不变資本を、企業にとっての費用(賃貸料)ではなく、資本財の物的消耗の評価額で測り、(2) 可変資本に、家計の資本所有者としての消費を加えているからである。消費財部門における資本財の物的減耗は  $0.4 \times 5\sqrt{6}/6 = \sqrt{6}/3$  である。また、家計は特定の部門に属しているわけではないが、かりに、資本所有者としての消費を、労働者としての消費と同じ比率で配分すると、家計の消費は、資本財部門では  $2\sqrt{6}/5$  単位、消費財部門では  $3\sqrt{6}/5$  単位となる。それゆえ、

	C	V	M	合計
資本財部門	0	$2\sqrt{6}/5$	$-\sqrt{6}/15$	$\sqrt{6}/3$
消費財部門	$\sqrt{6}/3$	$3\sqrt{6}/5$	$\sqrt{6}/15$	$\sqrt{6}$

となり、金江論文 110 頁の表が得られる。このように、金江論文の価格表式における剩余価値の欄は、生産物の価格と費用の差額としての企業利潤ではなく、したがってそれがマイナスであることは、別に「不思議な現象」ではない。

以上のことを指摘したのは、それが、「資本財所有者」の取り扱いに起因する問題だからである。マルクスの理論は、地代論を除いて、資本家と労働者の二階級社会を前提する。金江論文（また通常のミクロ経済学・マクロ経済学）のように、「家計」が資本財と労働力を供給するという想定に基づいて分析を展開する場合には、資本財の供給者としての「家計」とその利子所得を、理論的にどのように位置づけるかという問題が生じる。異なった前提に立つ諸理論の結合をはかることは有意義であるが、その際には、こうした前提の相違について、より慎重な考察と取り扱いが必要であろう。

(もりおか まさし 所員 立命館大学)

## 投稿規定

下記の要項にしたがって、奮ってご投稿ください。

種類と枚数 論文、研究ノート、読書ノート：200字詰45枚以内

研究動向、書評：同 20枚以内 いずれも、図表、注などを含む。

原 稿

- ・編集局宛 (henshu@kisoken.org) に電子メールの添付ファイルでお送り下さい。ファイル形式は、テキスト形式あるいはMS-Wordで読み込み可能な形式にして下さい。郵送の場合は、返却不要なメディアに保存して、基礎経済科学研究所宛にお送り下さい。その際、コピーを一部添えて下さい。なお、お送りいただいた書類、メディア等は返却致しません。
- ・審査は、投稿されてから直近の経済科学通信編集局会議にて、まず匿名査読委員の選定が行われ、査読依頼を行い、その評価に基づき、掲載の可否を編集局会議において決定します。その決定は、論文投稿者に書面にて、郵送でお知らせします。掲載可と判断された論文の掲載号は、経済科学通信の構成及び筆者校正等の日数を鑑みた上で、決定します。
- ・抜刷をご希望の方は実費にて作成可能です。筆者校正時に、その旨とご希望部数をご連絡ください。

掲 載 料 下記の金額をお支払い願います（所員・所友・研究生を除く）。

論文・研究ノート・読書ノート 5000円、研究動向・書評 2000円

## 経済科学通信 第127号 2011年12月30日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局  
〒604-0934 京都市中京区麿屋町通二条下る尾張町225  
第二ふや町ビル603号

TEL/FAX (075) 255-2450  
e-mail henshu@kisoken.org  
URL http://www.kisoken.org  
振替01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

編集局長 角田修一  
副編集局長 山西万三 藤岡博  
編集局員 大西広 神谷章生 田中幸世 増田和夫 森岡真史  
森本壮亮 佐々木雅幸 阪本将英 大畠智史 中野裕史

印刷所 中谷武雄 松本朗 木下英雄  
モリモト印刷株式会社  
〒162-0813 東京都新宿区東五軒町3-19  
TEL 03-3268-6301(代)

購読料 一部1300円 定期購読3号分前納3600円(郵送料を含む)

# 時代はまるで資本論

●貧困と発達を問う全10講

基礎経済科学研究所編 二五二〇円  
「ワーキングプア」、「蟹工船」のリヴィア・アイバル。新しい「貧困」にどう対処するのか。近代経済学の古典『資本論』から現代社会を読み解く鍵をさぐる。

## 国際平和と「日本の道」

東アジア共同体と憲法九条  
望田幸男・田中則夫・杉本昭七・藤岡惇・大西広・浅井基文著 二五一〇円

## 経済統計学

基礎理論の理解と習得

大西広・藤山英樹著 二四五円

## 中国自動車市場のボリュームゾーン

—グローバル化と国際比較  
新興国マーケット論

塩地洋編 一九四〇円

中国自動車市場、とくに売れ筋の小型車市場の現状を詳細に分析。さらに小型車市場と競合・代替関係にある非自動車カタゴリー車両の現状を明らかにする。

## 入門・現代日本経済論

—経済評価と制度分析

熊倉正修著 二七三〇円

持続可能な生態系サービスの利用をめざし生態系管理に関する評価と制度分析について経済学的観点から分析。資源管理制度の設計に資する意欲的な研究書。

## 生物多様性の経済学

馬奈木俊介・地球環境戦略研究機関編 四四一〇円

持続可能な生態系サービスの利用をめざし生態系管理に関する評価と制度分析について経済学的観点から分析。資源管理制度の設計に資する意欲的な研究書。

オバマとアメリカ・モデルを理解するための全10巻  
シリーズ アメリカ・モデル経済社会  
二九四〇円(三九九〇円)

渋谷博史監修

# 世界経済危機とマルクス経済学

●資本主義経済の危機とどう対峙するか

基礎経済科学研究所編



執筆者 大西広／北野正一／松本朗／徳永潤一／秋山誠一／吉田真広／後藤康夫／塙本恭章／伊藤国彦／米田貢／紀国正典／森岡孝二／中本悟  
学諸派の経済理論を批判的に検討する中で、マルクス経済学の優位性を検証。 A5判・2600円

## 未来社会を展望する

●好評2刷!  
ポスト資本主義社会に向けて人間発達論からのアプローチ



●資料に教材に、そのまま使える最新データ 野口邦和監修  
甦るマルクス 基礎経済科学研究所編  
マルクスが資本主義の根本批判を通じて展望した未来社会像（自由人の連合）を21世紀未来社会論として展開する労作。 46判・2800円

## 大震災・原発事故とメディア

●衝撃の原子力P.A方策（安全神話マニフェスト）を収録



放送レポート別冊 メディア総合研究所編  
その時放送人はどう立ち向かったかを現場からポート。電力各社からの報道への「口出し」の数々。「原子力P.A方策」を再録。 A5判・1300円

東京都文京区本郷2-11-9  
税別価格 電話03(3813)4651(代表)

大月書店

メールマガジン配信中(登録はHPから)  
<http://www.otsukishoten.co.jp/>

# 桜井書店

〒113-0033 文京区本郷1-5-17三洋ビル16 <http://www.sakurai-shoten.com/>  
TEL (03) 5803-7353 FAX (03) 5803-7356 値格税別表示

竹内真澄 著

## 物語としての社会科学

世界的横断と歴史的縦断

〈個人の自立〉の徹底によって近代主義を超える可能性——人称論を手がかりに現代の世界社会像を構築する清新な社会科学論。

工藤 章 著

## 日独経済関係史序説

A5判上製・424頁／6200円

日独修好一五〇周年 日本とドイツの一世纪を超える相互関係の歴史と現状の解明をとおして、両国経済(企業と国民経済)の比較を、西ヨーロッパ、東アジア、さらには世界経済を視野に入れつつ試みる。かくて戦争は強行された!

原 薫 著

A5判上製・568頁／8500円

## 戦時インフレーション 昭和12～20年の日本経済

経済政策と経済実態からみた戦時体制——日中戦争に始まるアジア・太平洋戦争期の日本経済をインフレ政策に焦点をあてて描き出す。

大谷禎之介 著

A5判上製・432頁／5200円

## マルクスのアソシエーション論

未来社会は資本主義のなかに見えている

（個人の十全で自由な发展）を実現する社会をめざしたマルクス。顕微鏡的穿鑿を踏まえて（发展形態の内的紐帶）を探るマルクス。そのようなマルクスをどのように読み解けば、彼の理論と思想から現代の社会運動が必要としている指針を読み取ることができるか。長年にわたる渾身のマルクス研究がここにひとつ読み方を示す。

ほか

四六判・468頁／4200円

菊本義治・西山博幸・伊藤国彦・藤原忠毅  
齋藤立滋・山口雅生・友野哲彦 著

A5判上製・2700円

## グローバル化経済の構図と矛盾

マルクス経済学のエンセンス

山田喜志夫 著 渡辺雅男 訳

A5判上製・3200円

## 現代経済の分析視角

マルクス経済学のエンセンス

有井行夫 著

A5判上製・5700円

## 株式会社の正当性と所有理論 新版

A5判上製・2700円

有井行夫 著

A5判上製・2700円

## マルクスはいかに考えたか 資本の現象学

A5判上製・2700円

## 社会科学院入門

現代の社会システムと  
アソシエーション

長島誠一 著  
経済理論学会 编

A5判上製・2700円

## 季刊 経済理論

第48巻第4号  
(2012年1月)

### 特集○マルクス商品論の現代的可能性

冒頭商品論の現代的再考のために  
固有価値としての情報財の理論

過剰商品化試論  
外延的過剰商品化と内包的過剰商品化  
物神性と商品  
内包的過剰商品化と内包的過剰商品化  
内包的過剰商品化と内包的過剰商品化

清水真志  
伊藤誠  
野口宏  
田中史郎  
植村高久